



すべての人が自分らしく
生きることのできるまち 十日町市



第3期 十日町市人権教育・啓発推進計画

十日町市では市民一人一人が安全に安心して暮らせる「人にやさしいまちづくり」を推進しています。

この度、第2期計画に引き続き、「第3期 十日町市人権教育・啓発推進計画」
【令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間】を策定しました。

令和7年3月

十日町市

ごあいさつ

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく幸せに生きていくための権利です。

また、日本国憲法は、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって差別されないとする法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利などを基本的人権として保障しています。

十日町市では、2014年（平成26年）に「十日町市まちづくり基本条例」を制定し、「市民は、相互に尊重しながら安全・安心な生活を営む権利を有する」との市民の権利を定め、市民がお互いの信頼のもとに人権を尊重し合いながら、市民一人一人が活躍できるまちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、依然として、女性、こども、高齢者、障がいのある人などに対する暴力や虐待、部落差別（同和問題）や外国籍の人たちへの偏見などの問題は根強く、さらなる情報化の進展に伴うインターネット上での誹謗中傷や、性の多様性にかかわる人権侵害など、ますます人権課題は複雑化し大きな社会問題となっています。

また、世界に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻、ガザ・イスラエル戦争が勃発し、人権の危機とも言うべき事態が発生しています。

このような社会情勢の中、2024年（令和6年）に3回目の人権に関する市民意識調査を実施し、この度「第3期十日町市人権教育・啓発推進計画（令和7年度～令和11年度）」を策定いたしました。

今後も引き続き、本計画に基づき、市民や関係機関の皆様と連携しながら、継続的に人権教育と人権啓発の推進に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「十日町市人権教育・啓発推進計画策定委員会」の委員の皆様、市民意識調査にご協力をいただきました多くの市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

十日町市長



目 次

	頁
第 1 章 計画の概要.....	1
1 基本的な考え方.....	1
2 策定の背景.....	4
3 計画の体系.....	7
第 2 章 市民意識調査結果等から見る現状と課題.....	8
1 市民意識調査の結果.....	8
2 第 2 期計画の進捗と評価.....	51
3 課 題.....	52
第 3 章 あらゆる場を通じた人権施策の推進.....	60
1 学校等（保育所・認定こども園等、すべての学校）における 人権教育・啓発の推進.....	60
2 家庭・地域・職場や事業者における人権教育・啓発の推進.....	61
第 4 章 分野別人権施策の推進.....	63
1 女性の人権施策の推進.....	63
2 こどもの人権施策の推進.....	67
3 高齢者の人権施策の推進.....	70
4 障がいのある人の人権施策の推進.....	73
5 部落差別（同和問題）に関する人権施策の推進.....	76
6 外国から来た人の人権施策の推進.....	79
7 感染症患者やハンセン病元患者等の人権施策の推進.....	82
8 犯罪被害者やその家族の人権施策の推進.....	84
9 インターネット上の人権施策の推進.....	85
10 性的少数者等の人権施策の推進.....	87
11 身元調査に関する人権施策の推進.....	89

12 様々な人権に関する課題	90
第5章 計画の推進	92
1 庁内推進体制の整備	92
2 職員研修の充実	93
3 関係機関との連携	93
 ■資料編	94
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	95
部落差別の解消の推進に関する法律	97
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	98
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	100
策定までの経過	102
主な人権相談窓口	104

第 1 章 計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

人権は、人間の尊厳に基づいてあらゆる人が持っている固有の権利であり、個人としての存在と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

十日町市（以下、本市という。）では、日本国憲法と世界人権宣言を基底に据え、第二次十日町市総合計画の基本方針のもと、市民一人一人が安全に安心して暮らせる「人にやさしいまちづくり」を推進してきました。

本市においては、「十日町市人権教育・啓発推進計画」（2015 年度（平成 27 年度）から 2019 年度（令和元年度））に引き続き、「第 2 期十日町市人権教育・啓発推進計画」（2020 年度（令和 2 年度）から 2024 年度（令和 6 年度））を策定し、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

加えて、本市の取り組みの進捗状況を把握するために「市民意識調査」を実施し、さらなる取り組みの充実を図っています。

これらの取り組みにより、市民の人権問題に対する意識は着実に高まってきましたが、「人権の世紀」といわれる 21 世紀を迎えた現在においても、部落差別（同和問題）や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国から来た人、感染症患者等の人権などに関するさまざまな問題が依然として存在しており、近年では、インターネット上での掲示板等への悪質な書き込みや差別を助長する動画のアップロード、戸籍等の不正取得、性的少数者への差別等の事象も発生しています。

また、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大、新型コロナウイルス（COVID-19）による感染拡大、自然災害など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化等も反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題はますます多様化、複雑化しています。

こうした状況の中、これまでの成果や課題を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として「第 3 期 十日町市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

(2) 計画の特徴

- ① 本市における人権教育と人権啓発の施策を総合的に進めるための指針であり、各種の個別計画や施策の基本となる計画です。
- ② 市民との協働及び国、県、市町村、関係機関、関係団体との連携・協力によって実現していく計画です。

- ③ 今後の社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行います。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。

(4) 計画の目標・推進の基本方針 ※第2期から継承

すべての人が自分らしく生きることのできるまちの実現を目指して、市民一人一人が差別や偏見に真摯に向き合い、人権について深く学び、考え、人権を擁護し、促進する行動を実践していけるようになることを目標とします。

この目標の実現に向けた基本的な考え方は、次のとおりです。

- ◆ 一人一人の生命と尊厳が守られ、等しく尊重されること
- ◆ 一人一人の幸福を追求できること
- ◆ お互いを尊重し、つながり支え合うこと

また、この計画における人権教育・啓発は、次の基本方針に基づいて推進します。

① 一人一人の可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度を身につけることができるとともに、一人一人が社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取り組みを推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

お互いの個性や価値観の違いについて偏見を持つことなく認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような差別のない共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

市民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取り組みを推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

あらゆる人権問題に自分自身の課題として向き合い、差別と偏見を排除する認識で臨み、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取り組みを推進します。

(5) 本計画で用いる「人権教育・啓発」について

国連の『人権教育のための世界計画 第4フェーズ行動計画』においては、「人権教育には、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修又は情報に関する取組が含まれ、

(a) 知識及びスキル：人権について学び、日常生活で人権を行使するスキルを身に付ける

(b) 姿勢：人権尊重の姿勢、価値観及び信念を進展又は強化させる

(c) 行動：人権を擁護し、促進する行動をとる

を育成する、生涯にわたるプロセスである。」

としており、本計画で用いる「人権教育・啓発」も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神を育むことを目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「市民などの間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民などの理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいいます。

(6) 計画の目標（市民意識調査等）

【増やす項目】

内 容（調査項目）	第1回	第2回	第3回	目 標
	H26 調査	H31 調査	R6 調査	
市民意識調査の回収率	56.4%	56.3%	52.7%	前回より増加
基本的人権が「守られている」と感じている市民の割合	61.5%	59.7%	59.8%	〃
人権三法を「知っている」市民の割合				〃
①障がい者差別解消法	—	44.7%	44.9%	
②ヘイトスピーチ解消法	—	37.6%	44.2%	
③部落差別解消推進法	—	38.7%	43.7%	
市民向けの広報活動（市主催の人権をテーマした講演会や映画上映など）				年1回定期開催

【減らす項目】

内 容（調査項目）	第1回	第2回	第3回	目 標
	H26 調査	H31 調査	R6 調査	
関心のある人権が「特にない」市民の割合	8.7%	11.2%	10.5%	前回より減少
人権侵害を感じた経験が「ある」人の割合	14.8%	12.7%	14.3%	〃
部落差別（同和問題）に関する人権侵害の有無について、「わからない」と回答する市民の割合	47.0%	47.9%	51.9%	〃

2 策定の背景

(1) 国際的な動向

1948 年（昭和 23 年）、「人類社会すべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」とうたった「世界人権宣言」が国際連合の総会において採択されました。

1966 年（昭和 41 年）には、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「国際人権規約」が採択され発効されました。

以降も、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人権差別撤廃条約」等多くの人権条約が採択され発効されてきました。

1994 年（平成 6 年）の国連総会においては、1995 年（平成 7 年）から 2004 年（平成 16 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され、「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択されました。その後、これら取り組みを更に進めるため、2004 年（平成 16 年）の国連総会において「人権教育のための世界計画」が決議されました。

また、2006 年（平成 18 年）には、国連において人権の重要性に鑑み、従来経済社会理事会の下部組織であった人権委員会が、総会の補助機関の 1 つとしての人権理事会へと強化され、人権侵害に対する取り組みや勧告を行うとともに、人権の緊急事態に対応し、人権侵害の防止、人権遵守の監視、加盟国の人権に関する義務が果たせるように支援を行うこととされました。さらに、同年 12 月には、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする「障害者の権利に関する条約」が、2011 年（平成 23 年）3 月には、「人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会において採択されました。

しかしながら、世界各地で繰り返される紛争による市民への迫害、宗教による女性や子どもの蔑視、難民や移民に対する差別など、人権が脅かされている状況には厳しいものがあります。

(2) 国・県の動向

我が国においては、1946 年（昭和 21 年）に「基本的人権の尊重」をうたった「日本国憲法」が公布されました。

我が国固有の部落差別（同和問題）への取り組みは、戦後本格的に行われるようになり、「同和对策審議会答申」を受けて、1969 年（昭和 44 年）に「同和对策事業特別措置法」が制定されました。

1995 年（平成 7 年）には、「人権教育のための国連 10 年」の決議を受けて、「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、1996 年（平成 8 年）に「人権擁護施策推進法」が制定され、「人権擁護推進審議会」が設置されました。

2000 年（平成 12 年）には「人権教育・啓発推進法」が施行され、更に、2002 年（平成 14 年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関す

る施策を展開しています。

我が国では「障害者の権利に関する条約」の締結の先立ち、国内法令の整備が進められてきました。

2011 年（平成 23 年）に「障害者基本法」が改正され、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる社会モデルに基づく障がい者の概念や、障害者権利条約という「合理的配慮」の理念が盛り込まれ、また、同年には、「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」も制定されました。

2012 年（平成 24 年）には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が制定され、改正障害者基本法を踏まえた基本理念が掲げられるとともに、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直し等が行われました。

2013 年（平成 25 年）には「いじめ防止対策推進法」が施行され、また、同年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布され、一部を除き 2016 年（平成 28 年）に施行されました。

さらに、2016 年（平成 28 年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」や「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が公布・施行されました。

しかしながら、このような我が国の状況に対して、人権差別撤廃条約人権委員会は 2018 年（平成 30 年）8 月に「あまりにも不十分」との書簡を採択しました。このことは、我が国の人権状況には、まだまだ多くの課題が残されていることが国際的に指摘されたことを示しています。

その後、2023 年（令和 5 年）の第 211 回国会（常会）に、「令和 4 年度 人権教育及び人権啓発施策」が報告され、同報告を取りまとめた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく年次報告として、「令和 5 年版 人権教育・啓発白書」が、公開されました。

新潟県では、同和教育を中核とした人権教育を推進するため、1978 年（昭和 53 年）に「同和教育基本方針」を策定しています。

その後、2000 年（平成 12 年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、2004 年（平成 16 年）に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」が策定され、2010 年（平成 22 年）には、新潟県教育委員会により「新潟県人権教育基本方針」が制定されました。2021 年（令和 3 年）には「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」及び「新潟県人権教育基本方針」がそれぞれ改定され、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図っています。

文部科学省が示した「いじめ」の定義：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(3) 十日町市の取組

本市では、年齢や性別、障がいの有無に関係なく、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めてきました。

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「こども・子育て応援プラン」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「男女共同参画基本計画」等を策定し、各分野で人権に配慮した施策を推進してきました。

2015 年（平成 27 年）には人権教育・啓発をさらに進めるための「人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

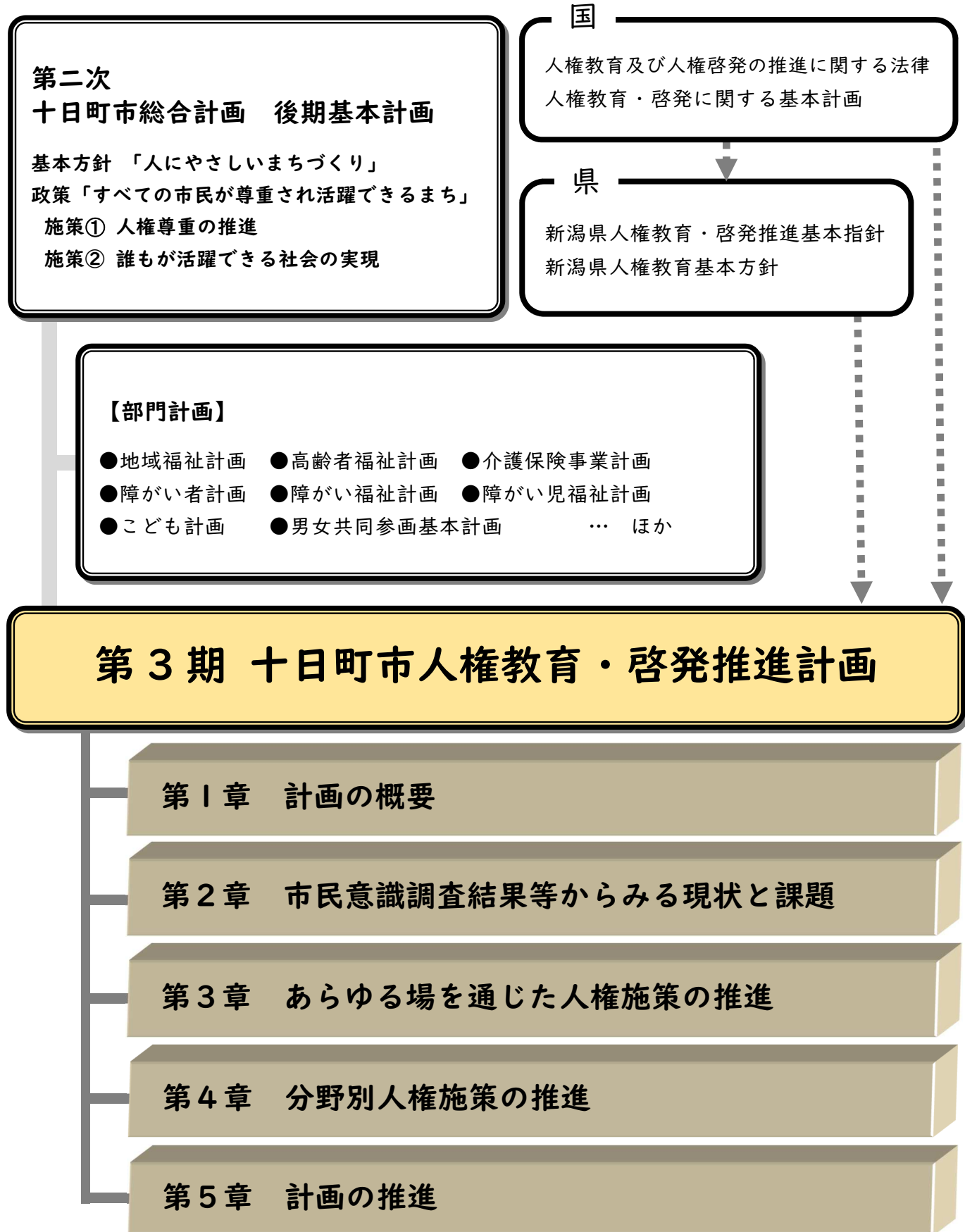
その後、2020 年（令和 2 年）には、「人権教育・啓発推進計画」の評価を基に、「第 2 期人権教育・啓発推進計画」を策定し、更なる人権教育・啓発を推進してきました。

そして、「第 2 期人権教育・啓発推進計画」の評価及び国や新潟県の人権に関する取組を基に、「第 3 期人権教育・啓発推進計画」の策定に至ります。

「第 3 期十日町市人権教育・啓発推進計画」策定に向けて、今回も市民 2,000 人を対象に市民意識調査を実施し、前回、前々回の市民意識調査と同様に有効回収率 52.7% と高い回答率を得ました。情報化社会の急速な発展や価値観・生き方の多様性に伴い、人権問題は多岐にわたり、複雑化していることが市民の関心を高めていると推測されます。

しかし調査結果では、いまだに人権侵害を感じた経験がある人の割合が増加傾向にあり、近年ではインターネット上での誹謗中傷など人権侵害は大きな社会問題となっています。様々な人権に対する課題解決に向けた取組を進めるとともに、社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応し人権教育・啓発活動を推進してまいります。

3 計画の体系



第2章 市民意識調査結果等から見る現状と課題

1 市民意識調査の結果

本市では、人権が尊重される社会の形成をめざし、人権に関する施策を効果的に実施するための基礎資料として、2024年（令和6年）1月に「人権に関する市民意識調査」を実施しました。

情報化の急速な進展や各人の価値観、生き方の多種多様化に伴い、人権に関する課題は多岐にわたり、複雑化しています。全国的にみても、子どもや高齢者、障がい者への虐待、女性差別、外国籍の人等への差別や偏見、いじめ、セクシャル・ハラスメントといった人権課題があり、また最近では、性的少数者、インターネット上での差別等の新たな人権問題に関心が高まっています。家族や地域、職場等においては、つながりや支え合いが希薄になっていることも問題となっています。

調査においては、人権にかかわる実態を調べるとともに、人権に関する課題に関する意識や意見の把握にも努めました。

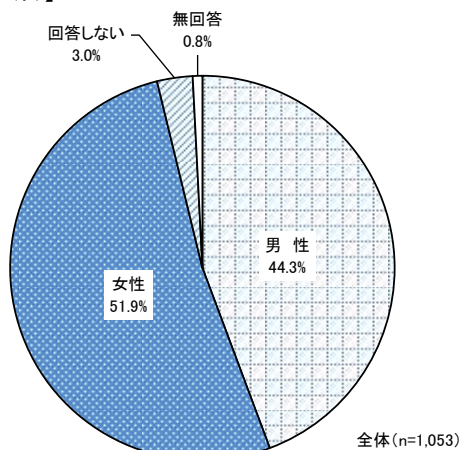
調査結果を基に、今後の効果的な人権施策についての検討を行い、様々な人権に関する課題の解決に向けて努めていきます。

調査の概要は次のとおりです。

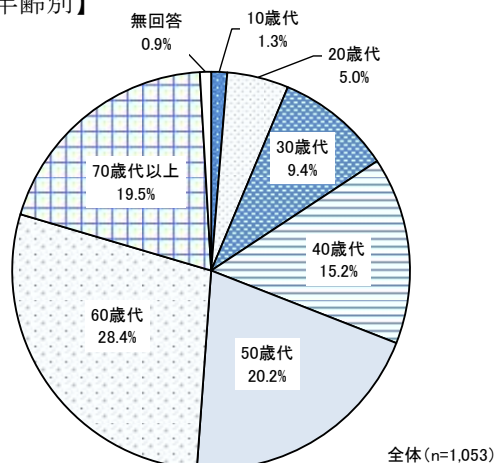
- *調査地域：十日町市全域
- *調査対象者：18歳以上の市民
- *標本数：2,000人
- *抽出方法：電子計算機マスターファイルからの無作為抽出
- *調査方法：郵送法（調査票の配付、回収とも）及びインターネット回答
- *調査時期：2024年（令和6年）1月
- *有効回収数・有効回収率：有効回収数＝1,053件
（うちインターネット回答数＝132件）、有効回収率＝52.7%

調査回答者の性別・年齢別の構成は次のとおりです。

【性別】



【年齢別】



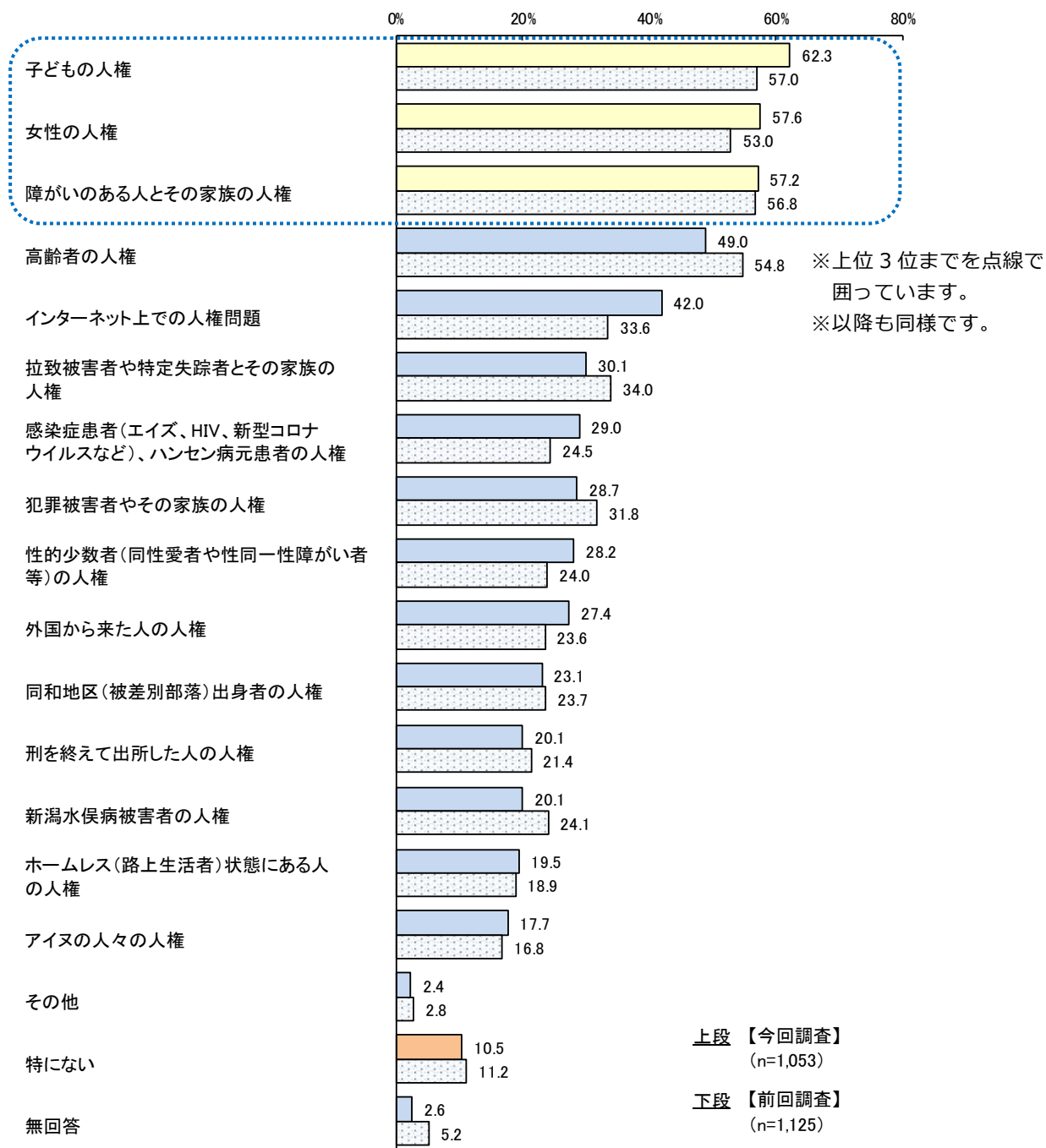
市民意識調査の回答状況（回収率）一覧表（第１回から第３回まで）

	第１回（前々回）	第２回（前回）	第３回（今回）
調査時期	2014 年（平成 26 年） 3 月	2019 年（平成 31 年） 1 月	2024 年（令和 6 年） 1 月
調査対象者	十日町市全域 18 歳以上 2000 人		
回収率	56.4%	56.3%	52.7%
性別 男	46.8%	47.6%	44.3%
女	51.9%	49.5%	51.9%
その他/ 回答しない※	—	0.1% (その他)	3.0% (回答しない)
無回答	1.3%	2.8%	0.8%
年代 10 代	0.8%	0.9%	1.3%
20 代	5.2%	4.7%	5.0%
30 代	7.8%	8.3%	9.4%
40 代	11.1%	11.0%	15.2%
50 代	15.6%	14.8%	20.2%
60 代	24.9%	23.5%	28.4%
70 代以上	33.5%	33.9%	19.5%
無回答	1.0%	2.9%	0.9%

十日町市民の人権に関するアンケートの回収率は高い水準にあり、市民の人権問題に対する関心の高さが伺えます。特に、女性の回収率が高くなっています。また、今回のアンケートでは、性別に関して「回答しない※」という選択肢を新たに設けました。この選択肢の追加により、性別に関する固定的な枠組みにとらわれない人々が、安心して回答できる環境を整えました。

さらに、今回のアンケートの回答方法では、紙の調査票に加えて、スマートフォンから簡単にアクセスできる WEB アンケートも併用しました。これにより、回答者の利便性が向上し、特に 40 代から 60 代の回収率が向上するとともに、若年層や働いている人々の回収率も高まることが期待されます。一方、70 代以上の回収率は低下傾向にあります。

(1) 関心のある人権について



「こどもの人権」への関心が最も高い

「こどもの人権」(62.3%)の割合が6割強で最も高く、次いで「女性の人権」(57.6%)「障がいのある人とその家族の人権」(57.2%)が続きます。

市民の人権に対する意識の高まりが感じられる一方で、人権に関心がないと回答した無関心層が1割程度みられことから更なる人権啓発が望まれます。

関心のある人権について（全体）

	1 位		2 位		3 位	
全体	こどもの人権	62.3%	女性の人権	57.6%	障がいのある人とその家族の人権	57.2%

前回より関心が高くなった項目について（全体）

	1 位		2 位		3 位	
全体	インターネット上での人権問題	8.4% ↑	こどもの人権	5.3% ↑	女性の人権	4.6% ↑

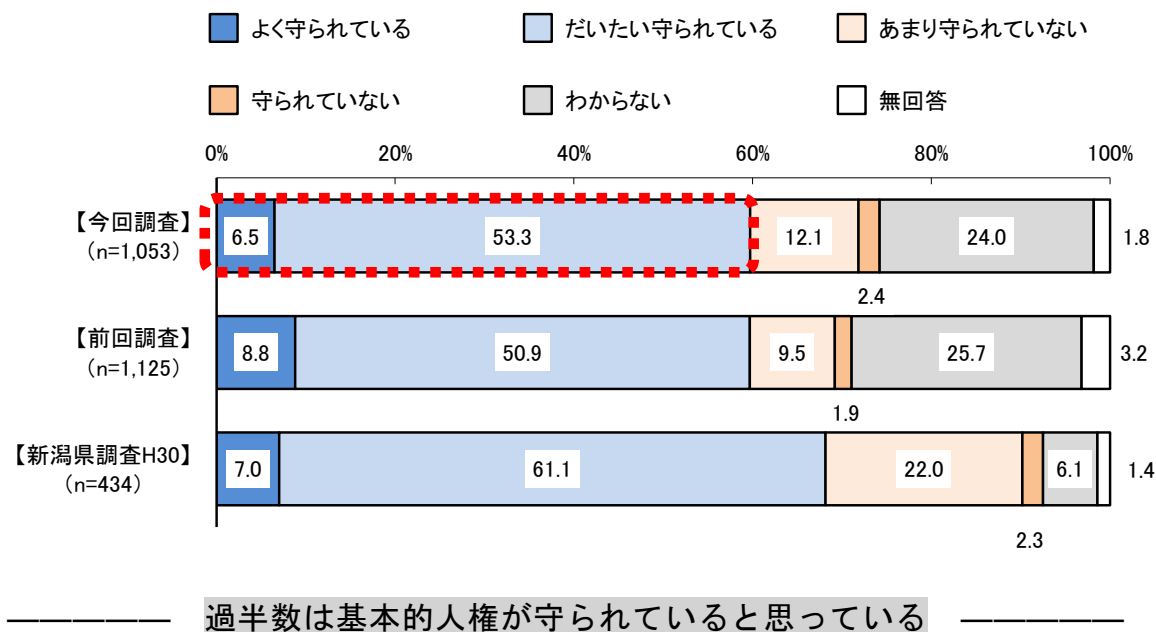
関心のある人権について（年代）

	1 位		2 位		3 位	
10 代	こどもの人権	64.3%	インターネット上での人権問題	64.3%	障がいのある人とその家族の人権 外国から来た人の人権	57.1%
20 代	こどもの人権	58.5%	女性の人権	52.8%	障がいのある人とその家族の人権	45.3%
30 代	こどもの人権	61.6%	女性の人権	56.6%	障がいのある人とその家族の人権	38.4%
40 代	こどもの人権	66.9%	女性の人権	52.5%	障がいのある人とその家族の人権	51.9%
50 代	こどもの人権	64.8%	女性の人権	62.0%	障がいのある人とその家族の人権	58.7%
60 代	障がいのある人とその家族の人権	64.5%	こどもの人権	61.5%	高齢者の人権	60.5%
70 代以上	高齢者の人権	66.8%	障がいのある人とその家族の人権	63.4%	こどもの人権	60.5%

関心のある人権について（性別）

	1 位		2 位		3 位	
男性	こどもの人権	59.2%	障がいのある人とその家族の人権	58.2%	女性の人権	50.9%
女性	こどもの人権	66.2%	女性の人権	64.2%	障がいのある人とその家族の人権	57.6%

(2) 基本的人権の遵守について



本市における基本的人権の遵守について、「よく守られている」（6.5％）と「だいたい守られている」（53.3％）を合わせた約 6 割が基本的人権は『守られている』（58.8％）としています。

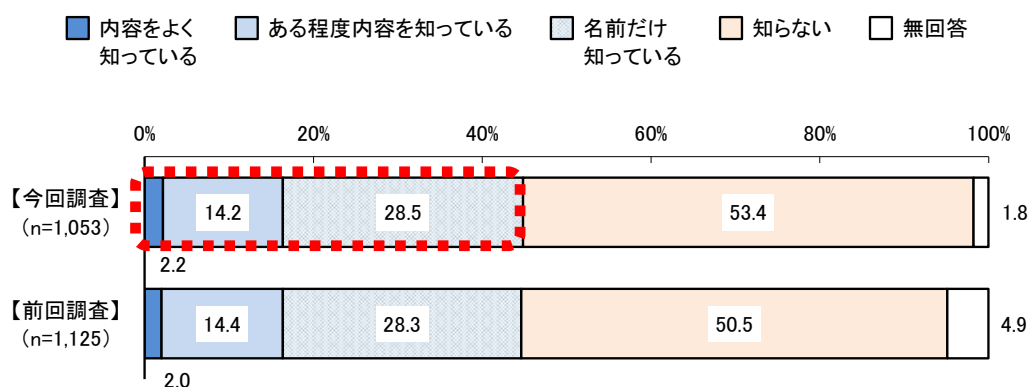
一方で、「守られていない」（2.4％）と「あまり守られていない」（12.1％）を合わせた『守られていない』（14.5％）とする人も 1 割程度いることに留意が必要です。

前回調査と比較して、大きな変化はみられないものの、新潟県が実施した平成 30 年度「第 8 回県民アンケート調査（人権に関する意識について）」と比較すると、『守られている』については、低い結果（県：68.1％）となっています。

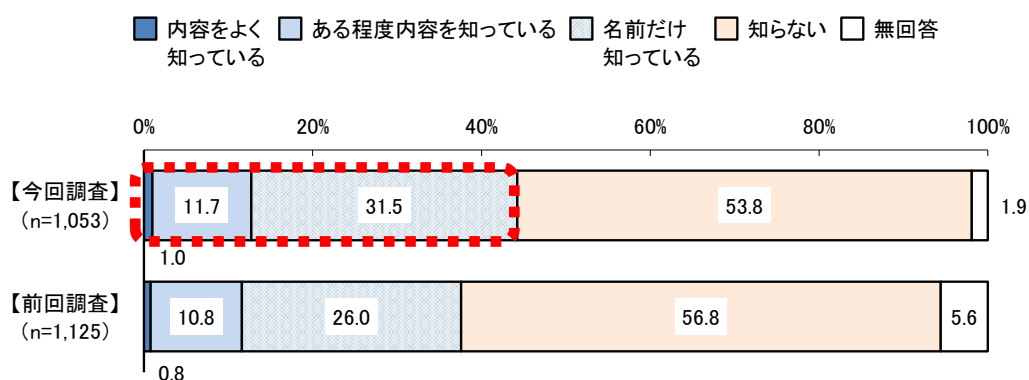
また、「わからない」については、県の 6.1％に対し、本市は、前回調査よりやや低くなったものの、24％と高止まりの状態であり、回答者の 4 人に 1 人が「わからない」と回答しています。基本的人権の考え方をより分かり易く表現し、身近な生活の中で人権侵害を感じていないか回答できるよう工夫してきます。

(3) 差別を解消するための法律について

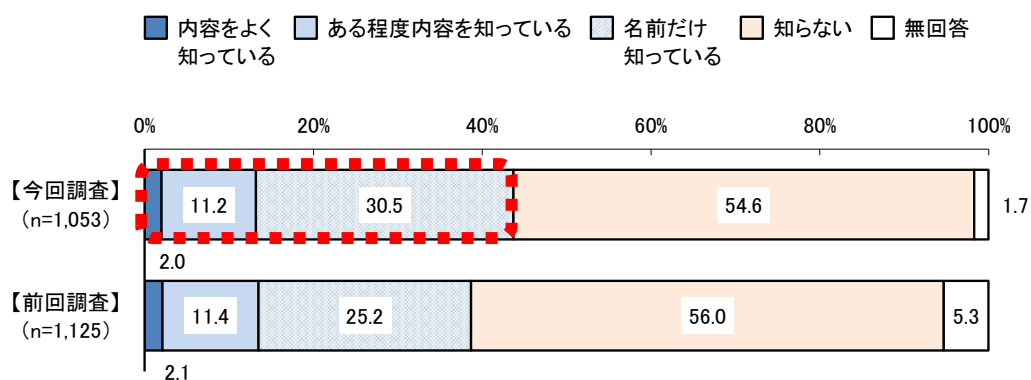
①障害者差別解消法の認知



②ヘイトスピーチ解消法の認知



③部落差別解消推進法の認知



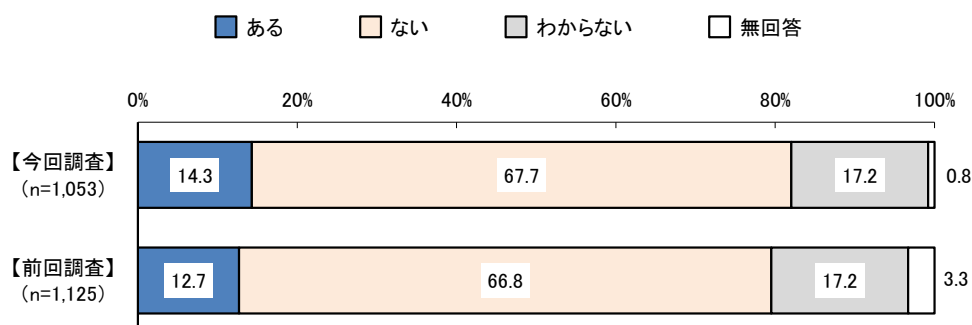
——— 半数が差別を解消するための三つの法律を認知していない ———

差別を解消するための３つの法律（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）の認知率は、前回調査と比較して、ヘイトスピーチ解消法（前回調査：37.6%→今回：44.2%）、部落差別解消推進法（前回調査：38.7%→今回：43.7%）で上昇しています。障害者差別解消法は、前回調査と同程度（前回調査：44.7%→今回：44.9%）となっています。

差別を解消するための３つの法律は平成 28 年に施行され 7 年が経過していますが、認知状況は途上にあります。この３つの法律に基づく差別解消に関する教育や啓発を課題として考える必要があります。

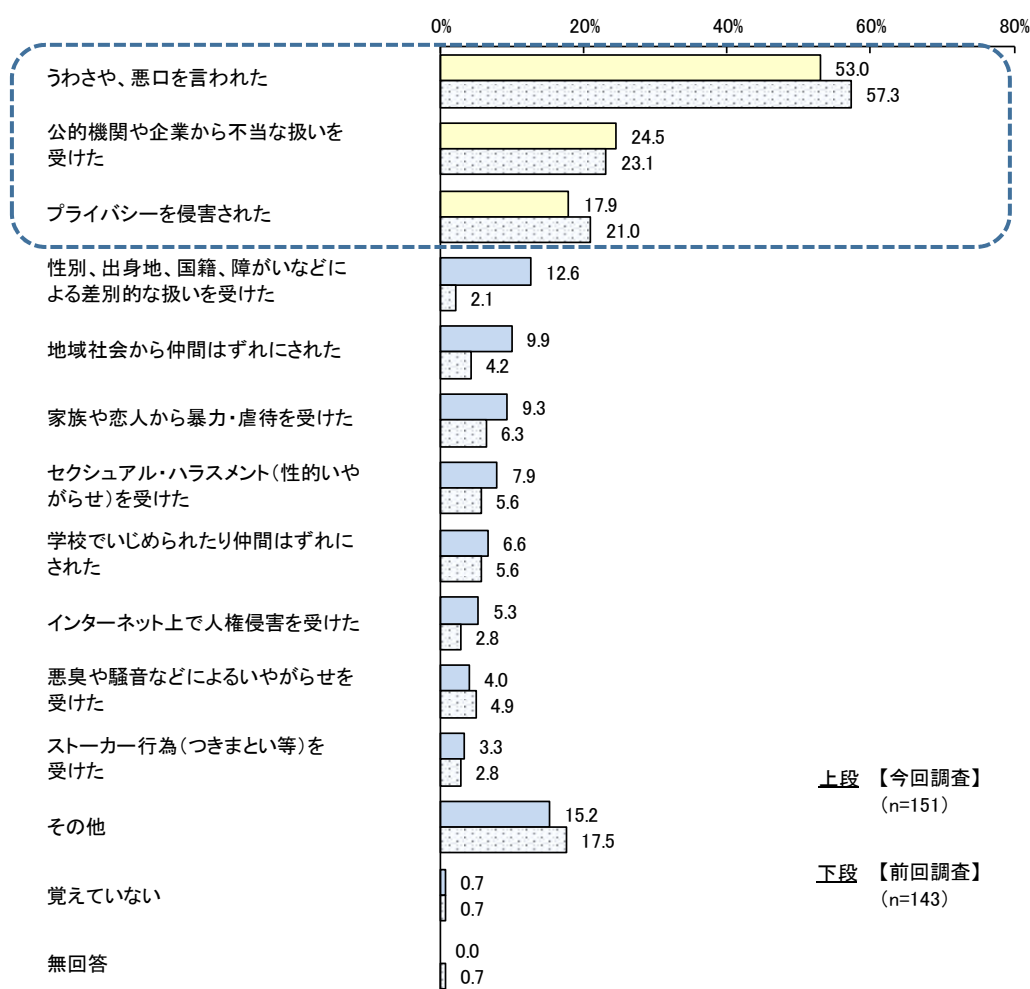
(4) 人権侵害を感じた経験や人権侵害の場面について

<人権侵害を感じた経験>



最近5年間に人権侵害を受けたと感じた人は1割強

<人権侵害の場面>



「うわさや、悪口を言われた」で侵害されたと感じた人が5割強

人権侵害を感じた経験については、「ある」(14.3%)は1割台、「ない」(67.7%)が約3分の2を占めており、前回調査と同様の傾向となっています。

また、人権侵害を感じたことが「ある」と回答した方にその場面を聞きました。

「うわさや、悪口を言われた」(53.0%)が最も高く、男性(44.4%)よりも女性(58.4%)の方が高い割合となっています。次いで「公的機関や企業から不当な扱いを受けた」(24.5%)、「プライバシーを侵害された」(17.9%)と続きます。

前回調査と比較して、「性別、出身地、国籍、障がいなどによる差別的な扱いを受けた」(前回調査：2.1%→今回：12.6%)の割合が1割程度増加し、差別を感じる意識が高まっています。

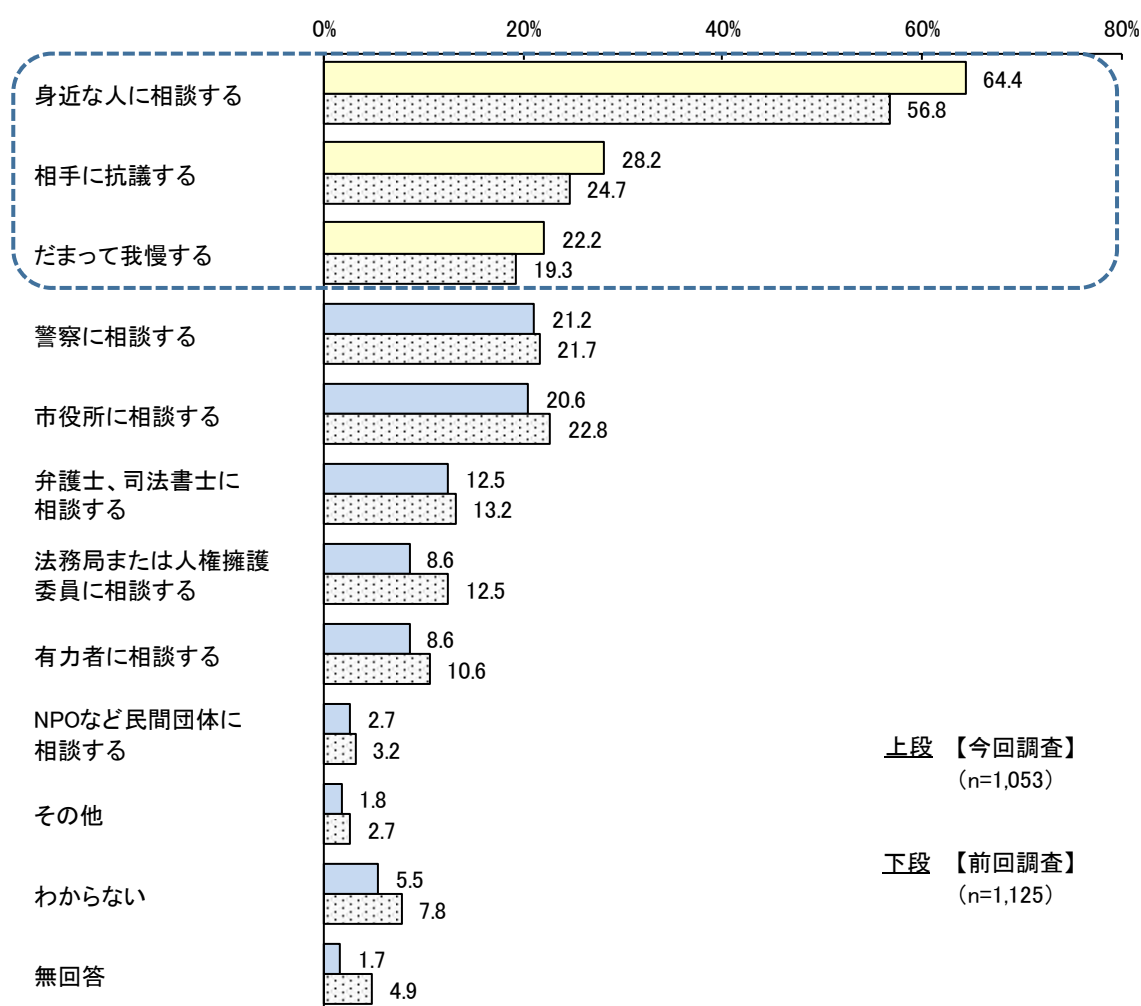
人権侵害とを感じる場面について（全体まとめ）※複数回答

	1 位		2 位		3 位	
こどもの人権	保護者などによる、暴力（言葉も含む）、育児放棄などの児童虐待	61.7%	仲間はずれや無視、暴力など相手が嫌がることをする	41.9%	いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする	38.6%
女性の人権	「男は仕事、女は家庭にいるべき」「女だから〇〇すべき」といった意識を押しつける	56.2%	採用条件、仕事の内容、給料の男女差など職場における男女の待遇が違ふ	46.2%	結婚、妊娠、出産、不妊などについて干渉される	32.4%
障がいのある人の人権	働ける場所、収入が少ない	60.4%	周囲の思いやりが欠けている	31.6%	道路の段差解消、エレベーターの設置など、暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない	24.4%
高齢者の人権	自宅での暮らしが難しくなると、自分の意思に反して施設や病院に入らなければならない	31.2%	働く場所や社会保障など、経済的な保障が不十分な人がいる	25.9%	病院、介護施設などでの対応、待遇が不十分なことがある	24.4%
インターネット上の人権	誹謗中傷など、人権を侵害する情報の掲載	82.0%	個人情報の流失や不正取引など	53.3%	プライベートな情報を公開される	43.4%
感染症患者等の人権	感染症患者について正しく理解されていない	64.9%	差別的な発言や行動をされる	26.8%	本人や家族などのプライバシーが侵害される	25.5%
犯罪被害者や家族の人権	報道によるプライバシーの侵害	58.2%	犯罪による精神的な負担	52.0%	うわさ話を流される	38.3%
性的少数者の人権	差別的な言動	54.1%	学校や職場でいじめや、いやがらせ	52.3%	じろじろ見られたり避けられたりする	26.8%
外国人の人権	外国から来た人への理解や認識が十分でない	49.8%	言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい	46.8%	働ける場所や能力を発揮する機会が少ない	36.0%
部落差別（同和問題）	地域社会で不利な扱いを受ける	38.4%	就職の際や職場において不利な扱いを受ける	35.6%	差別的な発言や行動を受ける	30.9%

対応方法 ※複数回答

関心のある人権	1 位		2 位		3 位	
こどもの人権	<u>相談・支援体制</u> (親・家族を含む) <u>の充実</u>	51.7%	学校教育、生涯学習な どを通じた人権尊重の 教育の充実	46.9%	こどもに対して、他 人への思いやりの心 を育む	33.9%
女性の人権	男女ともに、働きな がら家事や育児・介 護などが両立できる 環境の充実	57.9%	学校教育、生涯学習で の男女平等教育を充実	43.2%	<u>相談・支援体制の充 実</u>	37.9%
障がいのある人 の人権	<u>相談・支援体制の充 実</u>	46.2%	雇用促進の援助の拡充	42.7%	地域活動で、障がい のある人も一緒に活 動できる工夫	33.6%
高齢者の人権	自立して生活しやす い環境整備（年金、 住宅、福祉）を増進 する	52.9%	<u>相談・支援体制の充実</u>	40.4%	自宅で介護を受けら れるよう施策の充実	38.5%
インターネット 上の人権	違法な情報発信者に 対する監視、取り締 まりの強化	66.7%	プロバイダーへの情報 停止、削除を求める法 整備	45.8%	インターネット利用 の規制、罰則の強化	44.3%
感染症患者等 の人権	感染症の正確な情報 を提供し、偏見・差 別の解消	61.9%	感染症患者等の プライバシー保護	50.5%	保健所、医療機関に おける <u>相談・指導や 検査・治療体制の充 実</u>	33.7%
犯罪被害者や 家族の人権	報道は、犯罪被害者 や家族のプライバシー への配慮	65.2%	<u>相談・支援体制の充実</u>	38.6%	捜査や刑事裁判にお いて、犯罪被害者、 家族への配慮	31.0%
性的少数者の 人権	教育・啓発活動を 推進	40.2%	性別に関係なく利用で きる施設（トイレな ど）を増やす	36.2%	<u>相談・救済体制の 充実</u>	34.9%
外国人の人権	外国の文化や生活習 慣などへの理解を深 める	43.5%	働ける場所や能力を発 揮できる機会を設ける	42.8%	<u>相談・支援体制の充 実</u>	37.5%
部落差別（同和 問題）	差別事件に対して、 正しい認識と理解を 深める	43.6%	学校や企業、地域にお ける同和教育の推進	39.4%	同和地区（被差別部 落）の生活環境を改 善し、周辺地域との 公平性を確保する	27.4%

(5) 人権侵害を受けた際の対応方法について



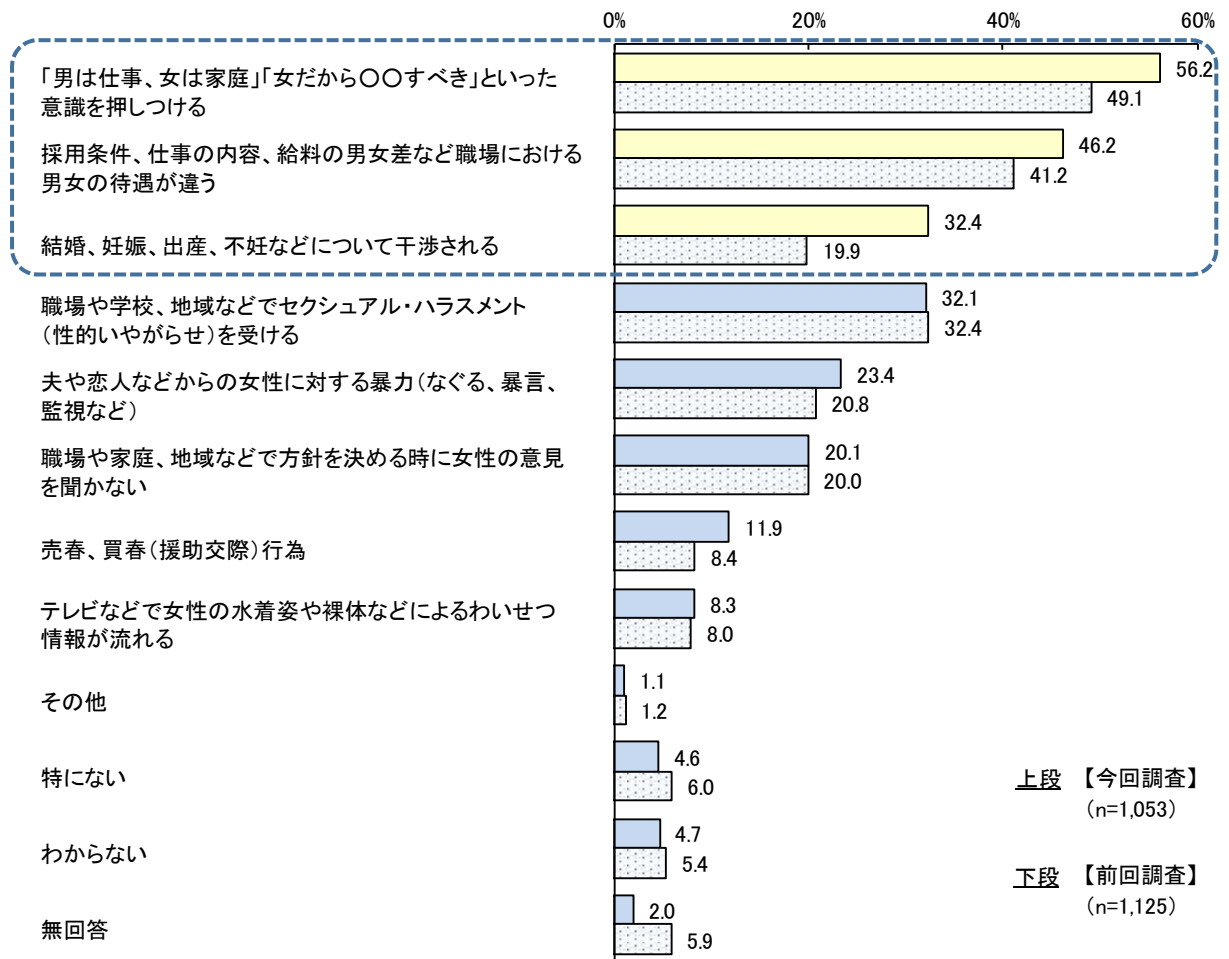
まずは「身近な人に相談する」という人が多数

人権侵害を受けた際の対応法については、「身近な人に相談する」(64.4%)が6割強で最も高く、「相手に抗議する」(28.2%)、「だまって我慢する」(22.2%)、「警察に相談する」(21.2%)、「市役所に相談する」(20.6%)が2割台と続きます。

公共の相談窓口の周知・充実を図り、相談先として活用してもらうように取り組む必要があります。

前回調査と比較して、「身近な人に相談する」(前回調査：56.8%→今回：64.4%)の割合が増加しています。

(6) 女性の人権に関する問題点について

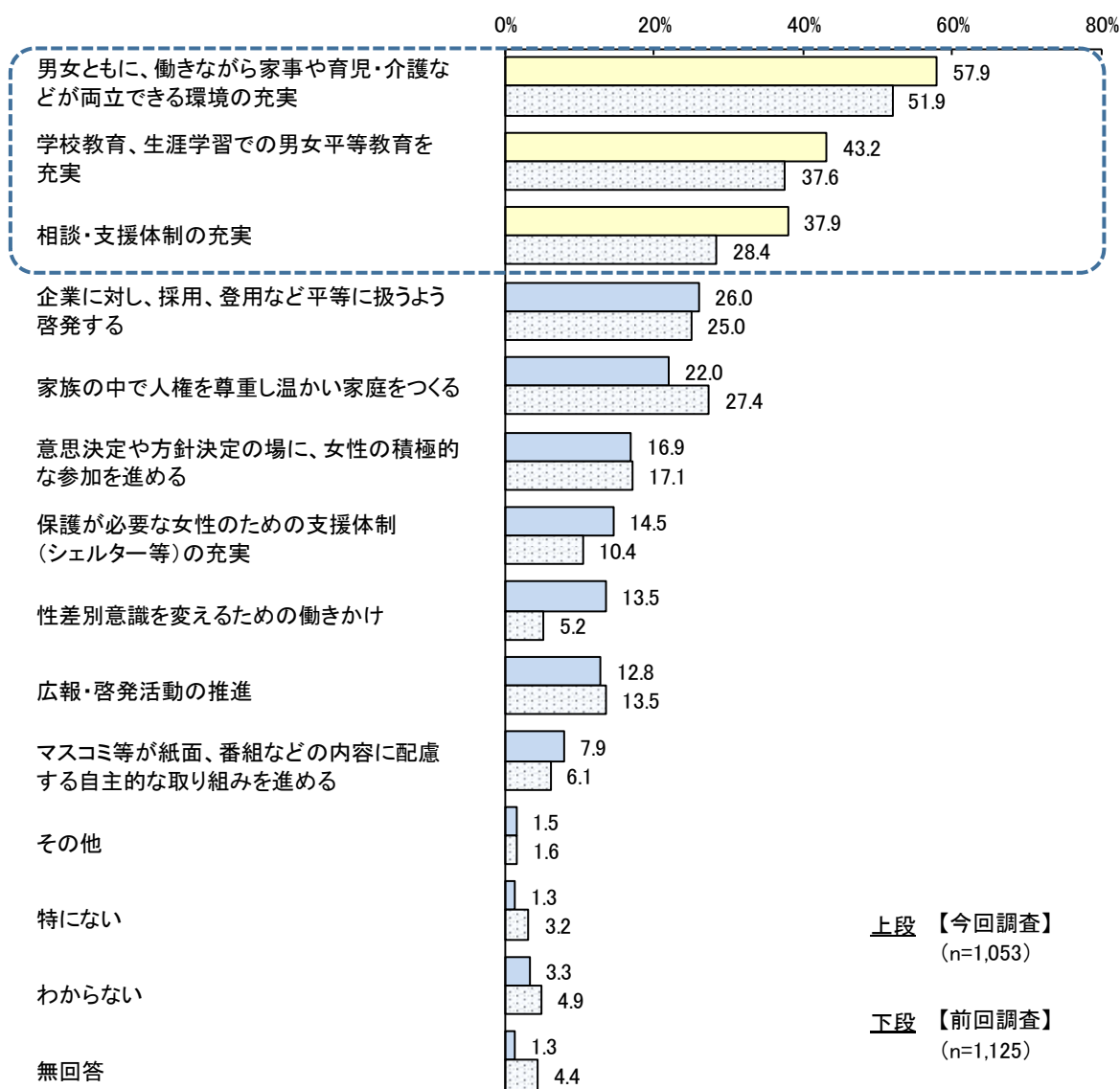


— 「男は仕事、女は家庭」等といった固定観念面の問題が多く指摘された —

女性の人権に関する問題点をみると、『男は仕事、女は家庭』『女だから〇〇すべき』といった意識を押しつけること（56.2%）が最も高くなっています。年齢が上がるほど割合が低下する傾向にあるため高年齢層ほど旧来の男女の役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。次いで「採用条件、仕事の内容、給料の男女差など職場における男女の待遇が違う」（46.2%）が続きます。

前回調査と比較して、「結婚、妊娠、出産、不妊などについて干渉される」（前回調査：19.9%→今回：32.4%）の割合が1割以上増加していることは、少子化の問題が女性の人権にも及んでいることがうかがえます。

(7) 女性の人権を守るために必要なこと

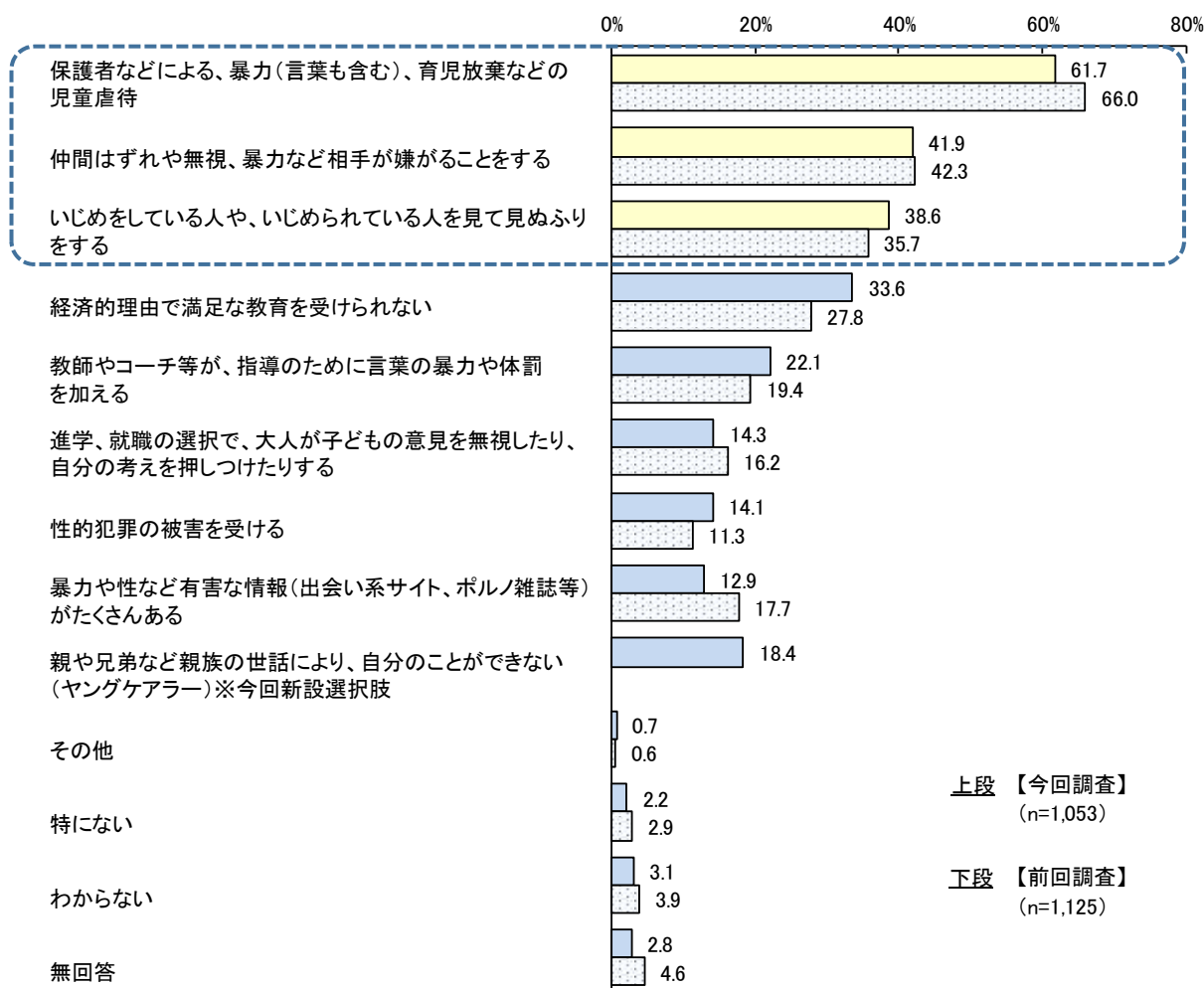


6 割弱は仕事と家事等を両立できる環境の充実を必要とした

女性の人権を守るために必要なこととして、「男女ともに、働きながら家事や育児・介護などが両立できる環境の充実」（57.9％）が約6割で最も高く、「学校教育、生涯学習での男女平等教育を充実」（43.2％）が4割台、「相談・支援体制の充実」（37.9％）が3割台で続きます。

これら3つは、前回調査よりも割合が上昇しています。

(8) こどもの人権が守られていないと感じる場面について



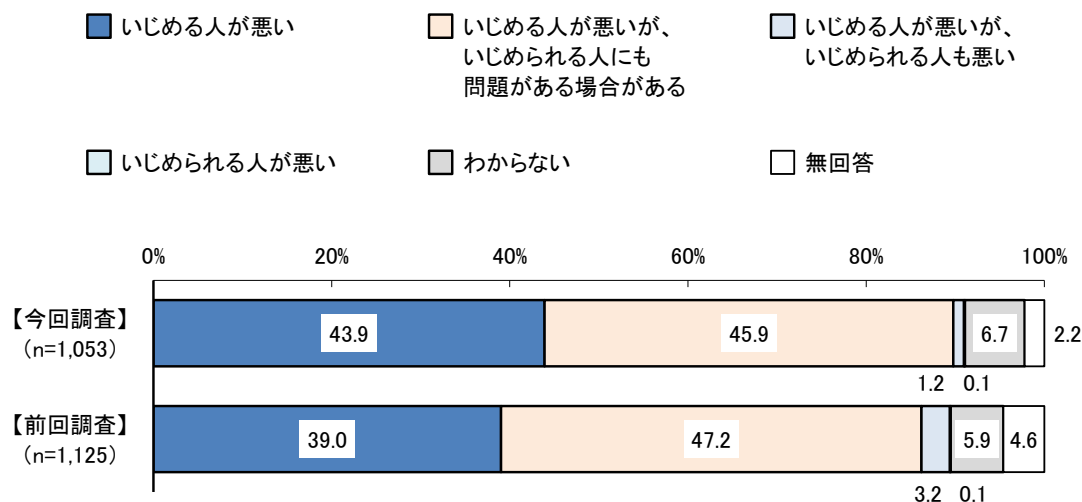
— 半数以上は保護者等の「暴力・育児放棄（ネグレクト）・虐待」に侵害を感じている —

こどもの人権が守られていないと感じる場面は、「保護者などによる、暴力（言葉も含む）、育児放棄などの児童虐待」（61.7%）が約6割で最も高く、「仲間はずれや無視、暴力など相手が嫌がることをする」（41.9%）が4割台、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」（38.6%）、「経済的理由で満足な教育を受けられない」（33.6%）が3割台で続きます。

前回調査と同様、児童虐待といじめを問題視する傾向がみられます。

今回の調査から「ヤングケアラー」についても選択肢に加えており、今後「ヤングケアラー」に対する支援も必要になります。

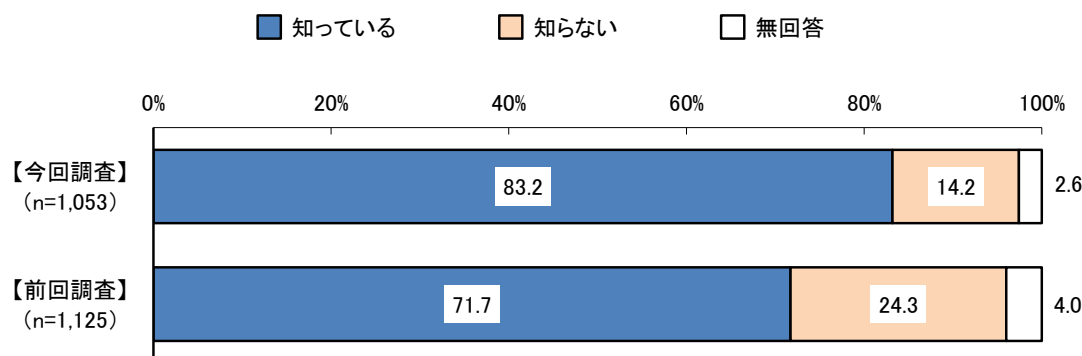
(9) いじめに関する当事者間への是非



いじめに対する意識を変える必要がある

こどものいじめ問題について、「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある場合がある」(45.9%)が、「いじめる人が悪い」(43.9%)よりも多いことは大変問題です。いじめは「いじめる人が悪い」と教育、啓発を徹底する必要があります。

(10) 「ネットいじめ」の認知

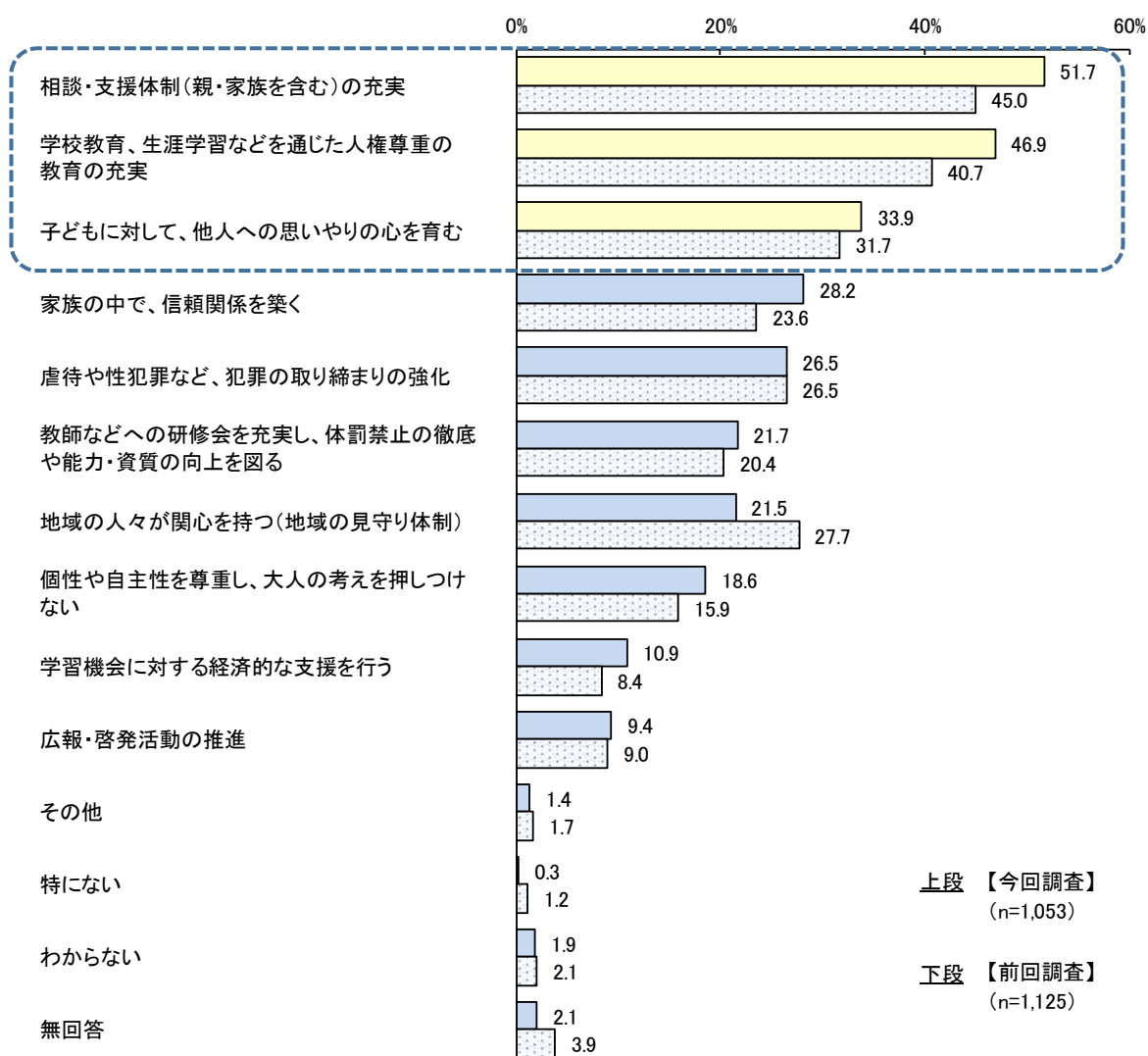


8割強が「ネットいじめ」を知っている

「ネットいじめ」については、8割強が認知しており、40歳代以下では9割を超えています。認知率は、前回調査（前回調査：71.7%→今回：83.2%）と比較して1割以上増加しています。

インターネット上での人権問題への関心が高まっているなか、「ネットいじめ」への対応は引き続き重要な課題です。

(11) こどもの人権を守るために必要なこと

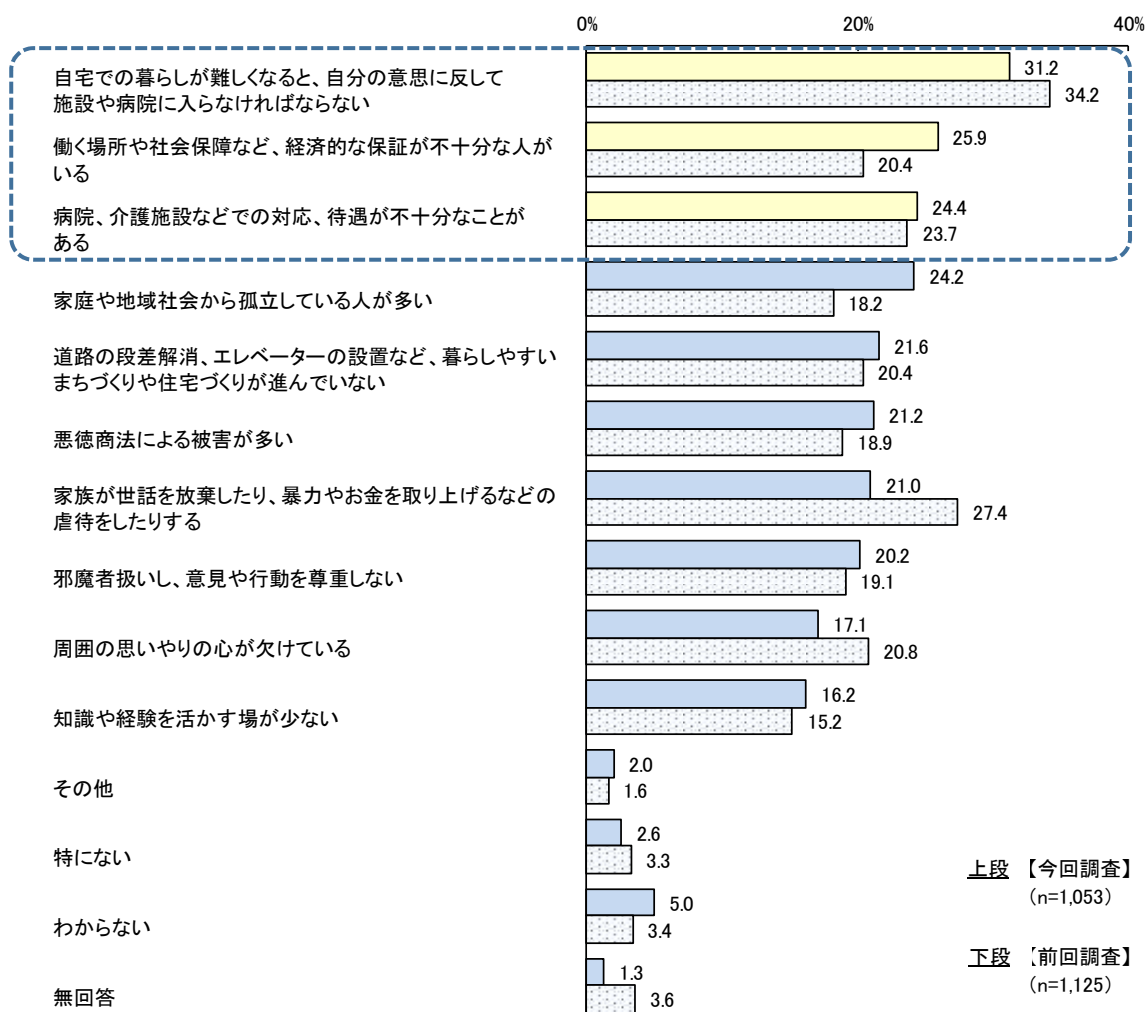


— 人権教育・相談等体制の充実他、思いやりの心の育み、多岐にわたる —

こどもの人権を守るために必要なことについて、「相談・支援体制（親・家族を含む）の充実」（51.7%）、「学校教育、生涯学習などを通じた人権尊重の教育の充実」（46.9%）が約5割を占め比較的高くなっており、これら2つは、前回調査よりも割合が上昇しています。

また、「子どもに対して、他人への思いやりの心を育む」（33.9%）、「家庭の中で、信頼関係を築く」が28.2%と高く、こどもの教育を学校だけに任せるのではなく、家庭での教育も重要となっています。

(12) 高齢者の人権に対する問題点について

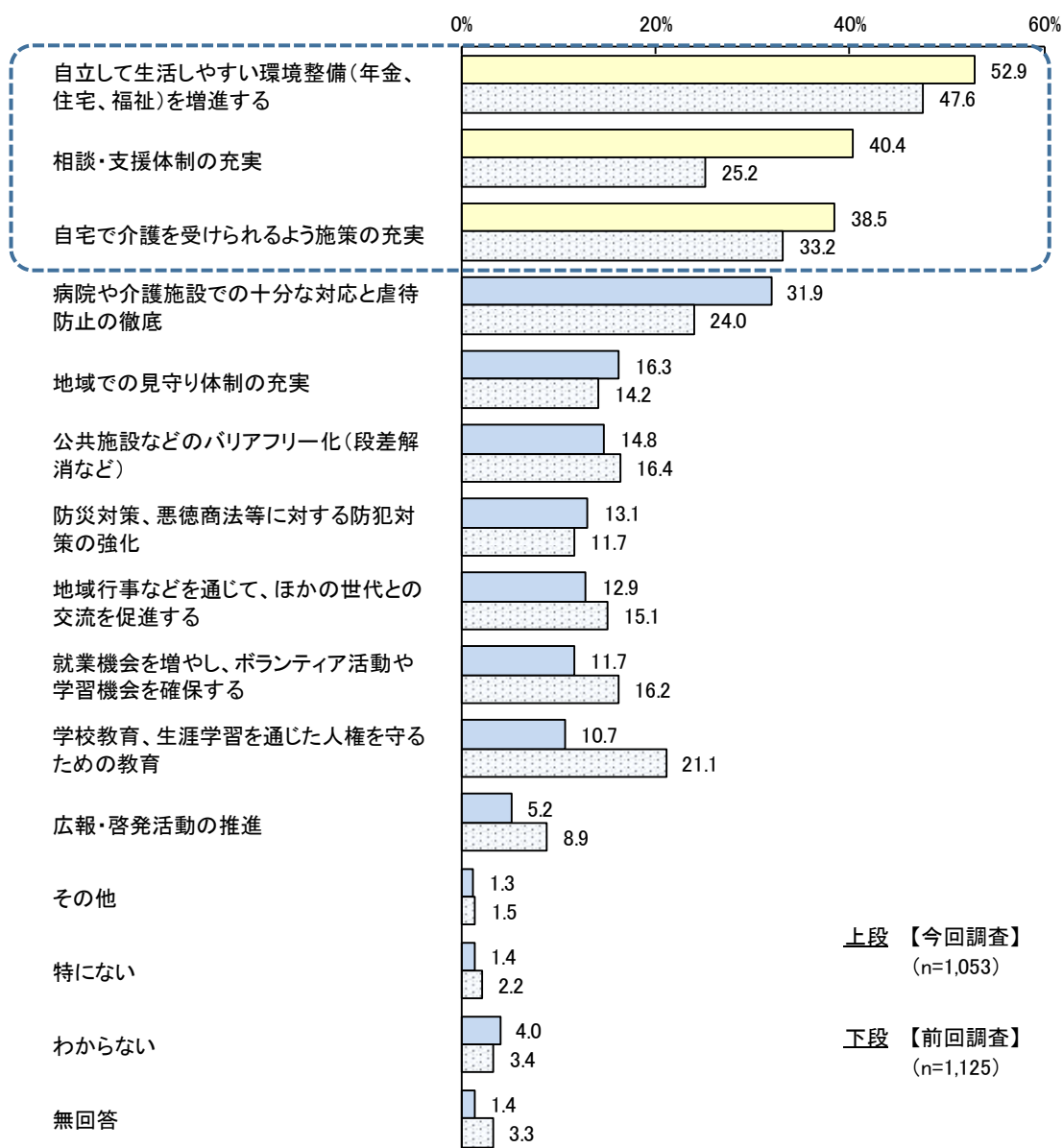


— 約3割が意思に反して施設や病院に入らなければならないことを指摘 —

高齢者の人権に関する問題点をみると、「自宅での暮らすことが難しくなると、自分の意思に反して施設や病院に入らなければならない」（31.2％）が最も高く、高齢年齢層ほど高くなる傾向がみられており、上位項目は前回調査とほぼ同じ傾向がみられます。

また、「家庭や地域社会から孤立している人が多い」（24.2％）が、前回よりも上昇しており高齢者の社会的な繋がりが、生きがいの健康づくりにも必要と考えられます。

(13) 高齢者の人権を守るために必要なこと

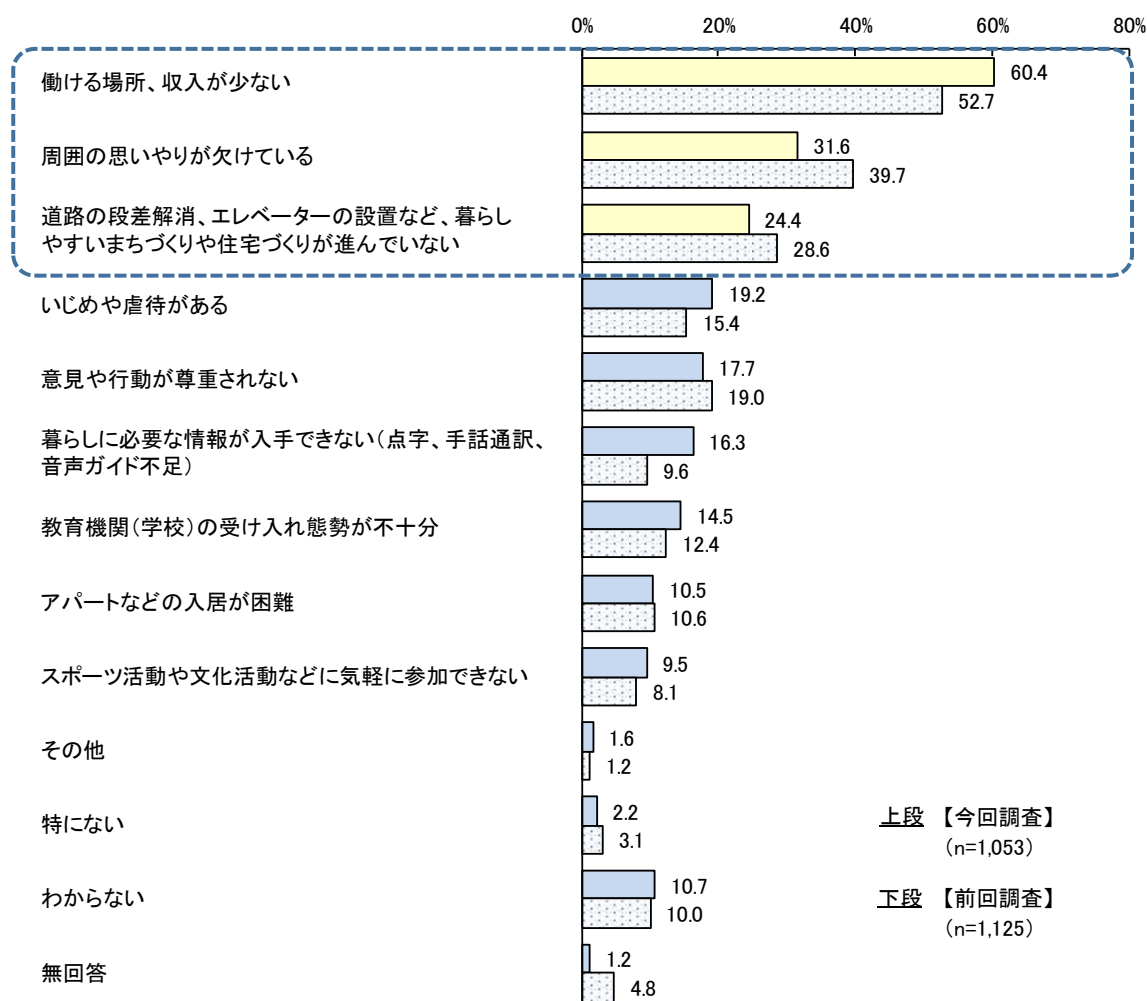


——— 半数強は「自立して生活しやすい環境整備の増進」を重視 ———

高齢者の人権を守るために必要なことについては、「高齢者が自立して生活しやすい環境整備（年金、住宅、福祉）を増進する」（52.9%）が最も高く、次いで「相談・支援体制の充実」（40.4%）、「自宅で介護を受けられるよう施策の充実」（38.5%）が4割前後で続きます。

これら3つは、前回調査よりも割合が上昇しています。特に「相談・支援体制の充実」（前回調査：25.2%→今回：40.4%）の割合が大きく増加しています。

(14) 障がいのある人の人権に対する問題点について

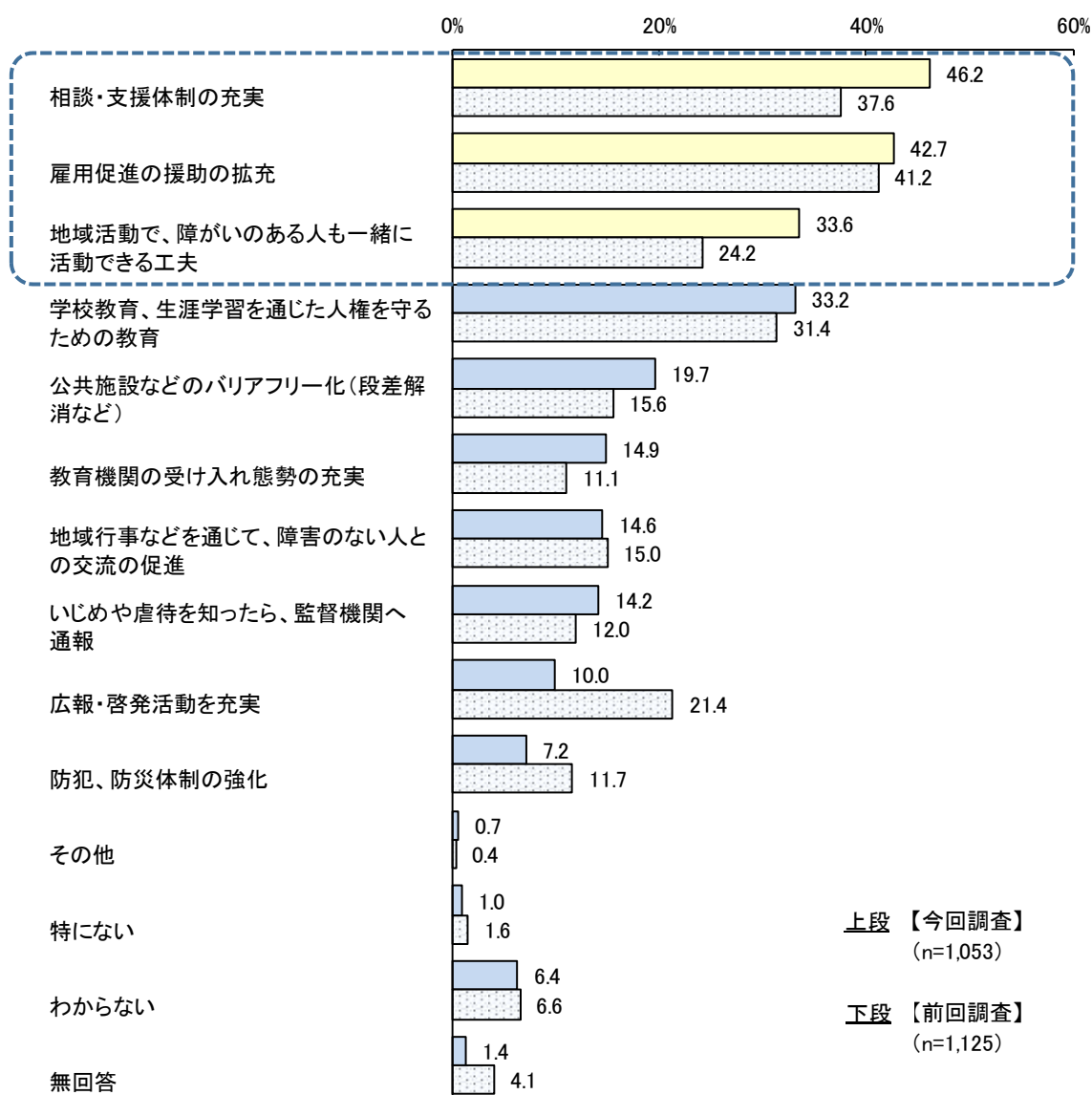


約 6 割が働ける場所、収入が少ないことを問題視

障がいのある人の人権に関する問題点をみると、「働ける場所、収入が少ない」(60.4%)が約 6 割で最も高くなっています。障がいのある人の社会参加を進めるため、働ける環境の整備や生活支援の取組が必要です。

前回調査と比較して、「働ける場所、収入が少ない」(前回調査：52.7%→今回：60.4%)「暮らしに必要な情報が入手できない」(前回調査：9.6%→今回：16.3%)の割合が増加しており、障がいのある方の生活面のサポートが必要になっています。一方、「周囲の思いやりが欠けている」(前回調査：39.7%→今回：31.6%)の割合が減少しており、障がいのある方への理解がすすんでいると考えられます。

(15) 障がいのある人の人権を守るために必要なこと

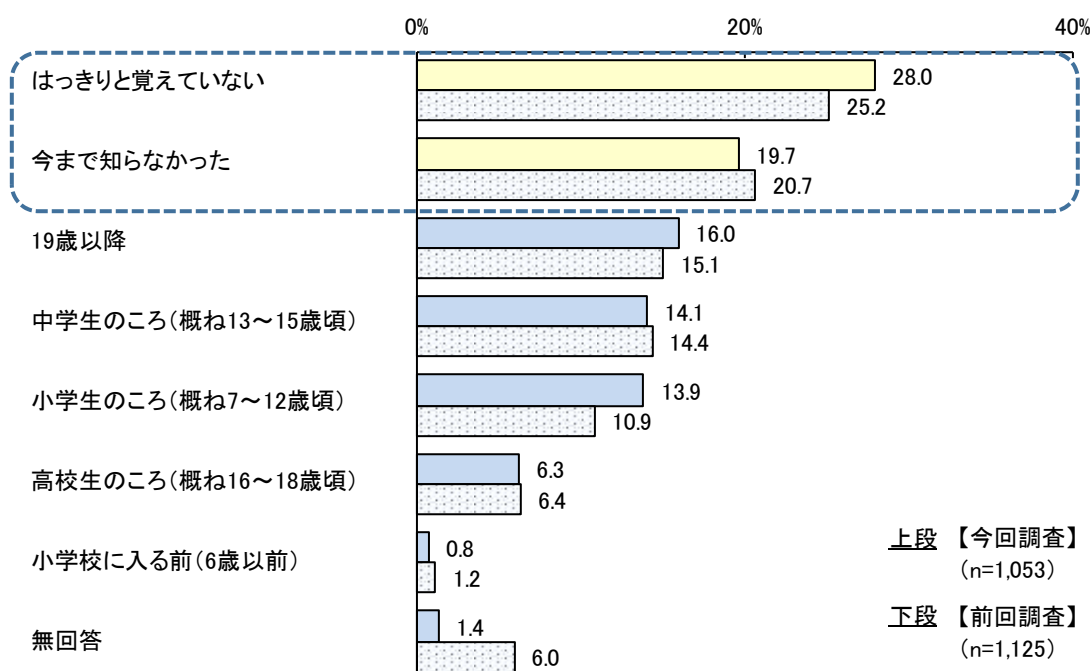


—— 相談・支援体制の充実を筆頭に多方面の事項が重要視されている ——

障がいのある人の人権を守るために必要なことについて、「相談・支援体制の充実」(46.2%)が最も高く、次いで「雇用促進の援助の拡充」(42.7%)が4割台、「地域活動で、障がいのある人も一緒に活動できる工夫」(33.6%)、「学校教育、生涯学習を通じた人権を守るための教育」(33.2%)が3割台で続きます。

前回調査と比較して、「地域活動で、障がいのある人も一緒に活動できる工夫」(前回調査：24.2%→今回：33.6%)の割合が約1割増加しています。「広報・啓発活動を充実」(前回調査：21.4%→今回：10.0%)の割合が約1割減少しています。

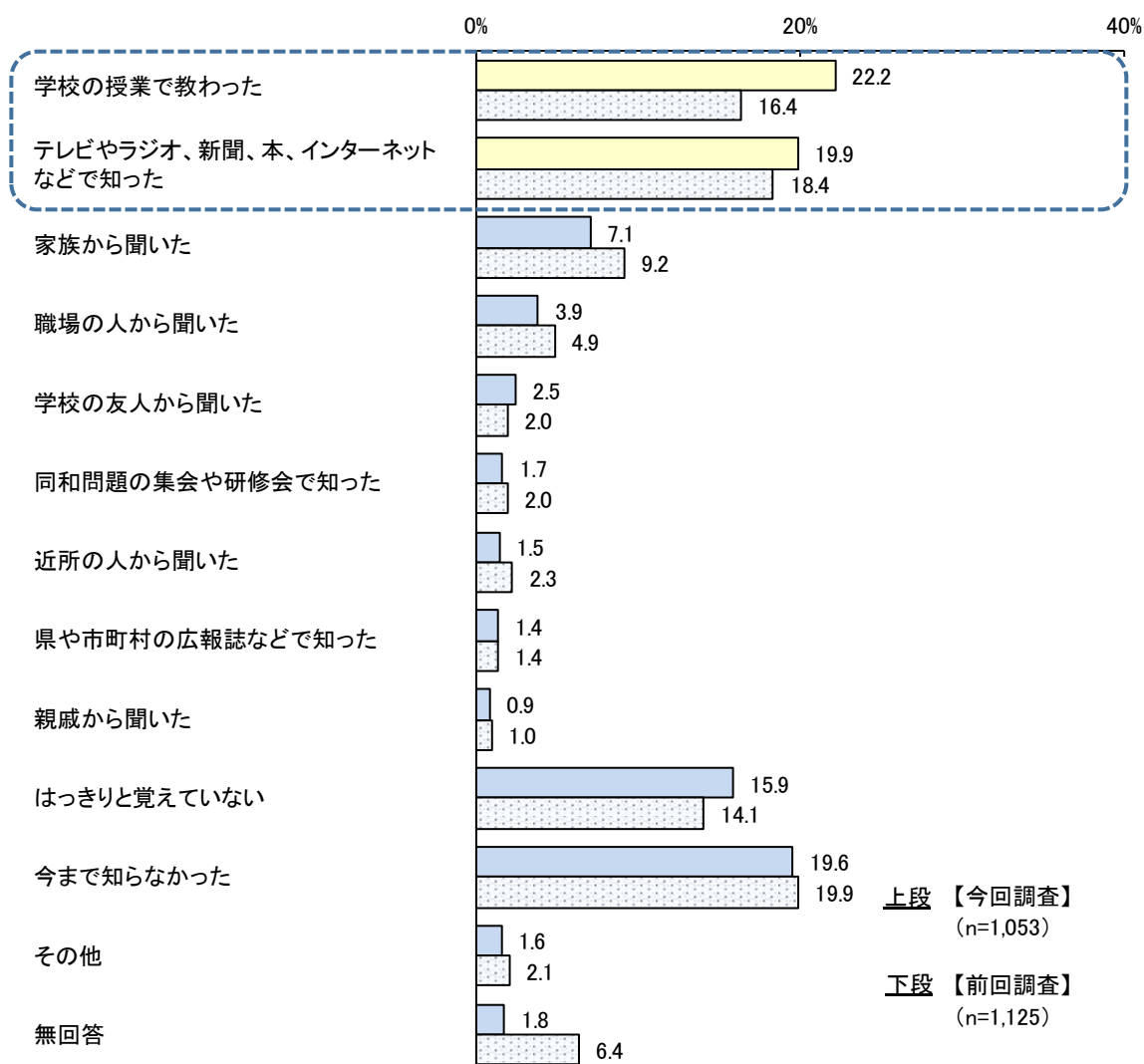
(16) 部落差別（同和問題）や同和地区を知った時期について



— 約5人に1人が今回の調査を通じて部落差別（同和問題）・地区のことを知った —

各ライフステージに回答は比較的分散している中で、「はっきりと覚えていない」（28.0％）が約3割、「今まで知らなかった」（19.7％）が約2割を占めています。「小学生のころ」「中学生のころ」が各1割強で、約3割が義務教育終了するまでに認知しています。学校現場での部落差別（同和問題）に対する取り組みがうかがえます。

(17) 部落差別（同和問題）や同和地区のことを知った契機について

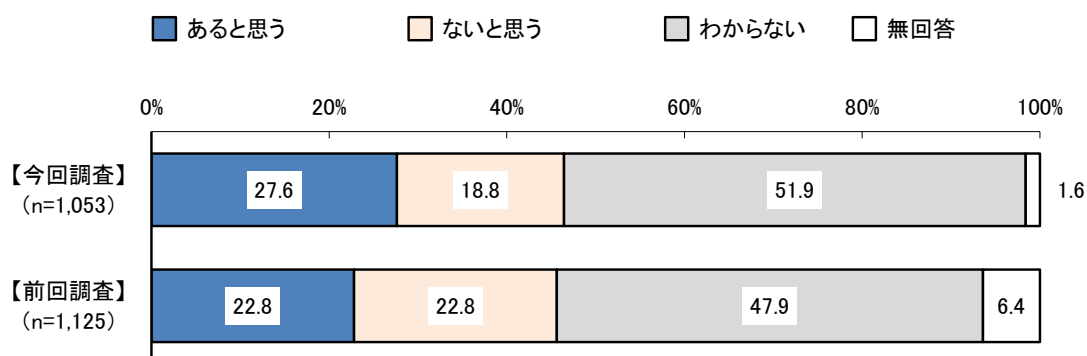


認知の契機・経路は多方面に渡る

前問の認知時期と同様に回答は分散しています。具体的な契機（経路）としては「学校の授業で教わった」（22.2%）と「テレビやラジオ、新聞、本、インターネットなどで知った」（19.9%）が2割前後で比較的高くなっています。

前回調査と比較して、「学校の授業で教わった」（前回調査：16.4%→今回 22.2%）の割合が増加しています。若年齢層では「学校の授業で教わった」の割合が突出して高くなっており、ここでも学校現場での部落差別（同和問題）に対する取り組みの浸透がうかがえます。

(18) 同和地区の人や出身であることを理由とした差別や人権侵害の有無について

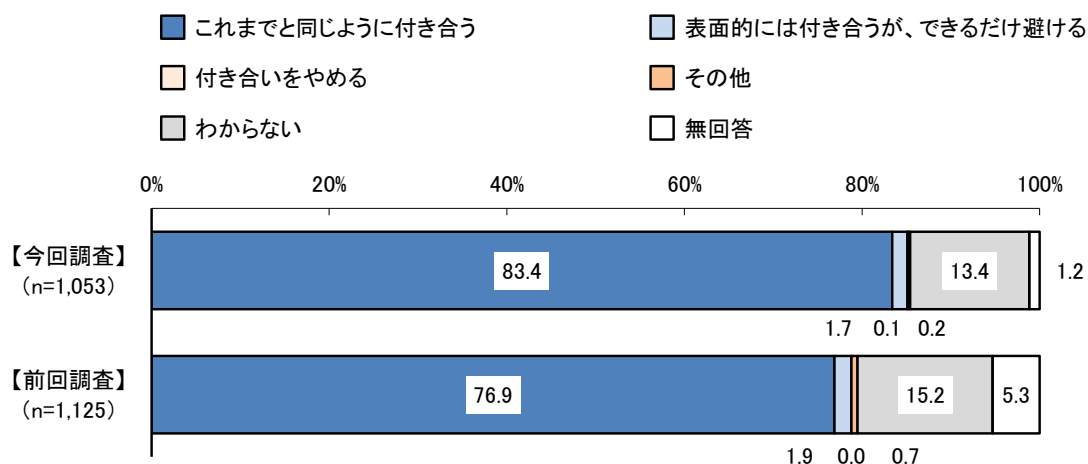


半数強は現状不明としている

差別や人権侵害の有無については、「わからない」が半数以上を占めており、「あると思う」(27.6%)が「ないと思う」(18.8%)を1割程度上回っています。70歳代以上では「ないと思う」(30.7%)が「あると思う」(20.5%)を1割程度上回っています。

前回調査と比較して、「あると思う」(前回調査：22.8%→今回：27.6%)の割合がやや増加しています。

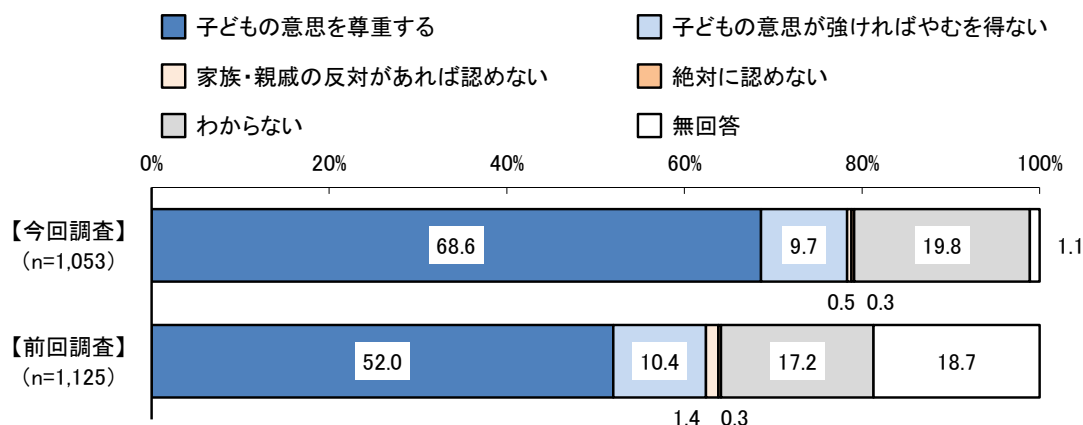
(19) 同和地区出身者との付き合い方について



8割以上は同和地区出身者と分かっていても付き合い方をかえない

同和地区出身者との付き合い方について、「これまでと同じように付き合う」(83.4%)が8割以上を占めており、前回調査(前回調査：76.9%→今回：83.4%)よりも増加しています。

(20) 同和地区出身者とのこどもの結婚について

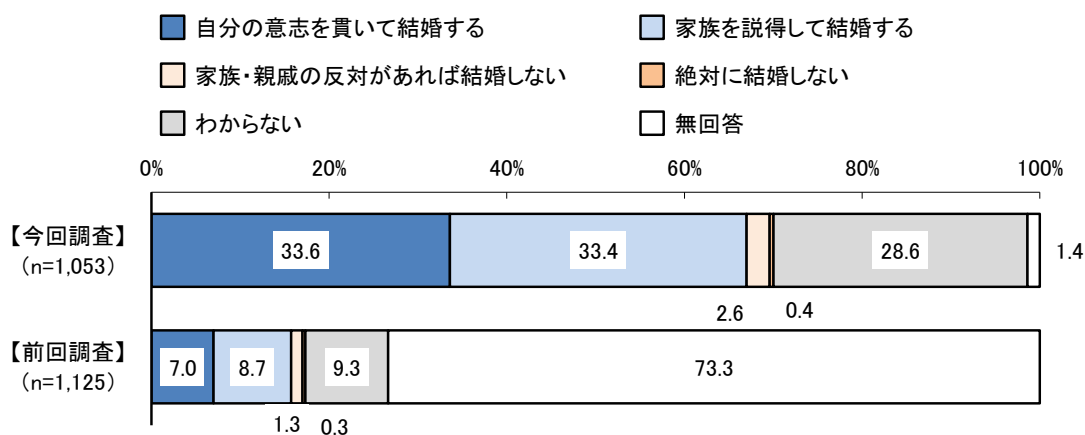


※前回 H30 調査は既婚の方のみ回答

約 8 割はこどもの意思を尊重

同和地区出身者とのこどもの結婚について、約 8 割は「こどもの意思を尊重する」(68.6%)「こどもの意思が強ければやむを得ない」(9.7%)としています。認めないと考える方は 0.8% (0.5+0.3) とごくわずかです。

(21) 同和地区出身者との自身の結婚について

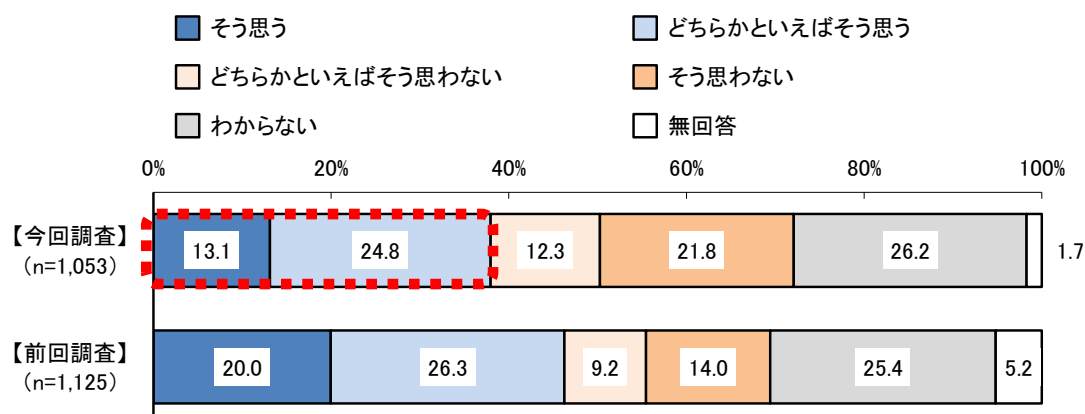


※前回 H30 調査は未婚の方のみ回答

「結婚する」割合は約 7 割

同和地区出身者との自身の結婚については、「自分の意志を貫いて結婚する」と「家族を説得して結婚する」と合わせた『結婚する』の割合が約 7 割です。

(22) 部落差別（同和問題）を解消する意見への是非について



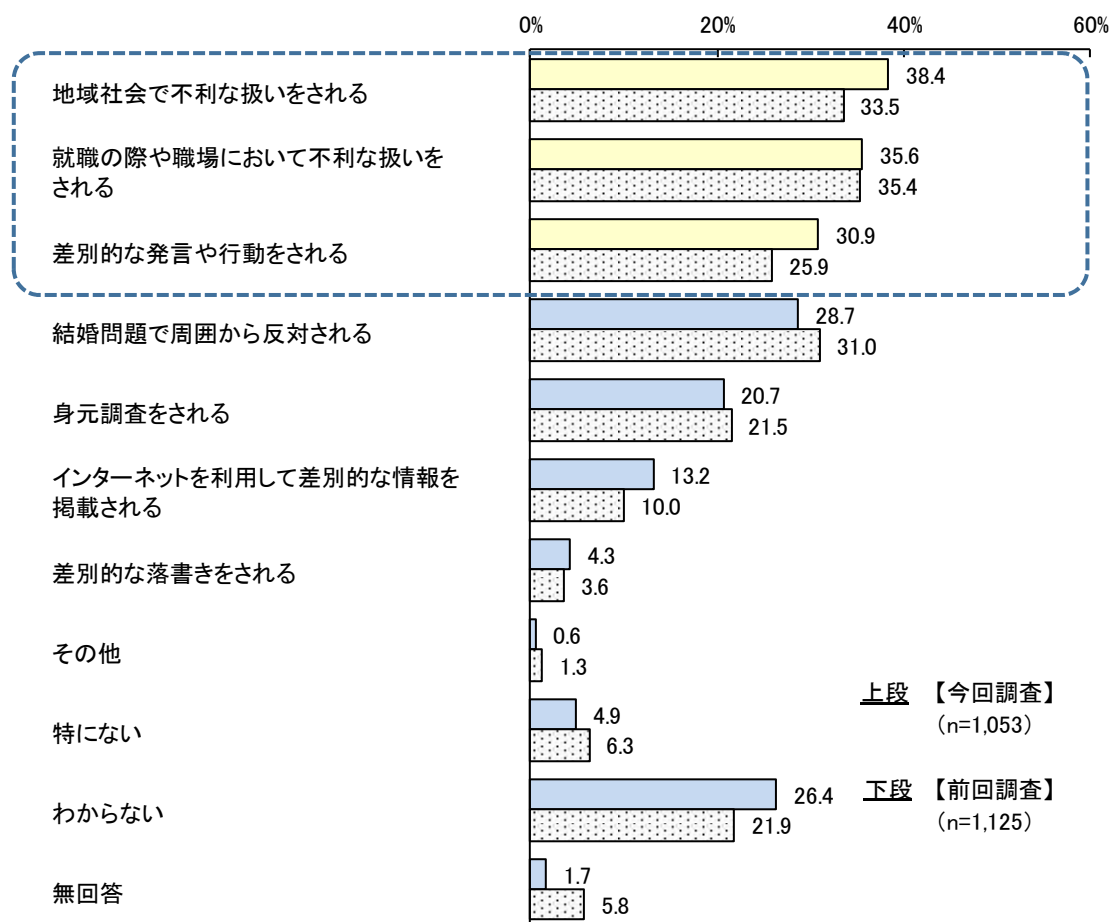
— 4 割弱は「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」としている —

『そっとしておけば自然に解消される』という意見への是非について、「そう思う」（13.1%）と「どちらかといえばそう思う」（24.8%）を合わせた 37.9%となり、肯定的な意見が約 4 割弱になっています。肯定的な考えを持つ人は 70 歳代以上で多く、半数程度を占めています。

一方で、「そう思わない」（21.8%）と「どちらかといえばそう思わない」（12.3%）を合わせた約 3 割（34.1%）は否定的な考えを示しています。

前回調査と比較して、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と合わせた『そう思う』（前回調査：46.3%→今回：37.9%）の割合が減少しています。「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」と合わせた『そう思わない』（前回調査：23.2%→今回：34.1%）の割合が 1 割程度増加しています。

(23) 人権上の特段の部落差別（同和問題）について



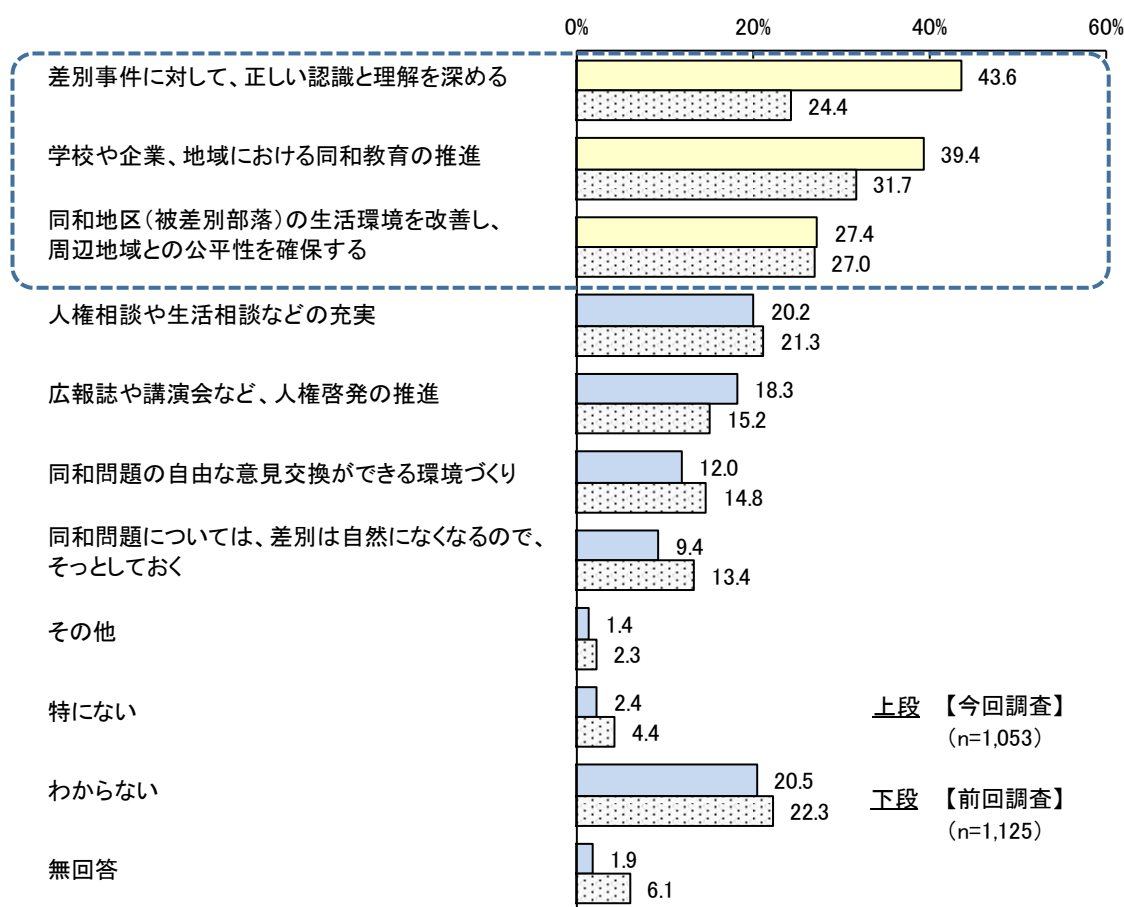
—— 地域社会や就職・職場での不利な扱いが特に問題視されている ——

部落差別（同和問題）で人権上の特に問題があると思うことは、「地域社会で不利な扱いをされる」（38.4％）や「就職の際や職場において不利な扱いをされる」（35.6％）が約4割、この2つの問題点に「差別的な言動や行動をされる」（30.9％）が約3割で続きます。

上位項目は前回調査とほぼ同じ傾向がみられます。

また、「インターネットを利用して差別的な情報を掲載される」（前回 10.0％→今回 13.2％）が上昇しており、悪質な動画の配信などが全国的に問題となっております。

(24) 部落差別（同和問題）を解決するために必要なことについて

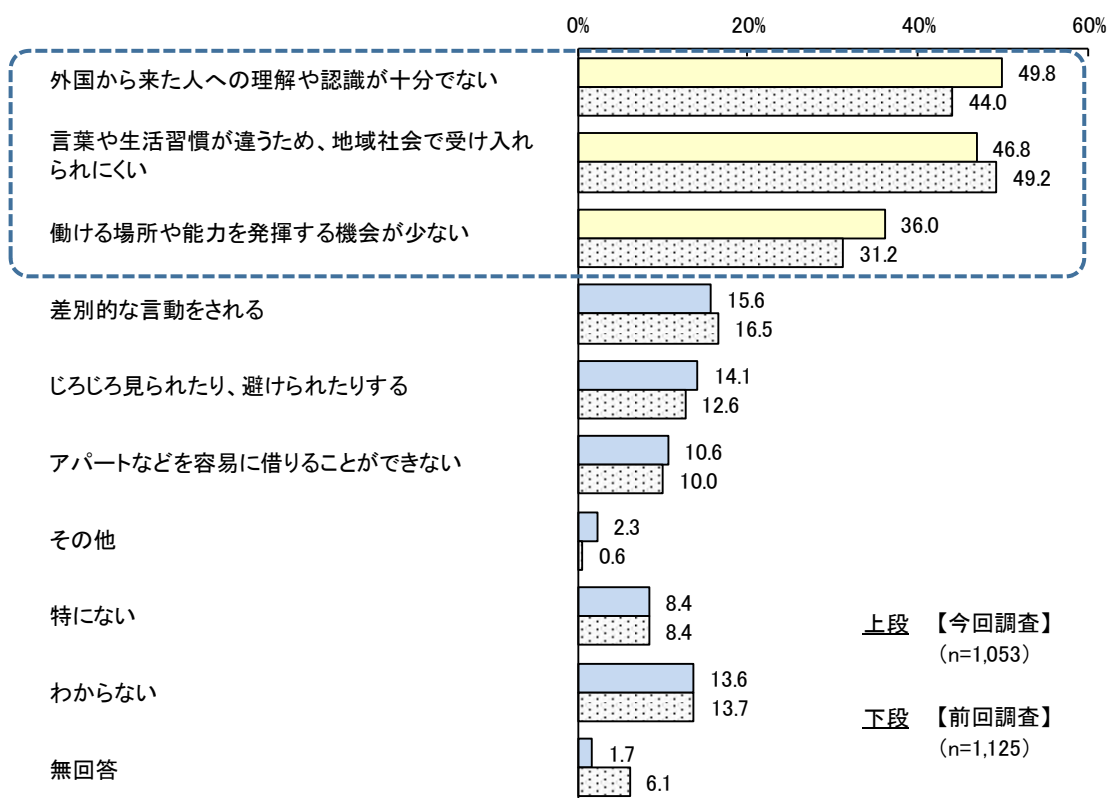


—— 部落差別（同和問題）の解決には正しい認識と理解が必要 ——

部落差別（同和問題）を解決するために必要なことについては、「差別事件に対して、正しい認識と理解を深める」（43.6％）が最も高く、「学校や企業、地域における同和教育の推進」（39.4％）が約4割、「同和地区の生活環境を改善し、周辺地域との公平性を確保する」（27.4％）が約3割で続きます。

前回調査と比較して、「差別事件に対して、正しい認識と理解を深める」（前回調査：24.4％→今回：43.6％）の割合が2割程度増加しています。

(25) 外国から来た人の人権に対する問題点について

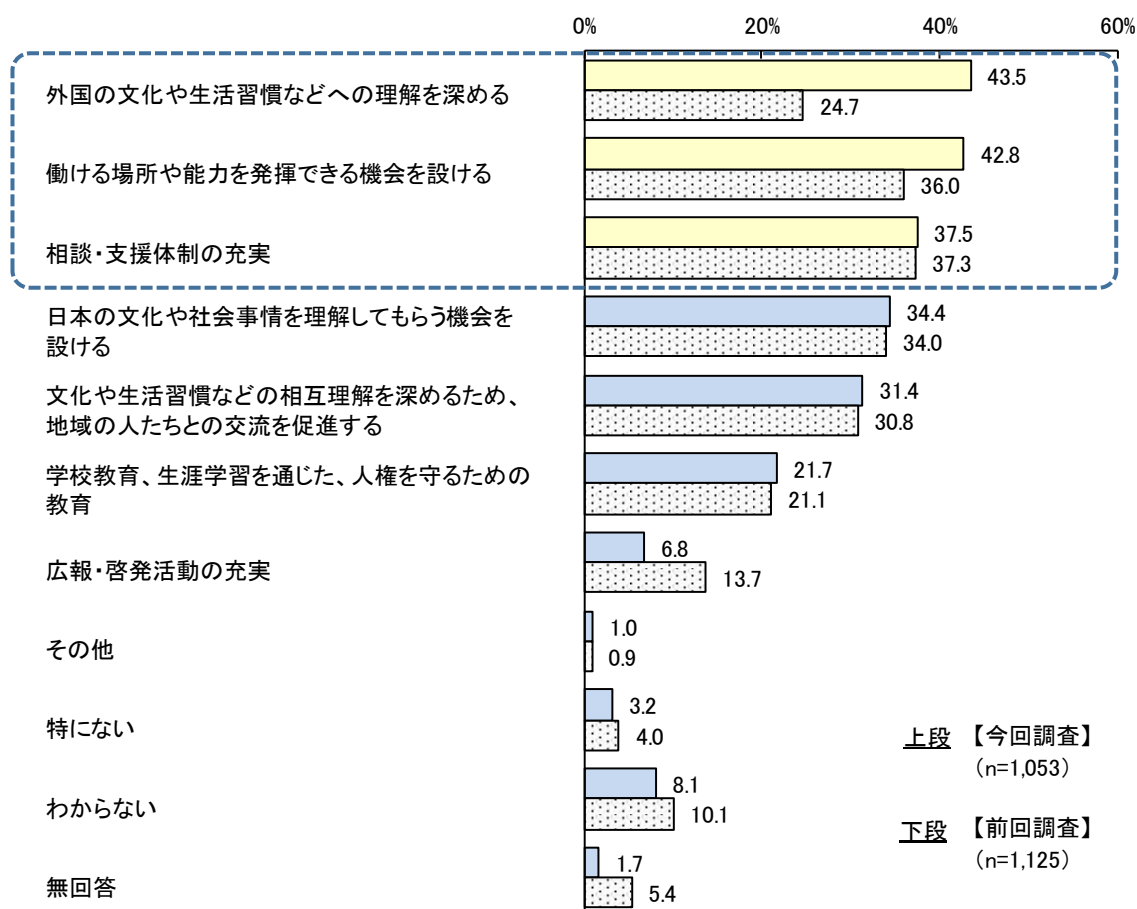


— 最大の問題点は外国から来た人への理解や認識が十分でないこと —

外国から来た人の人権に関する問題点をみると、「外国から来た人への理解や認識が十分でない」（49.8％）が最も高く、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい」（46.8％）が続いており、上位項目は前回調査とほぼ同じ傾向がみられます。

市内においても技能実習生など 20 代を中心とする若い外国人の転入が増加しており、外国人との付き合いが身近になっています。

(26) 外国から来た人の人権を守るために必要なこと

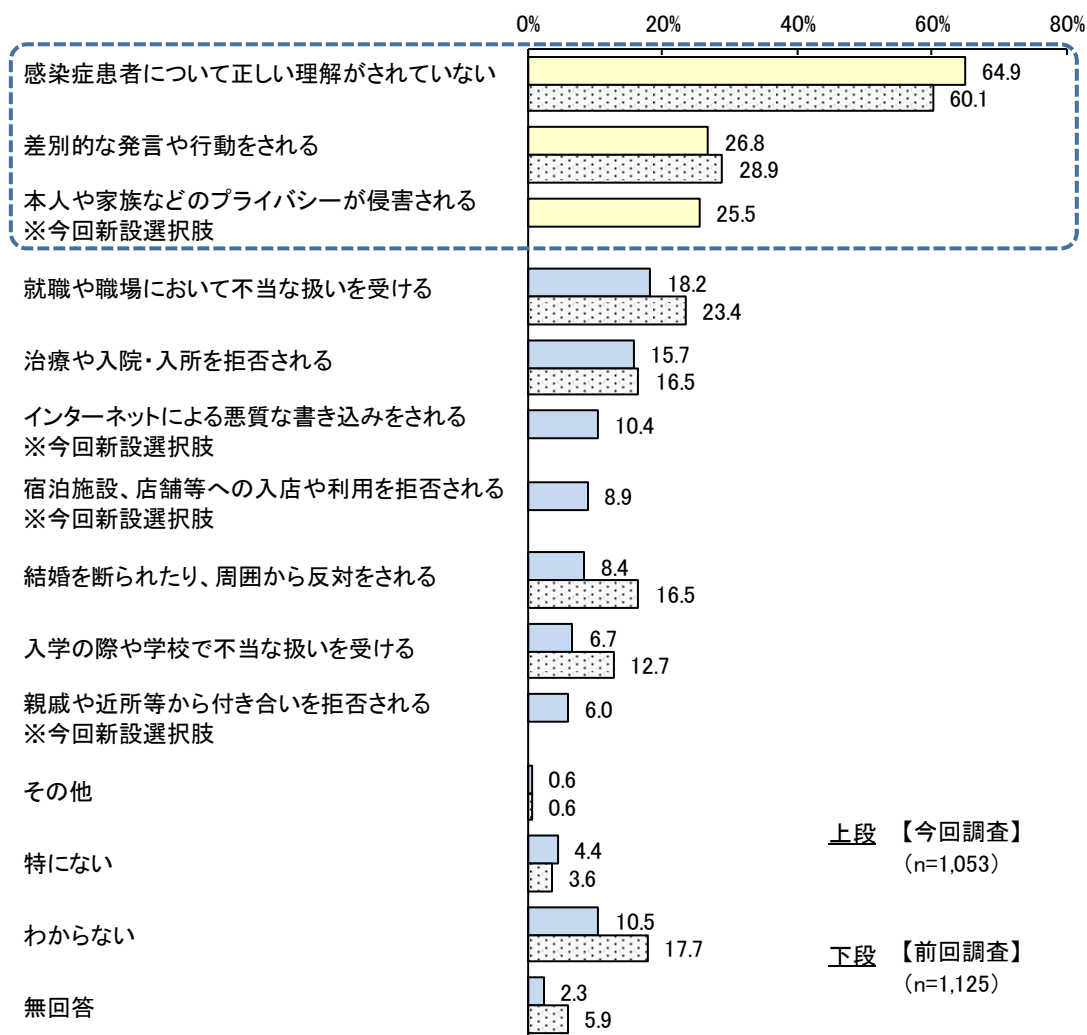


文化などへの理解を筆頭に多方面の事項が必要とされている

外国から来た人の人権を守るために必要なことについて、「外国の文化や生活習慣などへの理解を深める」(43.5%)、「働ける場所や能力を発揮できる機会を設ける」(42.8%)が4割台、「相談・支援体制の充実」(37.5%)、「日本の文化や社会事情を理解してもらう機会を設ける」(34.4%)、「文化や生活習慣などの相互理解を深めるため、地域の人たちとの交流を促進する」(31.4%)が3割台で続きます。

前回調査と比較して、「外国の文化や生活習慣などへの理解を深める」(前回調査：24.7%→今回：43.5%)の割合が2割程度増加しています。異文化に対する理解と尊重に向けた教育・啓発活動への取組が望まれます。

(27) 感染症患者等の人権に対する問題点について



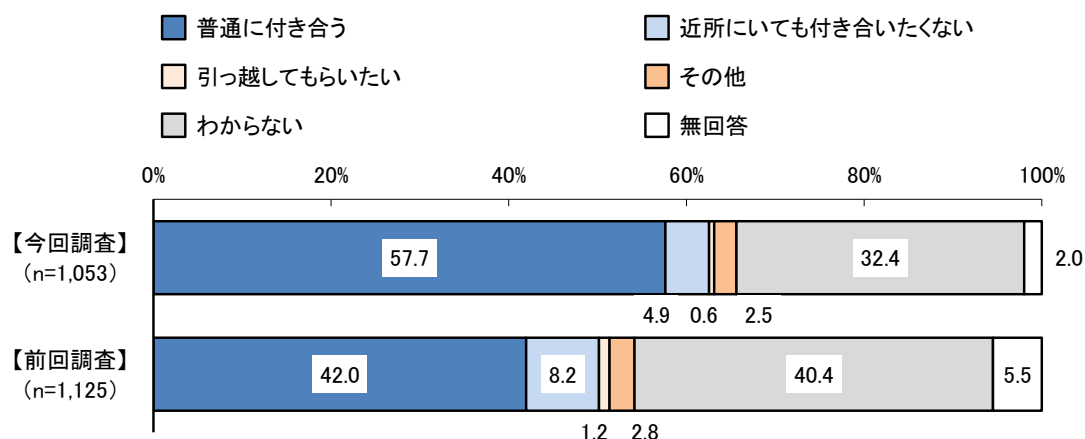
——— 最大の問題点は感染症及び感染症患者についての誤った理解 ———

感染症患者等の人権に関する問題点をみると、「感染症患者について正しい理解がされていない」（64.9％）が6割を超えています。

我が国においても、2020年（令和2年）から本格的に流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の、いわゆるパンデミックに伴い、多くの心無い人権侵害も発生し、未知なる感染症に対する人間の弱さを露呈しました。

我々は、このような体験をしたからこそ、感染症及び感染症患者への正しい理解をより一層深め、行政もその理解を促進する取り組みを強化する必要があります。

(28) 感染症患者等への対応について

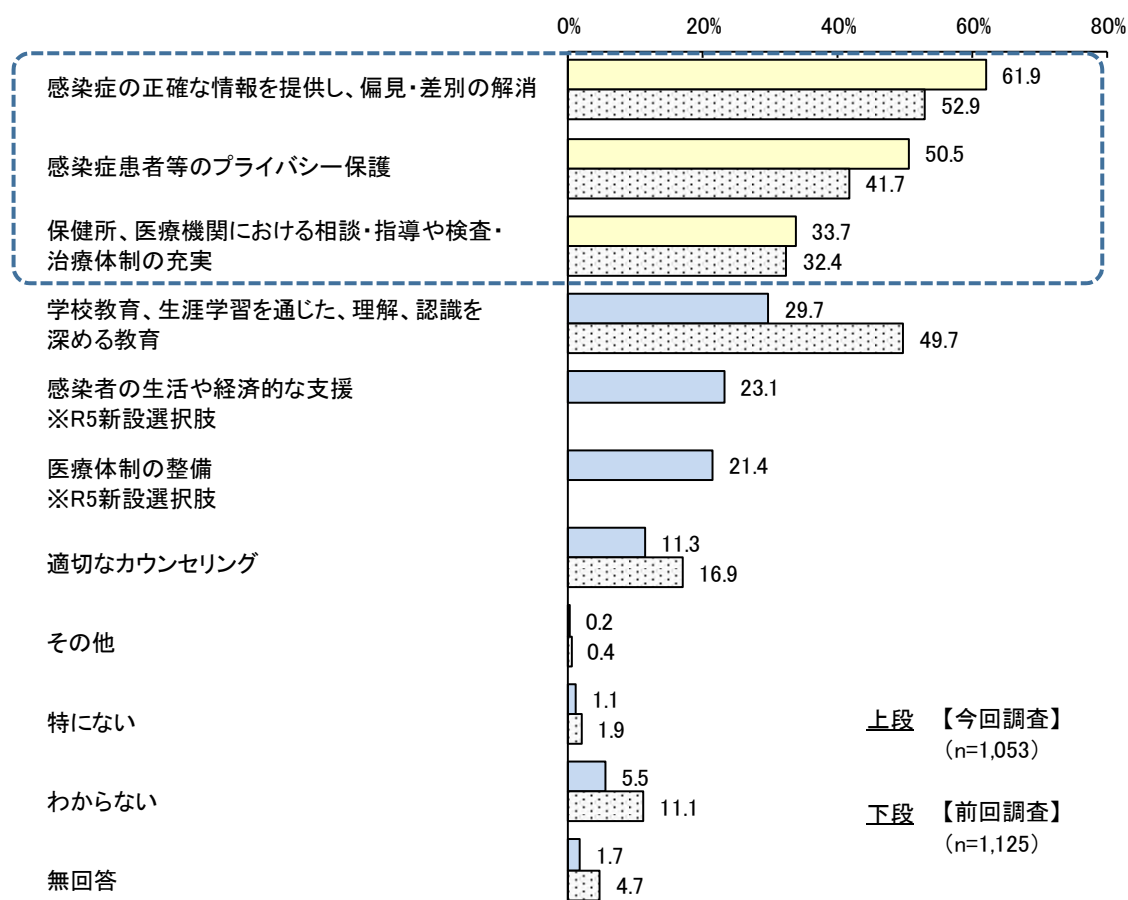


普通に付き合うという人が最も多い

感染症患者等への対応について、「普通に付き合う」（57.7％）が6割弱を占めています。前回調査（前回調査：42.0％→今回：57.7％）と比較して1割以上増加しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の発生時には、感染症患者のみならず、患者の家族や、患者と接触があったとされる人、中でも医療従事者等に対しての差別や偏見が問題になりました。感染症の種別を問わず、感染症対策の最前線で尽力されている医療従事者等へ敬意を払い感謝する気持ちが必要であるとともに、根拠のない恐れを持たないように、一人一人が正しい知識を持つよう努めることが必要です。

(29) 感染症患者等の人権を守るために必要なこと

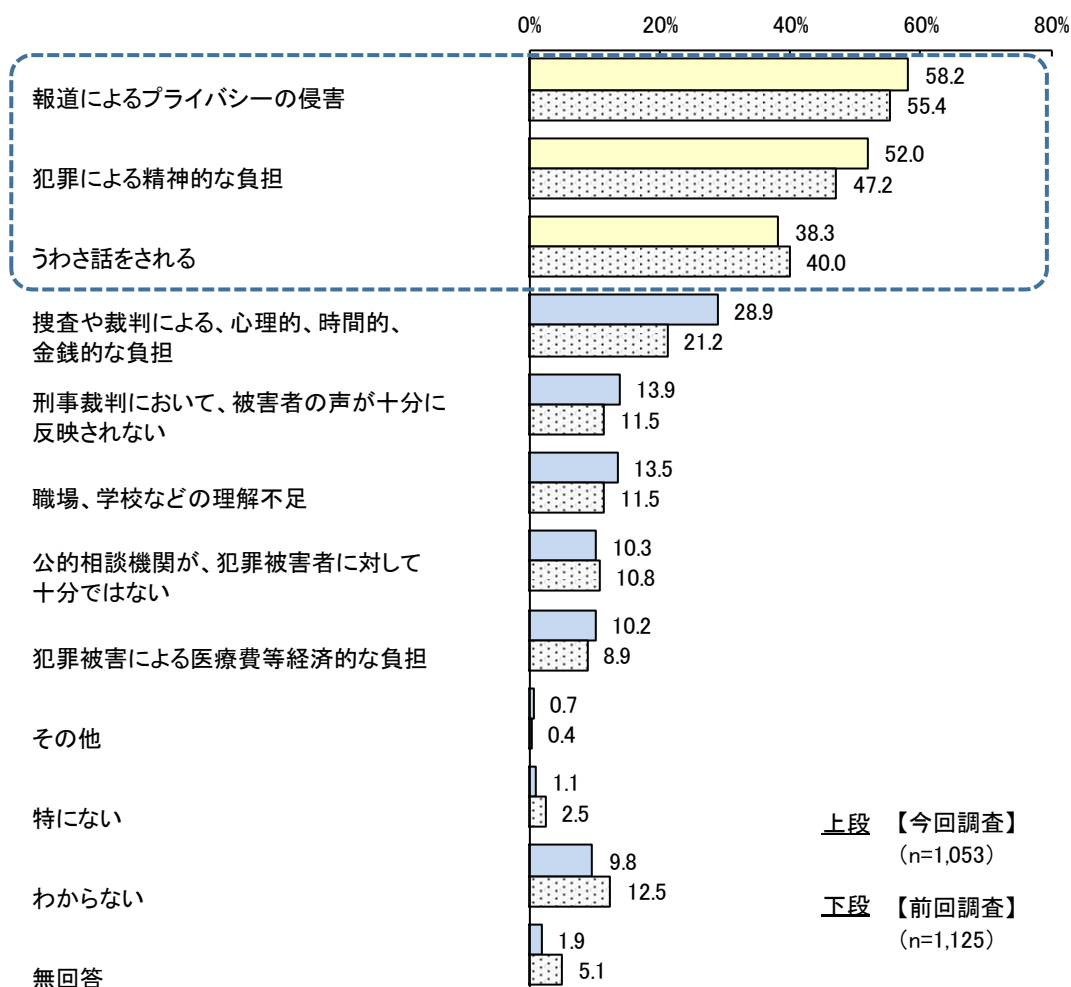


正確な情報提供や教育が特に求められている

感染症患者等の人権を守るために必要なことについて、「感染症の正確な情報を提供し、偏見・差別の解消」（61.9％）が最も高く、「感染症患者等のプライバシー保護」（50.5％）が5割台で続きます。

前回調査と比較して、「学校教育、生涯学習を通じた、理解、認識を深める教育」（前回調査：49.7％→今回：29.7％）の割合が2割程度減少しています。

(30) 犯罪被害者やその家族の人権に対する問題点について

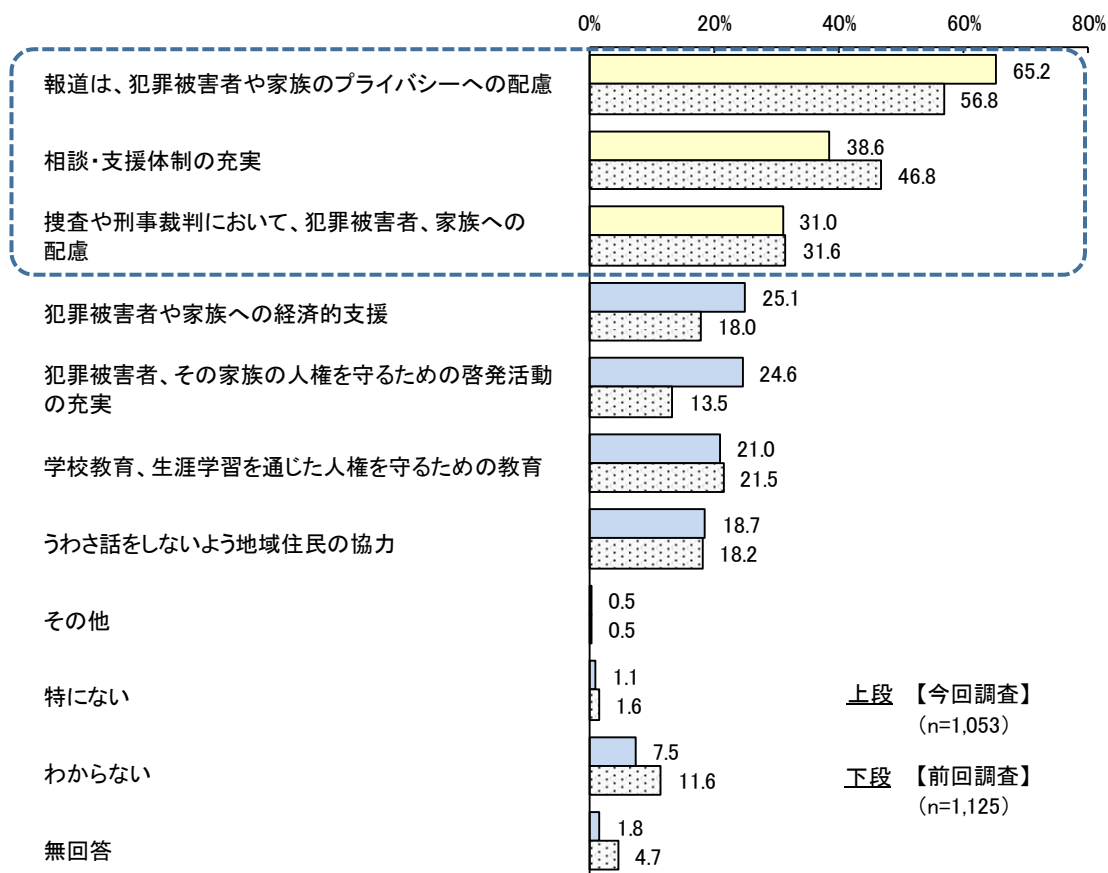


最大の問題点はプライバシーの侵害

犯罪被害者やその家族の人権に関する問題点をみると、「報道によるプライバシーの侵害」(58.2%)、「犯罪による精神的な負担」(52.0%)が高く、次いで「うわさ話をされる」(38.3%)と続きます。

上位項目は前回調査とほぼ同じ傾向がみられます。

(31) 犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要なこと

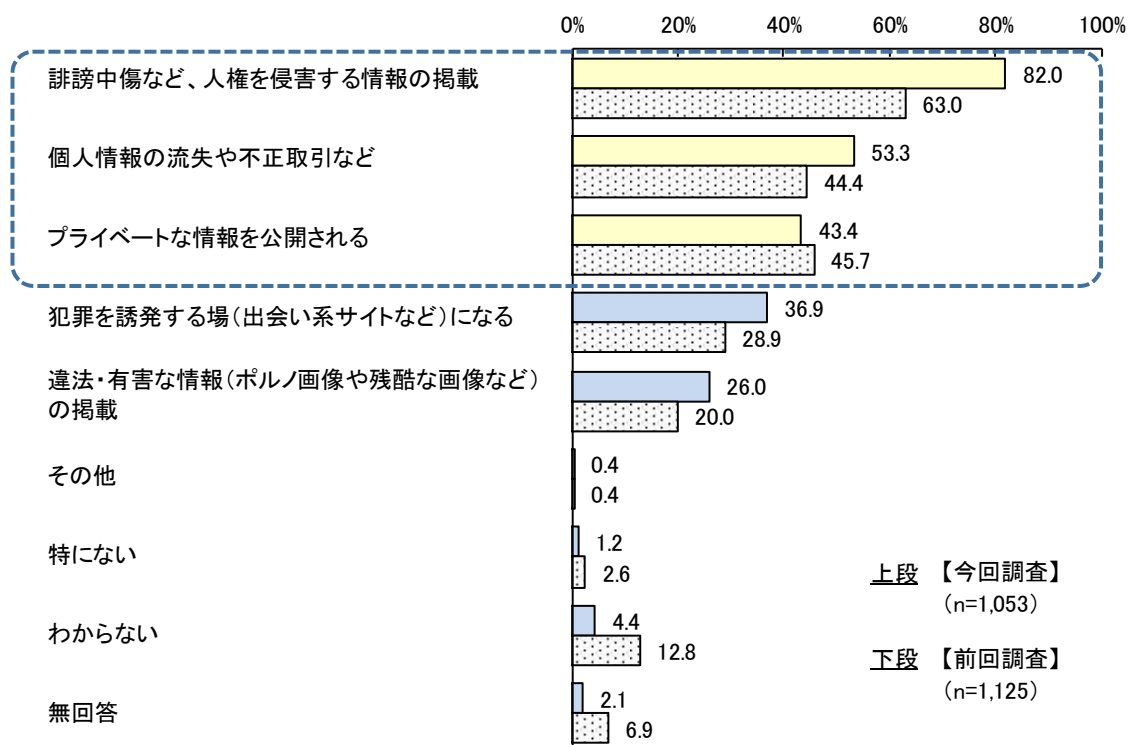


プライバシーへの配慮が求められている

犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要なことについて、「報道は、犯罪被害者や家族のプライバシーへの配慮」（65.2％）が最も高く、「相談・支援体制の充実」（38.6％）、「捜査や刑事裁判において、犯罪被害者、家族への配慮」（31.0％）が3割台で続きます。

前回調査と比較して、「犯罪被害者、その家族の人権を守るための啓発活動の充実」（前回調査：13.5％→今回：24.6％）の割合が1割以上増加しています。

(32) インターネット上の人権に対する問題点について



前回の調査よりも最も関心が高くなっている

インターネット上での人権侵害に関する問題点をみると、「誹謗中傷など、人権を侵害する情報の掲載」(82.0%)が8割強で最も高く、前回調査(前回調査：63.0%→今回：82.0%)と比較して約2割増加しています。

インターネットは、その普及の歴史を振り返るまでもなく、今となっては我々の生活に無くてはならない生活環境(生活インフラ)のひとつで、災害時などの緊急事態においては、命に関わる情報取得の有効な手段であり、「情報のライフライン」と言っても過言ではありません。総務省が2024年(令和6年)6月に公表した「令和5年通信利用動向調査」では、個人のインターネット利用動向について、「インターネット利用者の割合は、13～69歳の各年齢階層で9割を超えており、それ以外の年齢階層でも上昇傾向にあります。個人のインターネット利用機器は、スマートフォンが引き続き増加しており、20～59歳の各年齢階層で約9割が利用している。」とあり、今や国民の誰もが、いつでも、どこでも手軽にインターネットが利用できる状況となっています。

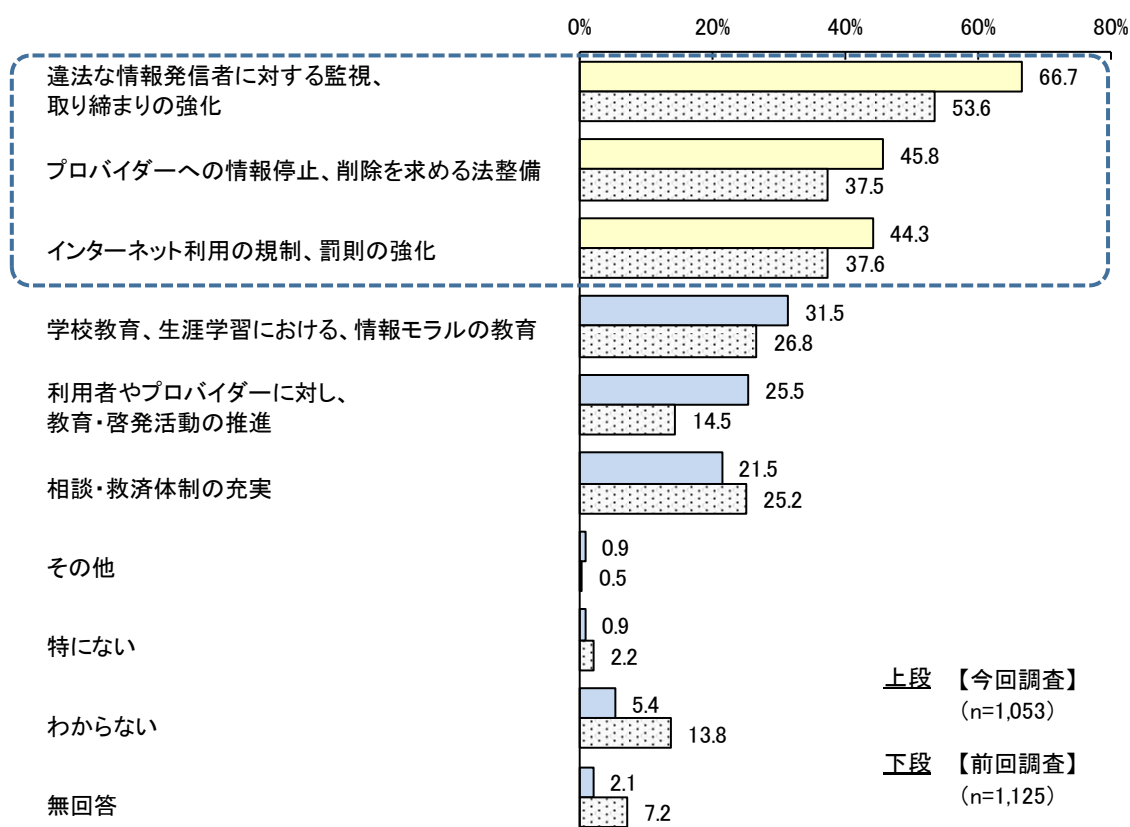
このような状況の中で、インターネット上の交流サイト(SNS^{*1})においては、匿名性や非対面性、真偽判断の困難性(フェイクニュースなど)、及び他人から認められたいという承認欲求が得られやすいという特徴から、本人が無意識に投稿した内容が、相手を

傷つけてしまうことが往々にしてあります。ひとつの投稿が、雪だるま式に増幅され、集団での誹謗中傷につながることも、残念ながら日常として起こっています。また、インターネット上では、加害者側が一瞬のうちに被害者になるケースも多く、非難の応酬、いわゆる「負の連鎖」に陥ることもあります。特に若年層については、それによる精神的なダメージにより、通常の生活に支障をきたすことも危惧されます。

しかしながら、インターネットには、正しい情報を早く、安く、多くの人に伝える手段としての利点があることは、言うまでもない事実であり、我々はその利点を誰もが享受できる社会を目指すためインターネット上の人権も守る必要があります。

※I SNS …ソーシャルネットワーキングサービスのことで、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のネットサービス及び Web サイトのこと。

(33) インターネット上の人権侵害を無くするために必要なこと



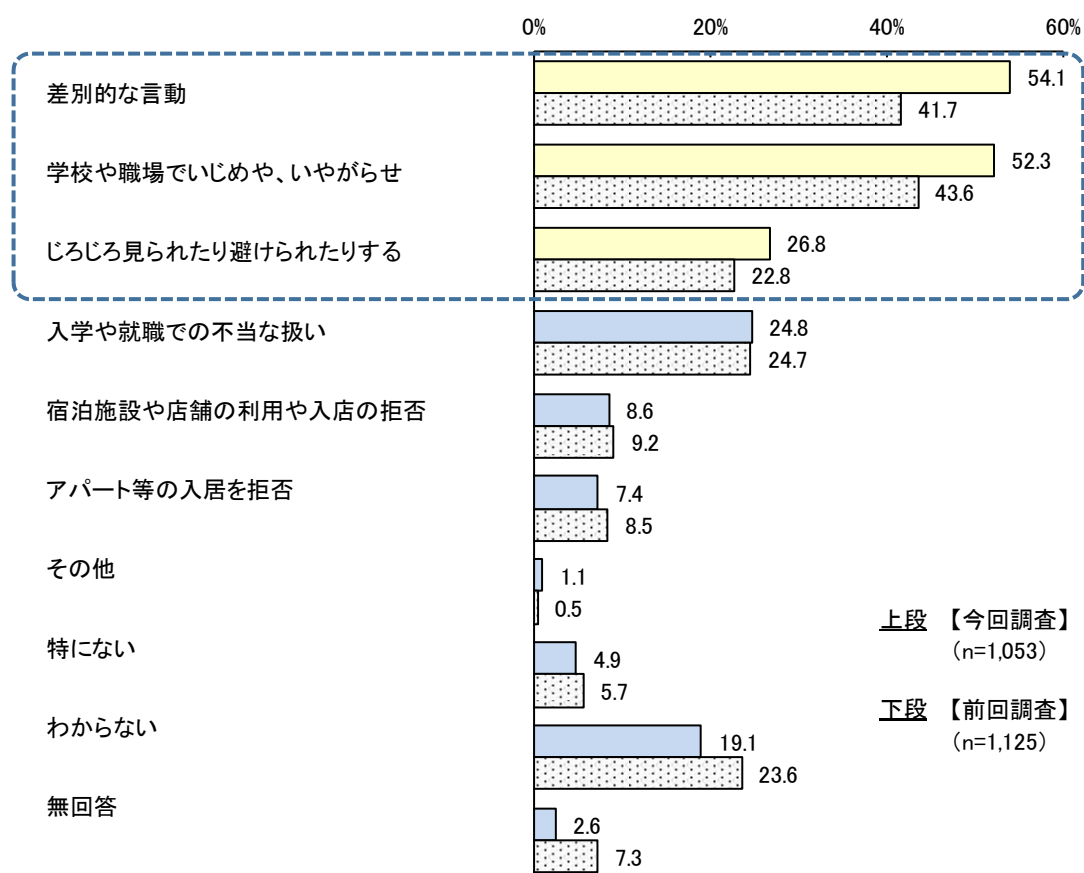
まずは、監視・取り締まりの強化が求められている

インターネット上の人権侵害を無くするために必要なことについて、「違法な情報発信者に対する監視、取り締まりの強化」（66.7％）が最も高く、「プロバイダーへの情報停止、削除を求める法整備」（45.8％）、「インターネット利用の規制、罰則の強化」（44.3％）が4割台で続きます。

前回調査と比較して、「違法な情報発信者に対する監視、取り締まりの強化」（前回調査：53.6％→今回：66.7％）の割合が1割以上増加しています。

インターネット上での人権問題への関心が高まっているなか、引き続きインターネット適切な利用に関する啓発を推進していくことが必要です。

(34) 性的少数者の人権に対する問題点について

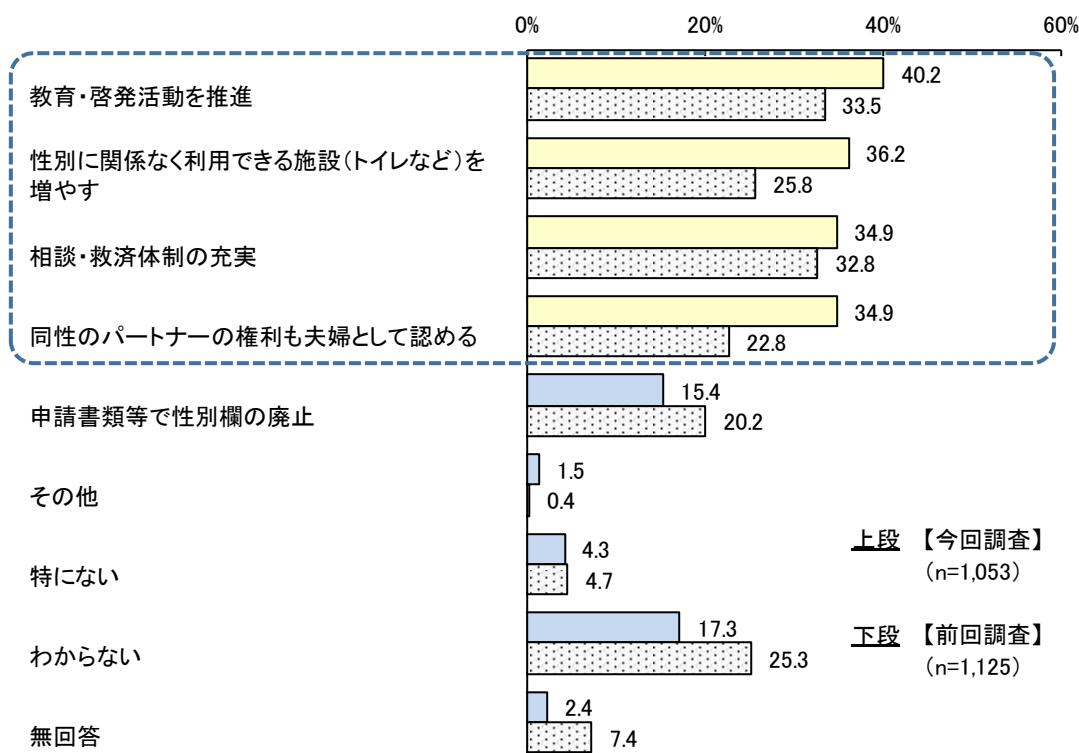


差別的言動や学校・職場でのいじめ等を問題視

性的少数者の人権に関する問題点をみると、「差別的な言動」（54.1％）と「学校や職場でいじめや、いやがらせ」（52.3％）が半数を超えています。

前回調査と比較して、「差別的な言動」（前回調査：41.7％→今回：54.1％）、「学校や職場でいじめや、いやがらせ」（前回調査：43.6％→今回：52.3％）の割合が1割前後増加しています。

(35) 性的少数者の人権侵害を無くすために必要なこと

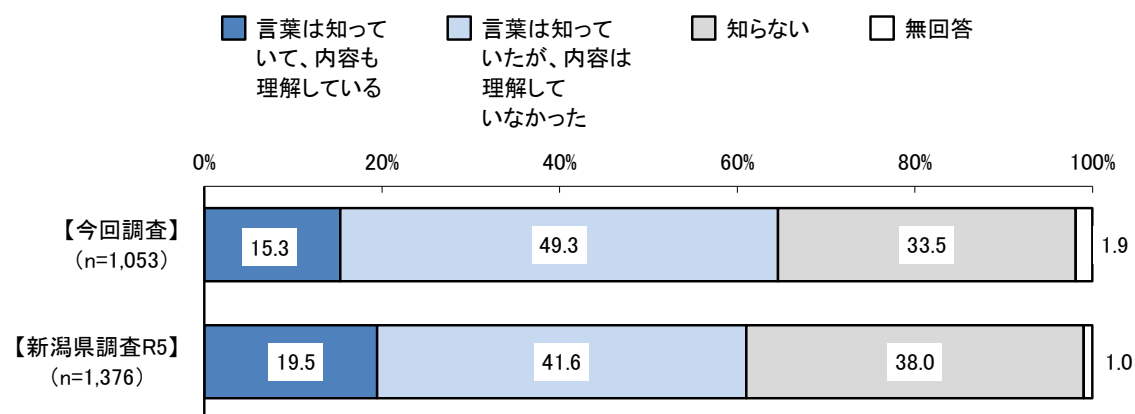


まずは、教育や啓発活動の推進が必要

性的少数者の人権侵害を無くすために必要なことについて、「教育・啓発活動を推進」(40.2%)が最も高く、「性別に関係なく利用できる施設(トイレなど)を増やす」(36.2%)、「相談・救済体制の充実」(34.9%)、「同性のパートナーの権利も夫婦として認める」(34.9%)が3割台で続きます。

前回調査と比較して、「性別に関係なく利用できる施設(トイレなど)を増やす」(前回調査：25.8%→今回：36.2%)、「同性のパートナーの権利も夫婦として認める」(前回調査：22.8%→今回：34.9%)の割合が1割以上増加しています。

(36) パートナーシップ宣誓制度の認知



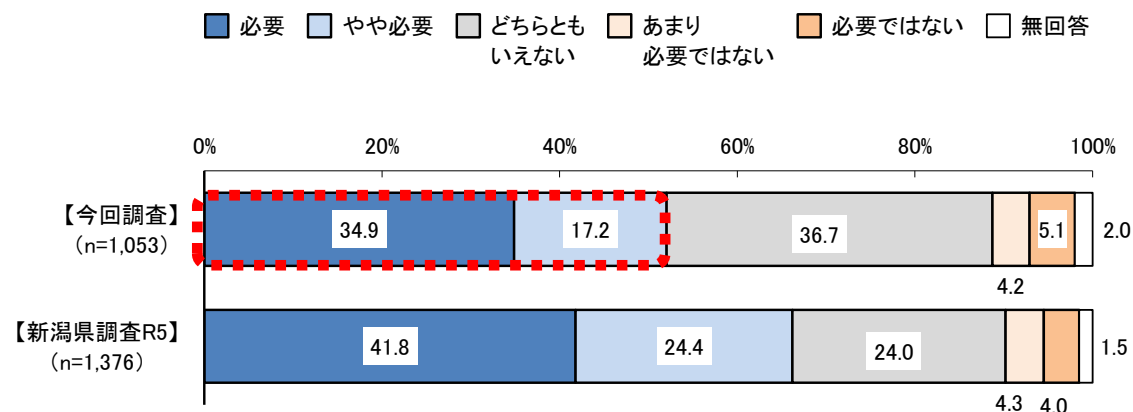
言葉のみの認知が半数弱

今回からの新設設問です。

パートナーシップの宣誓制度について、「言葉は知っていたが、内容は理解していなかった」(49.3%) が約半数を占めています。

県の「性の多様性等に係る県民意識調査」と比較して、「言葉は知っていて、内容も理解している」と「言葉は知っていたが、内容は理解していなかった」を合わせた『知っている』(県：61.1%、十日町市：64.6%) の割合がやや高くなっています。

(37) パートナーシップ宣誓制度の必要性

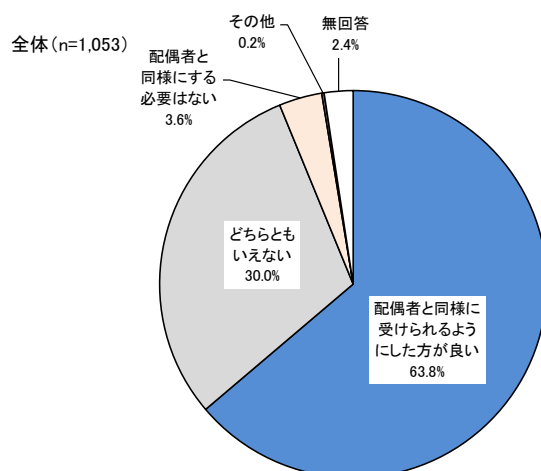


半数以上が制度を必要と考えている

パートナーシップ宣誓制度を必要と考えている割合は、「必要」と「やや必要」を合わせた『必要』が半数以上を占めています。

県の「性の多様性等に係る県民意識調査」と比較すると低い結果(県：66.2%、本市：52.1%)となっています。

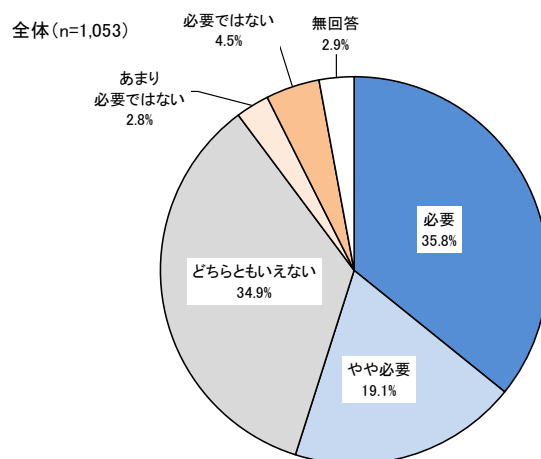
(38) 公的サービスの利用について



6割以上が配偶者と同様のサービス利用を推奨

公的サービスの利用について、「配偶者と同様に受けられるようにした方が良い」(63.8%) が最も多く、6割強を占めています。

(39) ファミリーシップ制度の必要の有無

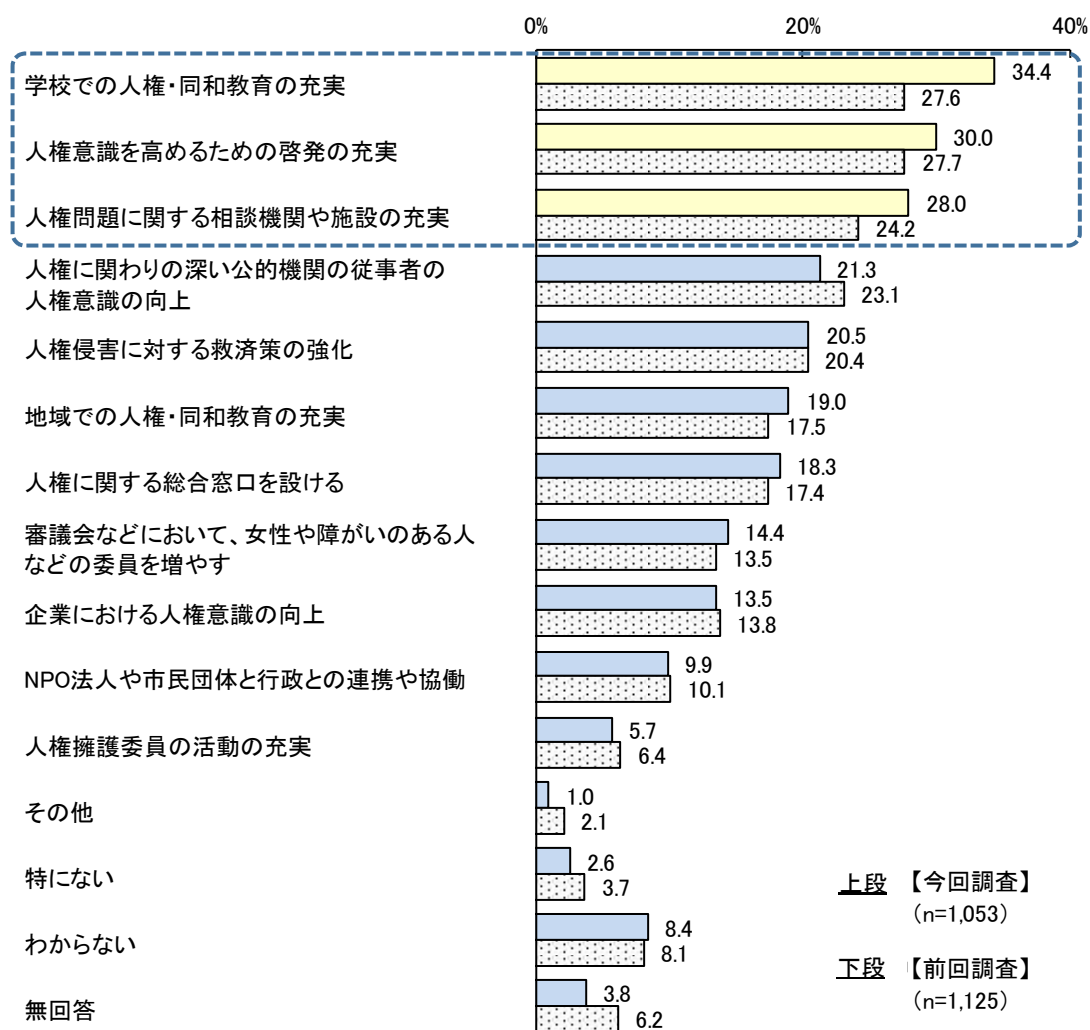


半数以上が制度を必要と考えている

ファミリーシップ制度^{※1}を必要と考えている割合は、「必要」と「やや必要」を合わせた『必要』が半数以上を占めています。

※1 ファミリーシップ制度…様々な事情により婚姻制度を利用できないカップル及び生計を同一にすることも等の家族について、相互に協力し合いながら、継続的に共同生活を行うことを約束した関係であることに対して、自治体が証明書等を発行する制度。

(40) 人権を守るための活動について



人権を守るためには「教育」「啓発」「相談機関」が必要

人権を守るための活動について、「学校での人権・同和教育の充実」（34.4％）を筆頭に様々な取り組みが求められています。前回調査（前回調査：27.6％→今回：34.4％）と比較して増加しています。

学校、家庭、職場、地域等を通じて、人権に関する教育・啓発活動を行うことが重要です。

2 第2期計画の進捗と評価

市民意識調査の結果は、前回と同様の傾向がみられ、代表的な調査項目の前回結果値に対して目標値を達成した項目が多く、または未達項目であっても大きく目標を下回った項目はないことから、第2期計画の取り組みの方向性は合っていると評価できます。

従って、本計画における取り組みの方向性も、概ね第2期計画を踏襲できると考えます。

なお、講演会や研修会については、参加者が固定される傾向があることから、学校、企業、組合、地域コミュニティ、町内会など、幅広い参加者が見込める講演会や研修会の開催が必要となります。

また、市報や市のホームページで広く更なる人権啓発を図っていく必要があります。

【増やす項目】

内 容 (調査項目)	2019 年度 (平成 31 年度) 結果値		2023 年度 (令和 5 年度) 結果目標値	評 価
基本的人権が「守られている」と感じている市民の割合	59.7%	➡	59.8% (微増)	○
人権三法を「知っている」市民の割合				
* 障害者差別解消法	44.7%	➡	44.9% (微増)	○
* ヘイトスピーチ解消法	37.6%		44.2% (増加)	○
* 部落差別解消推進法	38.7%		43.7% (増加)	○
市民向けの広報活動	不定期開催	➡	年 1 回定期開催	—

【減らす項目】

内 容 (調査項目)	2019 年度 (平成 31 年度) 結果値		2023 年度 (令和 5 年度) 結果目標値	評 価
関心のある人権が「特にない」市民の割合	11.2%	➡	10.5% (減少)	○
人権侵害を感じた経験が「ある」人の割合	12.7%	➡	14.3% (増加)	×
部落差別（同和問題）に関する人権侵害の有無について「わからない」とする市民の割合	47.9%	➡	51.9% (増加)	×

3 課 題

(1) 全般的な課題

少子化や高齢化、情報化の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、人権課題も多岐にわたり、複雑化しています。虐待、いじめ、セクハラ、インターネット上の差別事件等の人権侵害は後を絶ちません。また、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大により、感染者やその家族、医療従事者などに対する差別が問題となりました。感染者だけでなく関連者にも差別的な言動が見られるようになり、新たな感染症による差別意識が広がっています。

中でも重要な課題とされている、女性、こども、高齢者、障がいのある人、部落差別（同和問題）、外国から来た人、感染症患者等、インターネット等に関する人権問題については、これまでも各分野別の計画等を基に、その解決に取り組んできたところ です。

今回の住民意識調査から市民の人権に対する意識の高まりが伺える一方で、人権に関心がないと回答した無関心層が1割程度みられることから、更なる人権啓発が望まれます。今後とも、各課題の社会的な背景や、これまでの取り組みの成果や反省等を踏まえるとともに、人権問題が多岐化、多様化する傾向にあることから、必要に応じて関係機関等と十分な連携を図り、人権教育・啓発を推進します。

(2) 諸処の人権問題における個別の課題

今回の住民意識調査等から、様々な人権問題に対する市民の考え方を分析した結果については、以下のとおりです。

① 女性の人権

住民意識調査の結果では、女性の人権が遵守されていない場面として『男は仕事、女は家庭』『女だから〇〇すべき』といった男女の固定的な意識を押しつける（56.2%）や「採用条件、仕事の内容、給料の男女差など職場における男女の待遇が違う」（46.2%）の割合が特に高く、学校教育、社会教育、家庭教育、企業研修など様々な場面を通じて、本市全体で意識を変えていくための啓発が必要だと考えられます。

依然として男女の固定的な役割分担意識や職場等における男女格差が根強くあり、あらゆる分野で自らの能力を高めようとしている女性の生き方が阻害されている現状があります。これら価値観や格差を払拭し、男女共同参画の意識を啓発していく必要があります。

また、一方では、高齢化や人口減少などにより、性別に関わらず様々な役割を担い、助け合う社会づくりの必要性は高まっていると考えられます。とりわけ育児や介護については、男女がともに家庭での責任を果たし、家庭生活と他活動との両立を図るこ

とができるような社会環境の整備も必要とされます。

【課題】

- ・ 女性の人権が遵守されていない場面において、様々な場面を通じて、意識を変えていくための啓発が必要
- ・ 男女の固定的な役割分担意識や職場等における価値観や格差を払拭し、男女共同参画という意識の啓発が必要
- ・ 少子高齢化などで急激に変化する社会において、男女がともに家庭での責任を果たし、家庭生活と他活動との両立を図ることができるような社会環境の整備が必要

② こどもの人権

住民意識調査の結果では、こどもの人権が遵守されていない場面として「保護者などによる、暴力（言葉も含む）、育児放棄などの児童虐待」（61.7%）や「仲間はずれや無視、暴力など相手が嫌がることをする」（41.9%）といった、いじめや虐待を問題視する人が上位を占めました。

一方で、「いじめに関する当事者間への是非」について、「いじめる人が悪い」と「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある場合がある」が同程度となっていることから、“いじめられる人にも問題がある場合”の調査は必要ですが、“いじめられる側にも非がある”と考える割合を減らすための教育と啓発が重要です。

「ネットいじめ」については、8割強が認知しており、40歳代以下では9割を超えています。認知率は、前回調査と比較して1割以上増加しています。インターネット上での人権問題への関心が高まっているなか、「ネットいじめ」への対応は継続して注力すべき課題です。

これらいじめや虐待の問題に対応するためには、子育てしやすい環境の整備やこどもの安全の確保、支援制度の充実等は当然のことながら、健やかなこどもの育成のための施策も重要です。また、保育園や認定こども園、学校等における人権教育を深化させていくことが不可欠であり、今後も家庭、保育所・認定こども園等、すべての学校、地域、各関係機関が連携を密にしていくことが必要です。

さらに近年は、ヤングケアラー（本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと）が問題となっており、未成年のこどもの場合、家族の世話が学校生活にも大きく支障をきたす可能性が高く、公的な支援が求められています。

【課題】

- ・ こどもに対する暴力や虐待に加え、近年のネット社会を象徴する「ネットいじめ」など、依然として、いじめや虐待を問題視する人が上位を占めており、その割合を下げるために、子育てしやすい環境の整備やこどもの安全の確保、支援制度の充実、健やかなこどもの育成を見据えた施策の展開が必要
- ・ 保育施設、学校における人権教育を深化させるために、家庭、保育施設等、学校、地域、各関係機関が連携を密にしていくことが必要
- ・ ヤングケアラーに対する公的な支援が必要
- ・ こどものいじめに対して、いじめられる側にも非があるとの考えの払拭
- ・ こども基本法に基づき、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性の尊重、権利を保障する社会づくりが必要

③ 高齢者の人権

住民意識調査の結果では、高齢者の人権が遵守されていない場面として、「自分の家で暮らすことが難しくなると、自分の意思に反して施設や病院に入らなければならない」（31.2%）といった、加齢に伴う心身の変化により尊厳ある暮らしが困難になることが問題視されています。また、今後も人口に対する高齢者の割合は増加が見込まれます。

高齢者の人権を守るために必要なことについては、前回調査と比較して、「相談・支援体制の充実」（前回調査：25.2%→今回：40.4%）の割合が大きく増加しています。NPO 等も含め公的な機関による相談支援体制の整備が重視されているものと思われます。

高齢者ができるだけ自立した生活を送るためには、本人の意思や希望を尊重しつつ、様々な人と支え合いの関係を築いていくことが大切です。全ての高齢者の人権が尊重され、差別を受けることなく、生きがいを持って安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取組が重要です。

【課題】

- ・ 地域の高齢化に拍車がかかるなかで、高齢者が自立した生活を送ることができるように、一人一人の高齢者の意思を尊重する姿勢の醸成が地域全体に求められている

④ 障がいのある人の人権

住民意識調査の結果では、障がいのある人の人権が遵守されていない場面として、「働ける場所、収入が少ない」（60.4％）といった、就労機会や社会参加の面で不当に制限されている状況が調査からみえてきました。障がいのある人の社会参加を進めるため、働きやすい環境づくりや生活支援の取組が必要です。

障がいの有無に関わらず、共生できる社会の実現を目指し、市民一人一人の理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消していくことが重要です。そのために障がいがあっても働きやすい環境づくりや自己決定を尊重した生活支援、自立支援などの体制整備が必要です。

【課題】

- ・障がいのある人の社会参加への意識を高めるために、障がいの有無に関わらず、全ての人に等しい人権があることを、社会全体で認め合うことが必要
- ・その上で、言動や態度に不当な差別意識が現れることがないように、お互いの交流の場を通して市民一人一人の理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消していくことが必要

⑤ 部落差別（同和問題）

住民意識調査の結果では、「はっきりと覚えていない」（28.0％）や「今まで知らなかった」（19.7％）といった部落差別（同和問題）の認知の希薄さが浮き彫りになっています。これは、「差別、差別というから、いつまでも差別が残るのだ。そっとしておけば部落差別は自然になくなる」という意見に肯定的な人が4割弱（37.9％）いることが示すように、部落差別（同和問題）へのかかわりを避ける無関心さがその背景にあると推察されます。今後も部落差別（同和問題）を他人事ではなく、幅広く市民に考えてもらうためにも、一層の周知活動は当然のことながら、啓発・教育活動の指導者たるべき人材の育成や地域における啓発、教育者の育成が必要とされます。引き続き、部落差別（同和問題）に関する正しい認識と理解を深める教育・啓発活動に取り組むことが望まれます。

【課題】

- ・根本的な根絶に至っていない部落差別（同和問題）の再認識を図ることが必要
- ・その上で、部落差別（同和問題）を正しく啓発や教育活動ができる人材の育成が必要

⑥ 外国から来た人の人権

住民意識調査の結果では、外国から来た人の人権が遵守されていない場面として、「外国から来た人への理解や認識が十分でない」（49.8％）や「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい」（46.8％）といった、文化等への理解や認識不足が特に問題視されています。

今後、本市においても外国から来た人の増加は予想され、外国から来た人にかかわる人権が更に身近な問題となってくると考えられます。この人権問題の背景には、人種や民族、言語、宗教、生活習慣等への理解不足による偏見や差別意識が根底にあり、このような偏見、差別意識をなくす啓発・教育を行っていくことが求められます。

外国から来た人の人権を守るためには、市民の国際意識を高め、各国の人々との交流を通して、市民一人一人が異なる文化や生活習慣などへの理解を深めることが必要です。外国から来た人たちが、言語や風俗、習慣等の違いによって日常生活で困ることがないように、安心して生活できる環境が求められています。

- 【課題】
- ・海外からの移住やインバウンドの復活で、ますます海外から来た人と触れ合う機会が増す中で、人種や民族、言語、宗教、生活習慣等への理解不足の解消が必要
 - ・今や、日本人の美徳である“おもてなし”は全世界で認識されており、当市の各地域にも色濃く残されていることから、外国から来た人たちが、日常生活で困ることがないように、安心して生活できる環境の整備が必要

⑦ 感染症患者等の人権

住民意識調査の結果では、感染症患者等の人権が遵守されていない場面として、「感染症患者について正しい理解がされていない」（64.9％）といった、正しく理解されていないことが特に問題視されています。また、全国的には感染症患者等が差別を受ける事態も見受けられます。加えて 2020 年（令和 2 年）以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、「コロナ禍」とも称される状況に陥り、患者やその家族、医療従事者等に対する差別が問題となりました。

感染症患者等の人権を損なうことがないように、感染症に関する正確な知識を深め、正しい情報に基づいた人権教育・啓発の活動が求められます。

- 【課題】
- ・「コロナ禍」を教訓に、誰もが感染症に罹患する可能性があることを改めて認識し、全ての感染症患者等の痛みがわかる社会の実現を目指すことが必要

⑧ インターネット上の人権

住民意識調査の結果では、インターネット上の人権が遵守されていない場面として、「誹謗中傷など、人権を侵害する情報の掲載」（82.0％）の割合が特に高くなっています。前回調査と比較して、「誹謗中傷など、人権を侵害する情報の掲載」の割合が大きく増加しています。昨今の社会情勢をみても、発信の匿名性を利用した誹謗中傷や差別的表現の掲載を筆頭に仲間はずれの場となっていること、犯罪を誘発すること等、情報化社会となったことで新たに発生した人権侵害が氾濫しています。

急速な情報化の進展が社会にもたらす多大な影響を考え、人権尊重の視点から情報の取扱いにおけるモラルについて正しい理解が得られるように、家庭や地域、こども園、学校、職場等様々な場で、インターネットを利用する場合の注意点や危険性、利用マナーやルール等に関する、学習機会を増やす必要があります。

また、今後、**生成 AI の代表される*AI の普及が急速かつ広範に進むと予想される中で、AI が人権侵害の道具となることが懸念されます。とりわけ、人格を持たない AI が、さも人格を持った人間のようにふるまい、自覚のない人権侵害を行うことで、実体のない加害者を作り出す脅威については、まだ誰も経験したことがありません。しかしながら、AI の普及を止めることはできないことから、私たちには、AI の特性（良い面、悪い面）を理解しながら、活用していく姿勢と知識が必要になります。

インターネット上での人権問題への関心が高まっているなか、引き続き、インターネットの適切な利用に関する啓発を推進していくことが必要です。

*AI：artificial intelligence の略で、人工知能を表す言葉

**生成 AI：「Generative AI（ジェネレーティブ AI）」とも呼ばれ、事前に収集した膨大なテキスト・画像・動画などのデータを学習し、新たなコンテンツを自動的に生成できる AI

【課題】

- ・インターネット上では、誰でも人権侵害の被害者にも加害者にもなり得ることを、特に若年層に向けてあらゆる機会を通した発信が必要
- ・インターネット上での人権問題は、女性、こども、高齢者、障がいのある人、部落差別（同和問題）、外国から来た人、感染症患者等のすべての人権侵害の手段になり得るという認識の浸透が必要
- ・インターネットを誰でも自由に使うことができるように、社会全体でのモラルの醸成が必要

⑨ 犯罪被害者やその家族の人権

住民意識調査の結果では、犯罪被害者やその家族の人権が遵守されていない場面として、「報道は、犯罪被害者や家族のプライバシーへの配慮」（65.2％）の割合が特に高くなっています。犯罪被害者やその家族は、精神的・経済的にも大きな影響を受けるだけでなく、マスメディアによる行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損(きそん)等、二次的被害の問題も指摘されています。

国は、2004 年（平成 16 年）に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、国、地方公共団体、国民の責務を具体的に示した「犯罪被害者等基本法」を制定しました。

市や行政だけではなく、司法、医療・福祉、教育等の関係機関・団体、民間機関・団体、マスメディア他との連携等による社会全体としての支援が求められます。

- 【課題】
- ・ 犯罪の被害にあうことは他人事ではなく、自分や家族のプライバシーが図らずも取材や報道の対象となることがあるという認識の浸透が必要
 - ・ その上で、市や行政だけではなく、司法、医療・福祉、教育等の関係機関やマスメディア他との連携等により社会全体としての支援していく仕組みが必要

⑩ 性的少数者等の人権

住民意識調査の結果では、性的少数者等に関する人権が遵守されていない場面として、「差別的な言動」（54.1％）や「学校や職場でいじめや、いやがらせ」（52.3％）の割合が特に高くなっています。前回調査と比較して、「差別的な言動」、「学校や職場でいじめや、いやがらせ」の割合が大きく増加しています。社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。

性的少数者向け相談先の情報なども不十分なため、個々の性的指向等に関して正しい理解が求められるとともに、当事者の精神的苦痛に関する相談対応が必要となります。

- 【課題】
- ・ 性的少数者に対する社会の認識が徐々に高まってきている気運をつぶさに捉え、まだまだ残っている“特別感”の払しょくが必要
 - ・ その上で、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている実態を学校や職場で共有し、性的指向等に関する正しい理解が必要

⑪ パートナーシップ宣誓制度について

本項目は、今回の調査より新設されたテーマです。「⑩ 性的少数者等の人権」と併せて、いわゆる「*LGBT」や「**LGBTQIA+」などで表される性的指向の世界的な認知の流れにあって、本調査では約 65%の市民が「知っている」と回答しており、県全体の約 61%と比較しても、本市における認知度はかなり高いことを示しています。

一方で、パートナーシップ宣誓制度の必要性については、「必要」・「やや必要」と回答した割合が、県全体の約 66%に比べて、約 52%に止まっており、認知度と制度そのものの必要性との乖離はやや大きいものがあります。

*LGBT：レズビアン（Lesbian）・ゲイ（Gay）・バイセクシュアル（Bisexual）・トランスジェンダー（Transgender）という4つのセクシュアリティの頭文字から構成された性的少数者を表す言葉

**LGBTQIA+：LGBT に、クエスチョニング（Questioning）とクィア（Queer）・インターセックス（Intersex）・アセクシュアル（Asexual）・それ以外から構成された性的少数者を表す言葉

【課題】

- ・パートナーシップ宣誓制度の認知度を上げるために、性的少数者等の人権と併せて、パートナーの在り方と人権の本質の理解が必要
- ・その上で、身近な地域（県内の市町村）での制度運用状況などを市民に広報し、市民から意見を求めていく活動が必要

⑫ 身元調査に関する人権

身元調査に関する人権については、戸籍謄本や住民票の不正請求や悪質な取得といった差別につながる恐れのある身元調査事件は後を絶ちません。事業者・職場をはじめとした各場面において、身元調査が引き起こす差別に対する正しい理解と認識が得られるような教育や研修、啓発活動が求められます。

このように、様々な人権問題が存在している背景としては、人権尊重の理念が一人一人に十分浸透していない、因習や慣習にとらわれる意識がある等が考えられます。このため、それぞれの人権問題の本質を正しく理解することで、市民一人一人が日常生活において態度や行動に表わすことができるよう、一層の人権教育と人権啓発の推進を図って行くことが求められています。

【課題】

- ・身元調査は、人権侵害に当たる可能性があることを市民一人一人が、人権問題の本質を正しく理解するために、一層の人権教育と人権啓発の推進を図って行くことが必要

第3章 あらゆる場を通じた人権施策の推進

人権教育・啓発には、社会のあらゆる場で人権尊重の意識が根づき、人々が様々な人権問題に対する知識を身につけ、人権の大切さについて共通の認識を育て、生活を高めるという目的があります。

そのために人権問題の実態を理解し、あらゆる差別を解消するための市民意識の育成や人権問題に関する差別に繋がる様々な環境の克服を目指すことが必要です。

学校等での人権教育においては、人権に関する基本概念の浸透とともに、人の痛みを理解でき、人権を侵害しない意識と行動を身につけられる教育を推進します。

また、家庭・地域・職場においては、人権に関する社会の動向を鑑みて教育・啓発を進め、日常生活における人権問題に気づき、行動に移すことができるよう、実効ある学習機会の提供に努めます。

これにより、市民の誰もが人権問題は“身近な自分事”と思える十日町市を目指します。

1 学校等（保育所・認定こども園等、すべての学校）における人権教育・啓発の推進

人権感覚を育てるためには、こどもの頃の人権教育が大切です。

こどもたちの発達段階に応じながら、学校等の教育活動により人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にしたい人権教育の一層の充実を図ります。

●具体的取組

- ・教職員等の人権感覚を育て、各自の資質の向上を図るために、引き続き、研修や講座の充実を図ります。
- ・こどもが自ら人権の大切さに気づくことができるよう、保育園等やすべての学校において連携を深め、発達段階に応じた取り組みを進めます。
- ・保護者懇談会や授業参観、PTA活動等において保護者の人権意識をより一層高めるよう内容の充実を図ります。
- ・家庭・地域及び関係機関との連携を深め、より効果的な人権教育と周知・啓発に努めます。あわせて、こども・若者が自分の意見を表明できる環境を確保し、その意見を反映する仕組みを整えます。
- ・身近な人権感覚を育むために、フィールドワークを活用した研修機会の充実に努めます。

＊関係する計画

【こども計画】

2 家庭・地域・職場や事業者における人権教育・啓発の推進

(1) 家庭

家庭は、社会を構成する基本単位であり、人間性を育む原点です。家族や保護者の姿勢がこどもの人権意識に大きな影響を与えます。家族のみんながお互いを助け合い、尊重し合う家庭を築けるように人権教育・啓発活動に取り組みます。

●具体的取組

- ・身近な人権問題を克服するために、様々な人権学習の機会を広く周知し、積極的な参加を促します。
- ・子育て等で悩んだ場合には、一人で悩まずに、相談機関（発達支援センター、子育て支援センター、こども家庭センター、市役所関係課等）や子育て経験者に気軽に相談できるよう、相談先の周知に努めます。

*関係する計画

【こども計画】

【男女共同参画基本計画】

(2) 地域

地域にはさまざまな世代の人がいます。自治会、老人会、こども会等の団体において、地域の実情に応じた学習機会を設け、地域全体の人権意識の更なる浸透に努めます。

●具体的取組

- ・地域のコミュニティ組織等と連携しながら、こどもと高齢者などの世代間交流や体験活動を通して、お互いの人権問題への理解を深めるように努めます。
- ・公民館等において、人権課題への理解が得られる各種講座の開催を推進します。
- ・地域と家庭が連携して、それぞれの教育意欲を高めるため、地域間交流の促進や町内会への訪問講習などの様々な教育機会を創出します。

*関係する計画

【地域福祉計画】

【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】

【障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

【こども計画】

【男女共同参画基本計画】

(3) 職場や事業者

事業者には、性別や障がいの有無に関わらず、採用、配置、賃金、昇格などにおいて人権が尊重され働きやすい職場づくりが求められます。

職場においては、パワーハラスメントやカスタマーハラスメントに代表される、様々なハラスメントが発生するリスクが内在し、ひとたび顕在化してしまうと、人的資本を大きく毀損する恐れがあります。

そこで、事業者に対して、職場研修において人権に関する内容を取り入れるよう推進し、相談体制の整備・拡充に努めます。職業安定所で実施している「公正採用選考研修会」の広報や支援も行います。

また、男女が平等に子育てや仕事に時間が割けるようにするためには個人レベルだけでなく、企業や社会全体が努力しなければならない問題でもあります。

●具体的取組

- ・従業員等に対する計画的な人権研修の開催や、人権団体が主催する研修会等への参加を事業者に働きかけます。
- ・事業者が、公正な採用選考を推進するための支援を行います。
- ・職場における従業員等のための人権相談窓口設置に関する相談窓口を開設します。
- ・市内の事業者に対し、職業安定所が実施する研修についての案内を行います。
- ・市内の事業者に対し、男性の育児休暇の積極的な活用を呼びかけます。
- ・新潟県「ハッピー・パートナー企業」への登録を推進します。

*関係する計画

【障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

【男女共同参画基本計画】

第4章 分野別人権施策の推進

これまで本市では、関連する各種計画を踏まえ、人権尊重の視点に立った社会の実現に向け様々な施策を進めてきました。しかしながら、これまでの人権教育・啓発推進計画の達成に対する評価や、本計画の策定に先立って 2024 年（令和 6 年）1 月に実施した市民意識調査や昨今の社会情勢から様々な課題とその変化が見えてきています。

本章では人権分野ごとの「現状」を明らかにするとともに「今後の方針・取組」により施策を推進していきます。

1 女性の人権施策の推進

(1) 現 状

本市では、2023 年（令和 5 年）3 月に「第 4 次十日町市男女共同参画基本計画」を策定しました。性別に関わらず社会のあらゆる分野において、多様な生き方を認め合い、活躍できる男女共同参画社会の実現に加え、職場における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクハラの根絶に関する取り組み、性的マイノリティに関する差別防止や困難の解消等、人権尊重の啓発活動に取り組んでいます。

しかしながら、男女の固定的な役割分担意識は依然として残っており、その解消のために、広報や啓発活動、学習機会の提供を継続して行うことが必要です。また、DV 等の問題も課題となっており、被害者を救済するための相談体制の更なる充実が必要と考えます。

政策、方針決定の場等において女性の参画は、少しずつ拡大してきてはいるものの、今後も継続して女性の参画拡大を図る必要があります。また、雇用において、男女の均等な機会と待遇の確保等を図る法整備は進んでいるものの、実際には依然として、男女の待遇が異なるなど、格差解消も課題となっています。男女が共に働きやすいまちづくりを推進することが必要と考えます。

また、家庭や地域においては性別による役割分担意識を解消し、一人一人の多様な個性や能力、生き方を尊重した社会づくりが求められています。

2024 年（令和 6 年）1 月に実施した**第 3 回「人権に関する市民意識調査」**（以下、第 3 回「人権に関する市民意識調査」と表記します。）では、「女性の人権について問題があると思うこと」で、「男は仕事、女は家庭、女だから〇〇すべきと言った意識を押し付ける」が、前回と同様に最も高く 50%を超えました。次に、「採用条件、仕事の内容、給料の男女差など職場における男女の待遇が違う」、「結婚、妊娠、出産、不妊などについて干渉される」の割合が高くなっています。特に、「結婚、妊娠、出産、不妊などについて干渉される」については、前回調査に比べて、10 ポイント以上高くなっており、少子化の問題が女性の人権にも及んでいることが窺われます。また、「男は仕事、女は家庭、女だから〇〇すべきと言った意識を押し付ける」について、年代別では 10 代と 20 代の割合がいずれも 70%を超えており、10 代と 20 代の親世代または祖父母世代の実態が反映されているものと思われます。ただし、親世代または祖父母世代

と思われる50代、60代、70歳代以上の世代では、その割合が徐々に減っていき、70歳代以上では50%を割っており、本人たちが気付いていない実態も想定されます。

以上のように、性別に関わらず活躍できる社会づくりに向け男女共同参画の視点に立って社会環境や慣習、制度を見直し、女性に対する人権侵害の発生防止に向けた施策を推進していくことが求められています。

(市民意識調査結果)

- 1位 「男は仕事、女は家庭」「女だから〇〇すべき」といった意識を押しつける
※高年齢層ほど、旧来の男女の役割分担意識が強い
- 2位 採用条件、仕事内容、給料の男女差など職場での男女の待遇が違う
- 3位 結婚、妊娠、出産、不妊などについて干渉される



(2) 今後の方針・取組

第3回「人権に関する市民意識調査」では、「女性の人権を守るために必要なこと」について、「男女ともに、働きながら家事や育児・介護などが両立できる環境の充実」が、前回調査と同様に割合が50%を大きく超えて最も高く、「学校教育・生涯学習での男女平等教育を充実」、「相談・支援体制の充実」が続いています。更に、「企業に対し、採用、登用など平等に扱うよう啓発する」までが、前回調査と同様の順位であり、いずれも割合が前回調査より高くなっていることから、引き続き、女性の人権を守る取り組みを継続する必要があります。

「第4次十日町市男女共同参画基本計画」に基づき、様々な分野への女性参画の促進をはじめ、固定的な性別役割分担意識をはじめとする差別の解消に向けての教育や啓発、情報提供等に努め、女性の人権が尊重される社会の実現を目指します。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等のあらゆる暴力の根絶を目指し、関係機関と連携し、相談・支援体制の更なる充実に努めます。

また、「十日町市子ども・子育て応援プラン」と連携し、男性の育児休業取得促進などにより、男女が働きながら育児ができる環境を目指します。男女が働きながら育児をし、PTA活動等にも参加することは家庭レベルだけではなく、企業への啓発も必要であり、社会全体で取り組む必要があります。

なお、本計画では、これまでの計画の継続性を鑑み、「女性の人権」をひとつの分野としていますが、“女性だけの人権”との趣旨ではなく、男女平等の観点から「男性の人権」も含まれることを広く市民に啓発していく必要があります。

●男女ともに働きながら家事や育児、介護などが両立できる環境の充実

職場における男女平等の普及啓発を図るため、広報や訪問等により企業や従業員に対して男女共同参画に関する情報提供を実施します。また、労働条件、雇用問題、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント^{※1}等の労働問題に関する相談窓口の強化を図ります。

【具体的な取組事業】

ハッピーパートナー企業の登録推進（企画政策課・産業政策課）

●学校教育、生涯学習での男女平等教育を充実

乳幼児期からの発達段階に応じて人権を侵害しない姿勢を育てることや、学校教育において男女の平等やお互いに理解し合い協力すること等、人権尊重の意識を高める教育を実施します。また、社会教育においては講演会による男女平等意識の定着や女性の人材育成に関する学習機会を提供します。

【具体的な取組事業】

人権教育、同和教育教職員研修（学校教育課）

●相談、支援体制

女性特有の問題や解消を目指して、関係機関・団体等との連携を強化し、相談・支援体制の一層の充実を図ります。

【具体的な取組事業】

市民相談、無料法律相談、女性専用ダイヤル、各種相談窓口の案内
(市民生活課)

●意識啓発の推進

市民一人一人が男女共同参画社会の必要性について意識をもつことができるように広報紙やホームページ等で広報を行います。

【具体的な取組事業】

市報や市ホームページ等での情報発信（企画政策課）

●女性の人権を守り尊重する環境づくり

配偶者や恋人などからの暴力、離婚問題、家族の悩み等に対する相談窓口の充実を図ります。また、女性特有の思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などの人生のライフステージに応じた健康上の問題やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性の性と生殖に関連する健康/権利)の尊重と情報提供を行います。更に、生涯を通じた女性の健康の保持や増進を図ります。

【具体的な取組事業】

住民健診、各種がん検診、骨密度検診、性教育講演会（健康づくり推進課）
DV相談、地域子育て支援センター（子育て支援課）

●政策・方針決定の場等への女性の参画拡大

女性が地域社会で活動できる場を拡大するよう、地域コミュニティでの積極的な役員登用を推進します。また、政策、方針決定の場への女性の参画を推進するため、審議会等への女性委員登用に関する積極的な働きかけを行います。

【具体的な取組事業】

庁内及び地域への啓発・情報発信（企画政策課）

●子育て支援の充実

核家族化の進行や女性の社会進出による共働き家庭やシングルマザーの増加、就労形態の多様化など、子育てを取り巻く環境の変化に対応するため、子育て家庭の負担や不安を軽減し、こどもの健やかな成長を支えられるよう、適切な保育サービスをはじめ、子育て家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。

【具体的な取組事業】

児童生徒就学援助事業（教育総務課）

こども医療費助成事業、保育料軽減、障碍児保育・未満児保育の充実、病児・病後児保育事業、地域子育て応援カード、地域子育て支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業、ひとり親家庭等支援事業、養育費確保支援事業（子育て支援課）

●家庭・地域での男女共同参画の推進

育児、介護の共同責任意識の啓発へ向けた講座やパパママ学級等の開催を通じて家庭生活及び地域社会における男女共同参画の推進を図ります。

【具体的な取組事業】

ハローパパママ学級（健康づくり推進課）

※Ⅰ マタニティ・ハラスメント …働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇止めをされることがや職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのこと。

2 こどもの人権施策の推進

(1) 現 状

こどもの人権を著しく侵害する児童虐待やインターネット、スマートフォン、携帯電話の著しい普及による有害情報の氾濫、交流サイト（SNS）を介した事件等、こどもの人権が侵害されやすい環境になっています。

ただ、デジタルネイティブ世代といわれるこどもたちにとってスマートフォンなどの情報端末機器はすでに生活の一部となっており、やみくもな規制は逆効果にもなり得ることから、“こどもたちを守る“という前提に立ったうえで、学校やPTA、更には地域との連携により、家庭を中心としたルール作りが望まれます。

加えて、学校においてもいじめや問題行動等^{*1}への対応が依然として喫緊の課題となっています。更に、経済的格差や貧困、引きこもり等も大きな社会問題となっています。

第3回「人権に関する市民意識調査」では、「こどもの人権が守られていないと思うこと」で、「保護者などによる、暴力、育児放棄などの児童虐待」が、前回と同様に最も高く 60%を超えています。この結果は、前回調査より約5ポイント低くなっていますが、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」、「経済的理由で満足な教育を受けられない」、「教師やコーチ等が、指導のために言葉の暴力や体罰を加える」については、いずれも前回調査を3～5ポイント上回っており、より多様なこどもの人権侵害が認知されてきていると思われます。また、「保護者などによる、暴力、育児放棄などの児童虐待」について、年代別では20代が突出して70%を超えています。

このようにこどもを取りまく環境や情勢が一層厳しさを増している中、これらの事象が差別につながることを防ぐよう、人権意識を高める教育を深め、差別をなくしていく啓発活動が必要です。こども一人一人が人権の主体であることを理解したうえで、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人を育む環境づくりを推進する必要があります。

（市民意識調査結果）

- 1 位 保護者などによる、暴力（言葉も含む）、育児放棄などの児童虐待
- 2 位 仲間はずれや無視、暴力など相手が嫌がることをする
- 3 位 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする

(2) 今後の方針・取組

第3回「人権に関する市民意識調査」では、「こどもの人権を守るために必要なこと」について、「相談・支援体制の充実」の割合が50%を超えて最も高く、「学校教育・生涯学習などを通じた人権尊重の教育の充実」、「こどもに対して、他人への思い

やりの心を育む」が続いており、この順位は前回調査と同様ですが、いずれも前回調査より割合が、2～5 ポイント程度高くなっており、今後もこどもの人権に対する教育・啓発をより一層推進することで関心の高さが増していくと思われます。

地域社会全体で、こどもの意思と権利が尊重される環境づくりを進めつつ、豊かな人権感覚を培った人を育むための支援を行います。

同時に、こどもが、いきいきと安心・安全に暮らせる環境づくりや家庭が発達段階に応じた適切な対応がとれるよう、家庭における人権教育の充実を図ります。

また、いじめや問題行動等については、個々の事象に対応できるよう相談体制の一層の充実に努め、学校、家庭、地域の連携による取り組みの充実を図ります。

こどもの権利についての認識等を深め、あらゆる差別を見抜き、なくすよう啓発を推進します。

●相談支援体制の充実

こどものいじめや問題行動等の防止・解消を目指して、関係機関・団体等との連携を強化し、相談・支援体制の一層の充実を図ります。こどもだけでなく親、家族が相談できる場も重要

【具体的な取組事業】

地域子育て支援センター事業（子育て支援課）

いじめ防止対策研修会、教育相談センター運営、不登校対策推進事業

（学校教育課）

市民相談、無料法律相談、各種相談窓口の案内（市民生活課）

●学校教育、生涯学習などを通じた人権尊重の教育の充実

同和教育を中核にした人権教育を計画的に推進し、自他の人権を守るとともに、あらゆる差別を解消できるよう意識の高揚に努めます。

【具体的な取組事業】

人権教育・同和教育教職員研修会の開催（学校教育課）

●いじめ防止対策の推進

全てのこどもが、“いじめをしない・させない・見逃さない”を実践できるような指導及び取り組みを、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者と連携し、継続的に推進します。

いじめは、「いじめる側に問題あり、いじめられる側には問題がない」ことを、こどもたちがしっかりと認識できるよう徹底した教育を行います。

【具体的な取組事業】

いじめ対策研修会、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止対策専門委員会

（学校教育課）

●発達段階に応じた継続的な教育・保育の推進

こどもの健全な育成を目指して、保育園・認定こども園等、学校、家庭、地域等が連携し、こどもの発達段階に応じた継続的な教育・保育を進めます。

【具体的な取組事業】

コミュニティ・スクール推進事業、就学相談、就学支援委員会の開催
(学校教育課)

●支援体制の整備と啓発活動の充実

こどもや若者の育成支援に向け、こどもを取り巻く様々な問題の解決のために、こどもや保護者、地域等に対する支援体制を強化していくとともに、啓発活動の更なる充実を図ります。

【具体的な取組事業】

主任児童委員などと協力し啓発活動の実施、こども子育て会議の開催、こどもまんなか社会実現のための周知(子育て支援課)

●こどもと子育て家庭を支える地域づくり

全てのこどもが健やかに成長できるよう、地域全体がこどもと子育て家庭に寄り添い、支える体制づくりを進めます。

【具体的な取組事業】

コミュニティ・スクール推進事業(学校教育課)

●こどもの虐待防止対策の推進

こどもの虐待防止に向けて、家庭相談窓口の充実を図る等相談体制の整備を図るとともに、早期発見と支援に取り組みます。

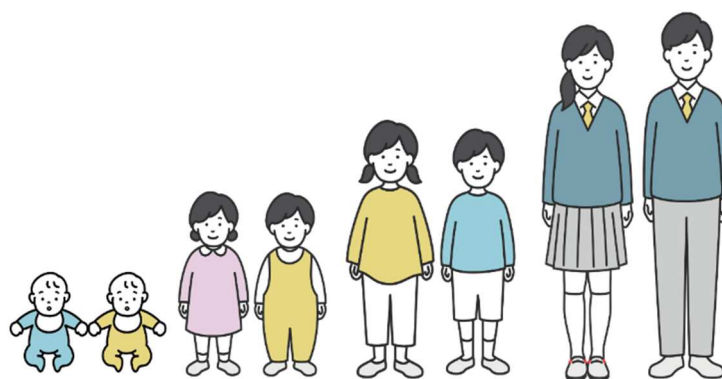
【具体的な取組事業】

こども家庭センター設置、要保護児童対策地域協議会運営事業、乳幼児健康相談(健康づくり推進課)

●ヤングケアラーへの支援

支援を必要とするヤングケアラーの早期発見及び適切な支援につなげます。

【具体的な取組事業】 相談・支援(健康づくり推進課)



※I 問題行動等 …いわゆる非行にとどまらず、学校において教育的な立場から特に指導が必要であると判断される行為や行動を広く問題行動とする。

3 高齢者の人権施策の推進

(1) 現 状

我が国の高齢化は急速に進行し、今後も更に進行する見込みです。本市においても高齢化の波は押し寄せており、65 歳以上の高齢化率は年々上昇しています。

これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきり、認知症等の介護を要する高齢者は今後も増加すると予測されています。

このような中、高齢者に対する身体的・精神的虐待、悪徳商法や詐欺といった犯罪被害等の人権侵害問題も増えつつあります。

第3回「人権に関する市民意識調査」では、「高齢者の人権について問題があると思うこと」で、「自分の家で暮らすことが難しくなると、自分の意思に反して施設や病院に入らなければならない」が、前回と同様に最も高く約3割を占めています。次に高かったのは「経済的な保証が不十分な人がいる」（前回調査では5番目）であり、近年の物価高による生活への影響に不安を感じている高齢者が増えていることがうかがえます。なお、前回調査で2番目に高かった「家族の世話の放棄や暴力による虐待」が、今回の調査では、7番目となっており、人権に対する根源的な部分の市民への浸透は進みつつあると推測されます。また、「周囲の思いやりの心が欠けている」について、年代別では10代及び20代が最も高く（約3割弱）、若い人たちが普段の生活の中で、高齢者への思いやりに関心を持っている状況がうかがえ、将来への希望も感じられます。

高齢者の尊厳を傷つけるような取扱いや差別をなくし、高齢者の自立を支援していくことが求められています。

（市民意識調査結果）

- 1 位 自宅での暮らしが難しくなると、自分の意思に反して施設や病院に入らなければならない
- 2 位 働く場所や社会保障など、経済的な保証が不十分な人がいる
- 3 位 病院、介護施設などでの対応、待遇が不十分なことがある



(2) 今後の方針・取組

第3回「人権に関する市民意識調査」では、「高齢者の人権を守るために必要なこと」について、「自立して生活しやすい環境整備」、「相談・支援体制の充実」、「自宅で介護を受けられるような施策の充実」、が上位3項目であり、なかでも「相談・支援体制の充実」が前回調査に比べて15%以上増えています。

高齢者の尊厳が守られ、できる限り自立して、地域社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、福祉・介護サービスの充実に努めます。

高齢者虐待の問題については、虐待防止のための相談窓口の周知徹底、虐待を受けている高齢者の権利擁護の取り組みを推進します。介護施設等での虐待を防止するために、施設職員の更なる意識向上に向けた取組を推進します。

また、働く意欲・能力のある高齢者も増えることが想定されることから、生きがいだけでなく、高齢者が重要な構成員として活動に参加できるような取り組みを進め、社会参画の促進や雇用・就業機会の確保等の推進に努めます。

●自立して生活しやすい環境整備、生きがいづくりと社会参加の促進

地域団体やハローワーク等の関係機関との連携・協力を図り、老人クラブ活動の支援や働く意思のある高齢者の就労機会の促進等により高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進する取り組みを進めます。

【具体的な取組事業】

一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業（地域ケア推進課）、老人クラブ助成事業、シルバー人材助成事業、高齢者生きがい活動支援通所事業、高齢者・障がい者安心サービス事業、補聴器購入費助成事業（福祉課）

●相談・支援体制の充実

地域の抱える問題や課題は多様化、複雑化していることから、市の関係課や支援機関との連携による包括的な相談支援体制づくりを進めます。

【具体的な取組事業】

包括的支援事業、地域ケア会議推進事業、医療福祉総合センター管理運営事業（地域ケア推進課）

●成年後見制度の活用 の啓発

病気等により判断能力が不十分となった高齢者のために、財産管理及び身上保護を通して自己決定権を尊重することを目的とした成年後見制度の活用等について、啓発に努めます。

【具体的な取組事業】

成年後見制度利用支援事業（地域ケア推進課）

●高齢者を支える地域づくり

医療や介護が必要になっても安心して暮らせるよう地域全体で、高齢者自身も含めて支え合う意識づくり、地域づくりに努めます。

【具体的な取組事業】

生涯健康サポート事業（健康づくり推進課）

民生委員活動事業、高齢者・障がい者安心サービス事業（福祉課）

介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業（地域ケア推進課）

●介護予防の推進

要介護認定者の増加や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的に、介護予防講演会や介護予防教室、介護予防出前講座を行い、介護予防の必要性について普及啓発していきます。また、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への関与（ポピュレーションアプローチ）の双方の取組を効果的に組み合わせ、フレイル予防の普及促進に努めます。

【具体的な取組事業】

一般介護・予防事業（地域ケア推進課）

●福祉・介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。また、支援や介護が必要な高齢者に対して、適切なサービスの利用につながるよう、介護サービス基盤の整備や、介護人材の確保・育成、介護給付の適正化など、福祉・介護サービスの充実に努めます。

【具体的な取組事業】

要援護世帯除排雪援助事業、高齢者緊急通報体制等整備事業、高齢者・障がい者向け安心住まいの整備事業、高齢者外出支援サービス事業、寝たきり老人等介護手当支給事業、紙おむつ等購入費支給事業、養護老人ホーム入所措置事業、高齢者・障がい者安心サービス事業（福祉課）

包括的支援事業、生活支援体制整備事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター等養成事業、認知症初期集中支援事業、家族介護支援事業

（地域ケア推進課）

●権利擁護と虐待防止の推進

高齢者が自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重され尊厳を持って過ごすことができるように、専門的な視点から高齢者の権利擁護のために必要な相談や支援を行っていきます。特に、成年後見制度の利用促進など、地域で安心して暮らせる体制整備のため、成年後見制度中核機関運営協議会を運営し、地域連携ネットワークの強化を図っていきます。

【具体的な取組事業】

成年後見制度利用支援事業、成年後見制度中核機関運営協議会、高齢者虐待防止事業（地域ケア推進課）

4 障がいのある人の人権施策の推進

(1) 現 状

2013 年（平成 25 年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布され、2021 年（令和 3 年）の改正により 2024 年（令和 6 年）4 月から、事業者による障がいのある人への合理的配慮^{*1}の提供が義務化されるなど、同法律に基づいた不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮についての取り組みが進められています。

障がいのある人の社会参画をより推し進めるには、障がいのある人もない人も分け隔てなくすべての市民がお互いを尊重し合い、助け合い、あらゆる差別のない共生社会を実現することが重要です。

しかしながら、障がいのある人の自立意識や社会参画、生活向上意識が高まっている一方で、障がいのある人やその家族に対しての偏見や誤解等の人権侵害は依然として発生しています。障がい者に対するいじめは本当に悲惨なものであり、障がいを理由としたいじめは絶対に無くさなければなりません。

第 3 回「人権に関する市民意識調査」では、「障がいのある人の人権について問題があると思うこと」で、「働ける場所、収入が少ない」が前回と同様に最も割合が高く、60%を超えています。年代別で見ると、どの年代も割合が 50%を大きく超え、障がいのある人の就労や収入に関する課題が依然として多くある状況を示しています。

次に、「周囲の思いやりが欠けている」、「道路の段差など、障がいのある人が暮らしやすい環境が整っていない」が続いていますが、いずれも前回の調査より割合が低くなっています。

障がいのある人の人権に関することや障がい者に関する正しい知識の教育や啓発を、より一層推進する必要があります。

*障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、一部を除き 2016 年（平成 28 年）4 月 1 日より施行されました。

（市民意識調査結果）

- 1 位 働ける場所、収入が少ない
- 2 位 周囲の思いやりが欠けている
- 3 位 道路の段差解消、エレベーターの設置など、暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない

(2) 今後の方針・取組

第3回「人権に関する市民意識調査」では、「障がいのある人の人権を守るために必要なこと」について、「相談・支援体制の充実」、「雇用促進の援助の拡充」の割合が、いずれも40%を超えており、次に「地域活動で障がいのある人も一緒に活動できる工夫」、「学校教育、生涯学習を通じた人権を守るための教育」の割合がいずれも約30%で続いています。これらのことから、「地域で支え合いみんなが安心して心豊かに暮らせるまち」の実現を図るため、引き続き、障がいのある人とのふれあい、交流の場づくりの推進や、生活環境の整備、雇用・就業機会の確保等の自立支援を推進するとともに、障がいに対する正しい知識の普及や教育・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と障がいのある人の権利擁護に向けた取り組みを推進します。

2024年（令和6年）7月3日に最高裁判所より、「国は長期間にわたり障がいがある人などを差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきた。責任は極めて重大だ」として、旧優生保護法は憲法違反であるという判決が出されました。これにより、国全体で、改めて障がいがある人に対する人権保護の機運が高まりました。

本市においても、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指すためには障がいのある人が安心して暮らせる生活基盤の整備が重要となるため、本市は今後も状況の変化を勘案しながら各種施策を推進します。

●相談支援体制の整備

地域における相談支援の中核的な役割を担う「障がい者基幹相談支援センター」を中心に、各施設や関係機関との連携を密にして相談支援体制の充実を図ります。また、民生委員・児童委員等、地域における身近な相談者に対し、相談窓口の周知や情報提供に努めます。

【具体的な取組事業】

障がい者基幹相談支援センター機能強化事業（福祉課）

●就労支援の強化

障がい者雇用促進対策を引き続き推進します。

また、公共職業安定所（ハローワーク）、就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の雇用についての理解の促進を図るとともに、障がい者の雇用環境を整備するため、各事業所に対し、障がい者の状態に応じた適切な対応がとれるよう情報提供や相談・指導に努めます。

【具体的な取組事業】

就労継続支援事業、就労定着支援事業（福祉課）

特別支援教育推進事業（中高連携事業）（学校教育課）

●相互理解と社会参加の促進

障がい者への差別解消の啓発を図るとともに、市報等や各種メディアを活用した広報活動、市民講演会、福祉団体等の各種行事を活用し、障がいについて情報発信を行い、正しい理解の促進・啓発広報活動を推進します。あわせて、障がい者の社会参加を進めるため、障がい者関係団体等への支援を行います。

【具体的な取組事業】

障がい者理解促進事業、まちづくり出前講座（福祉課）

●生活環境の整備

障がいのあるなしに関わらず使用できるユニバーサルデザイン^{※2}の考え方について広報活動を行うとともに、公共施設、公共交通機関のバリアフリー化の推進や、障がい者が、市ホームページ等における情報や機能を誰でも支障なく使用できるよう配慮した方法により広報活動を行います。

【具体的な取組事業】

公共施設のバリアフリー化（関係各課）

意思疎通支援事業（福祉課）

●権利擁護に関する支援

障がい者の権利擁護や成年後見制度等に関する理解促進を図るとともに、知的障がいその他精神上の障がいのある人が成年後見制度を円滑に利用することで、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

【具体的な取組事業】

成年後見制度利用支援事業（福祉課）

●インクルーシブ教育の推進^{※3}

障がいのある子とない子が共に学び合うインクルーシブ教育の考え方に沿った交流の場や共に学びの場の充実に努めます。

【具体的な取組事業】

居心地の良い学級づくり事業、教育支援員設置事業、就学支援委員会の開催（学校教育課）



※1 合理的配慮 …障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮のこと。

※2 ユニバーサルデザイン …障がい者や高齢者等も含め、だれにでも使いやすい設計をすること。

※3 インクルーシブ教育 …障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

5 部落差別（同和問題）に関する人権施策の推進

(1) 現 状

部落差別（同和問題）は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる我が国固有の重大な課題です。その課題解決に向けて一人一人が部落差別（同和問題）に対する理解を深め、自覚して取り組んでいく必要があります。

部落差別（同和問題）の解決は、国の責務でもあり、同時に国民的課題であるとする国の「同和对策審議会答申」が1965年（昭和40年）に出されました。また、一般対策では十分に対応できなかったことから「同和对策特別措置法」を1969年（昭和44年）に施行し、一般対策を補完するための特別措置として同和对策事業を実施するとともに、同和教育及び人権啓発活動の推進等、差別意識の解消に向けた取り組みを進めてきました。

答申では「いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようとも部落問題が解決することは永久にありえないとするのは妥当でない」また、『寝た子を起こすな』式の考えで部落差別（同和問題）をこのまま放置しておけば、社会進化に伴い、いつとはなく解消すると主張することには同意できない」と明言しています。

更に、2016年（平成28年）12月16日には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）＜＊＞」が公布、施行されました。同法律においては、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実や教育・啓発の推進を規定しています。

第3回「人権に関する市民意識調査」では、「部落差別（同和問題）で人権上特に問題があると思うこと」で、「地域社会で不利な扱いをされる」、「就職の際や職場において不利な扱いをされる」、「差別的な行動や発言をされる」が最も高く、いずれも30%を超える割合になっています。また、就職の際や職場において不利な扱いをされる」について、年代別では20代で60%を超える割合になっており、例えば、自身や周りの人が実際に体験したこと、またはそれに関する話を聞いたなどが割合を高くしていると推測されます。

このようなことから、部落差別（同和問題）に対する理解が進んでいない現状が見受けられます。

また、地域社会での不当な扱いや就職差別、結婚差別に関わる問題を中心に偏見は根強く存在し、同時に社会経済の発展に伴い住民の移動も進んでいることから、部落差別（同和問題）やそれに関する教育については、歴史的な被差別部落だけにとらわれることなく、本市においても差別事件が容易に起こりえるということを十分に認識する必要があります。加えて、最近ではインターネット上での差別的な書き込みや動画のアップロード事案も発生しているなどの課題も全国的に広がっています。

こうした情勢を踏まえ、今後も市民一人一人が部落差別（同和問題）の正しい理解と正しい認識を深められるよう、より一層の効果的な部落差別（同和問題）に関する教育と啓発が必要です。

＊部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）

部落問題の解消に向けた取り組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定した法律。2016 年（平成 28 年）12 月 16 日より公布・施行されました。

（市民意識調査結果）

- 1 位 地域社会で不利な扱いをされる
- 2 位 就職の際や職場において不利な扱いをされる
- 3 位 差別的な発言や行動をされる

（2）今後の方針・取組

第 3 回「人権に関する市民意識調査」では、「部落差別（同和問題）を解決するために必要なこと」について、「差別事件に対して、正しい認識と理解を深める」が最も高く、「学校や企業、地域における同和教育の推進」、「同和地区の生活環境を改善し、周辺地域との公平性を確保する」が続きますが、事件を通じた関心の高さによらず、日々の暮らしの中でこそ、社会全体が意識できる啓発活動が重要となります。部落差別（同和問題）に関する様々な部落差別の解消に向けた取り組みを推進します。特に、差別意識の解消を図るにあたっては、これまでの部落差別（同和問題）に関する教育や啓発活動の取り組みを踏まえながら、人権尊重や差別解消の視点から効果的な教育・啓発活動を積極的に推進します。

●差別事件に対して、関係機関との連携し正しい認識と理解を深める

部落差別（同和問題）に関する正しい理解と認識が得られるよう各行政機関や人権団体等と連携し教育・啓発活動を展開します。

【具体的な取組事業】

人権教育事業・同和教育教職員研修事業、同和教育副読本の活用（学校教育課）
新潟県人権・同和センター、部落解放同盟新潟県連合会との連携
（市民生活課、学校教育課）

●学校教育における同和教育の推進

県教育委員会並びに市教育委員会の方針に基づいた同和教育を中核とした人権教育の推進を図ります。

【具体的な取組事業】

人権教育事業・同和教育教職員研修事業、同和教育副読本の活用（学校教育課）

●人権相談や生活相談の充実

【具体的な取組事業】

市民相談、無料法律相談（市民生活課）

●市職員、教職員等の資質向上

市職員、教職員等は、人権に関わる関係機関が実施する研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ります。

【具体的な取組事業】

人権教育事業（学校教育課）、新採用職員研修（市民生活課）

●人権啓発研修の支援

部落差別（同和問題）の解決をめざし、関係機関と連携しながら、事業者・職場や地域において核となる指導者を育成する人権啓発研修ができるよう支援します。

【具体的な取組事業】

人権教育事業・同和教育教職員研修事業、同和教育副読本の活用（学校教育課）
人権講演会（市民生活課）

●インターネットのモニタリング

部落差別（同和問題）を助長するような悪質な書き込みや動画が無いか、定期的にモニタリングを行います。

【具体的な取組事業】

インターネットのモニタリング（市民生活課）

●インターネットの削除要請

モニタリングにより悪質な書き込みや動画を発見した場合は、法務局に削除要請を行います。

【具体的な取組事業】

法務局への削除要請（市民生活課）

●本人通知制度の周知、活用

本人通知制度は戸籍などの不正取得のための有効な手段であり、市報やホームページの周知に加え、職員研修や市民向け人権講演会の場面なども活用し積極的に周知します。

【具体的な取組事業】

本人通知制度の登録（市民生活課）

●市民向け講演会等の実施

市民の関心及び意識を高めるため、部落差別（同和問題）をテーマとした講演会や映画上映を定期的に実施します。

【具体的な取組事業】

講演会、映画上映の実施（市民生活課）



6 外国から来た人の人権施策の推進

(1) 現 状

国においては、ヘイトスピーチ^{※1}やヘイトクライム^{※2}の広がりを受けて、特定の人種や民族への差別をあおるヘイトスピーチ(憎悪表現)の抑止・解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）＜*＞」が2016年（平成28年）6月に施行されました。

本市においては、外国から来た住民等の人権を尊重し共生していく社会を築いていくため、学校教育の中で、英語に親しむ授業や国際理解を深める教育、グローバル化に対応すべく社会環境づくりを進めてきました。

しかしながら、外国から来た人等と接する機会が増え、言語、習慣、文化、価値観の違いにより相互理解ができないまま、地域の中でトラブルになったり、差別や偏見などの人権問題へと発展したりするケースも生じています。

第3回「人権に関する市民意識調査」では、「外国から来た人の人権について問題があると思うこと」で、「外国から来た人への理解や認識が十分でない」、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい」が、前回に引き続き、最も高く約50%の割合となっています。また、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい」について、年代別では20代が60%を超える割合になっていることから、様々な交流等による実体験を通じた結果であることがうかがえます。

グローバル化が進展する中で、外国から来た住民等が安心・安全に暮らせるまちづくりを推進するとともに、相互に理解を深め、人権を尊重し合い、共生していく社会を築くことが重要です。

（市民意識調査結果）

- 1 位 外国から来た人への理解や認識が十分でない
- 2 位 言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい
- 3 位 働ける場所や能力を発揮する機会が少ない

※本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
（ヘイトスピーチ対策法）

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進することを目的に、2016年（平成28年）6月3日より公布・施行されました。

(2) 今後の方針・取組

第3回「人権に関する市民意識調査」では、「外国から来た人の人権を守るために必要なこと」について、「外国の文化や生活習慣などへの理解を深める」、「働ける場所や能力を発揮できる機会を設ける」が最も高く、「相談・支援体制の充実」が続きます。今後も、ますますグローバル化が進むことが予想されることから、外国人を受

け入れる社会の実現を推進する必要があります。

市民一人一人が外国の文化や習慣等への理解を深めることによって誤った先入観や差別を取り除き、外国から来た人等と交流し、協力し合い、高め合っていくことは各々の人生をより豊かにすることとなります。外国から来た住民等のこどもについても、その文化の違いを認めながら共生していけるような施策を進めていくよう努めます。

また、外国から来た住民等も地域の一員としてまちづくりに参画し、多様な能力や新たな感性を発揮することは、地域活性化やグローバル化の大きな助力となります。

市民一人一人が異なる文化や考え方を理解し合い、お互いの人権を尊重し合うふれあいの国際化を推進するとともに、関係する機関や団体等との連携・協働による共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

●外国の文化や生活習慣などへの理解を深める、国際理解教育の推進

異文化を尊重する姿勢やともに生きていく考えを深める国際理解教育を、関係機関と連携しながら推進します。

【具体的な取組事業】

外国語指導助手設置事業、英語教育推進事業（学校教育課）

●働ける場所や能力を発揮できる機会を設ける、外国から来た人等が生活しやすい環境づくり

外国から来た人等への多言語による情報提供や就労活動・日本語習得の支援、相談体制の充実を図り、外国人が生活しやすい環境づくりを進めます。

【具体的な取組事業】

外国人児童生徒支援事業（学校教育課）

●相談支援体制の充実

外国人に対する差別や偏見、虐待等の防止・解消を目指して、関係機関・団体等との連携を強化し、相談・支援体制の一層の充実を図ります。外国人本人だけでなく、企業も含めた周囲の方が相談できる場も重要

【具体的な取組事業】

市民相談、無料法律相談（市民生活課）

●交流による相互理解の促進

市民一人一人が文化や習慣等の違いによる偏見や差別意識を持つことのないよう、国際交流協会等と連携しながら外国から来た人等との交流やふれあいの場を設定し、相互理解を深め、共に生きていく人権意識の形成に努めます。

【具体的な取組事業】

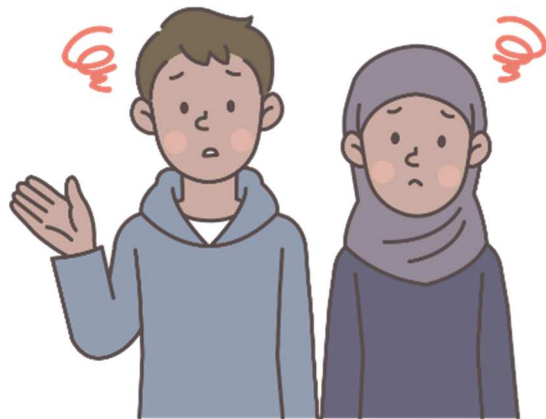
外国語指導助手設置事業、英語教育推進事業（学校教育課）

●互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けた啓発推進

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」が施行されたことを踏まえ、民族や国籍等の違いを越え、互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けて、関係機関と連携しながら啓発活動等の取り組みを進めます。

【具体的な取組事業】

外国語指導助手設置事業（学校教育課）



※1 ヘイトスピーチ …特定の属性を有する個人や集団を排斥する差別的言動のこと。

※2 ヘイトクライム …特定の属性を有する個人や集団に対する偏見や憎悪がもとで引き起こされる犯罪行為のこと。

7 感染症患者やハンセン病元患者等の人権施策の推進

(1) 現 状

最近では、新型コロナウイルス感染症や SARS など様々な感染症がマスメディアで取り上げられ、感染症に対する関心は社会的に高まっています。感染症について正しく理解し、患者やその家族、医療従事者等が、差別や偏見を受けることのない地域づくりをしていく必要があります。

エイズは、1981 年（昭和 56 年）に世界で初めて発見されて以来、世界中に広がり、日本では新規感染者・患者数が 2007 年から 2016 年の間、毎年 1,400 人以上報告されていました。

HIV（エイズウイルス）感染症は、治療技術の進歩によりエイズの発症を抑えることが可能となりました。また、医学的解明が進み、感染力が弱く、感染経路の限られた、予防可能な感染症であることが明らかになっています。しかし、感染源や感染経路についての誤解や偏見から、依然として HIV 感染者・患者、更にはその家族に対する偏見や差別、人権侵害が見られます。

また、ハンセン病は、本来感染力の弱い感染症で治療法もすでに確立されていますが、以前は遺伝や不治の病として強制隔離される等、患者やその家族までもが著しい差別や偏見を受け、現在も社会復帰が困難な状況となっています。

第 3 回「人権に関する市民意識調査」では、「感染症患者等の人権について問題があると思うこと」で、「感染症患者について正しい理解がされていない」が、前回と同様に最も高く約 6 割を超えています。次に、「差別的な発言や言動をされる」、「本人や家族などのプライバシーが侵害される」が続きますが、いずれも 3 割を下回っており、調査に回答したほとんどの市民は、正しい理解がされていないことが問題だと思っていることが確認されました。また、「感染症患者について正しい理解がされていない」については、全ての年代で、50%を超える割合となっており、正しい理解の浸透が最も重要な課題であることが確認できました。

（市民意識調査結果）

- 1 位 感染症患者について正しい理解がされていない
- 2 位 差別的な発言や行動をされる
- 3 位 本人や家族などのプライバシーが侵害される

(2) 今後の方針・取組

第 3 回「人権に関する市民意識調査」では、「感染症患者等への人権を守るために必要なこと」について、「感染症の正確な情報を提供し、偏見・差別の解消」が最も高く、「感染症患者等のプライバシーの保護」、「保健所、医療機関における相談・指導や検査・治療体制の充実」が続きますが、対応に当たり、行政機関や医療機関、試験研究機関（検査実施機関）等との連携が求められます。

私たちは、新型コロナウイルスの世界的な感染のまん延により、自分自身や身近な人が感染したことで、少なからず人権の侵害を自分事として経験しています。その経験を踏まえたうえで、市民一人一人が感染症の予防を考え、感染症患者やハンセン病元患者等の人権を尊重する視点に立ち、共存についての理解を深めることが大切です。感染症患者やハンセン病元患者等に対する正しい知識と理解が深まるような、世代に応じた、また、原体験に学ぶことのできる教育や啓発、情報提供の取り組みを推進します。

●感染症の正確な情報の提供、教育・啓発活動の推進

感染症患者等に対する正しい知識と理解が深まるような、教育・啓発活動に努めるとともに、感染症患者等に対する差別や偏見を解消し、感染症についての正しい知識と理解を得るため、世界エイズデーやハンセン病を正しく理解する週間等の教育・啓発活動を国や県等と連携を図りながら推進します。

【具体的な取組事業】

市報やホームページによる市民周知（健康づくり推進課）

●感染症患者等のプライバシー保護

患者個人が特定されうる情報や、感染の可能性につながる情報が流出することで、患者の社会的地位や精神的健康に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。そのため、患者からの明示的な同意なしに情報を第三者と共有しないなど、個人に関する情報の取扱いに細心の注意を払い、対応に努めます。

【具体的な取組事業】

関係法令や市条例の遵守（健康づくり推進課）

●相談窓口の周知

国、県、市等の相談窓口を広く市民に周知します。

【具体的な取組事業】

市報やホームページによる市民周知（健康づくり推進課）



8 犯罪被害者やその家族の人権施策の推進

(1) 現 状

犯罪被害者やその家族は、精神的・経済的にも大きな影響を受けます。また、周囲の人々の言動やマスメディアによる行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損(きそん)、私生活の侵害等、二次的被害の問題も指摘されています。我が国では、2004 年(平成 16 年)12 月に犯罪被害者等の権利権益の保護を図るための「犯罪被害者等基本法」が施行されました。この法律に基づいて現在は「第 2 次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、着実な施策がなされています。

第 3 回「人権に関する市民意識調査」では、「犯罪被害者やその家族の人権について問題があると思うこと」で、「報道によるプライバシーの侵害」、「犯罪による精神的な負担」が、いずれも 50%を超える割合となっており、「うわさ話をされる」が続きます。また、「犯罪による精神的な負担」、「うわさ話をされる」について、年代別では 10 代の割合が、30%前後と他の年代に比べて低いことから、当事者との距離があることが、関心の低さにつながっていると推測されます。

(2) 今後の方針・取組

第 3 回「人権に関する市民意識調査」では、「犯罪被害者やその家族を守るために必要なこと」について、「報道は、犯罪被害者や家族のプライバシーへの配慮」が最も高く、「相談・支援体制の充実」、「捜査や刑事裁判において、犯罪被害者、家族への配慮」が続きますが、いずれも直接的な関与が難しいことから、地道な社会全体への浸透を推進する施策が求められます。

犯罪被害者等の人権が尊重される社会をつくるには、社会全体が一体となった取り組みを行うことが必要であることから、市と行政、司法、医療・福祉、教育等の関係機関・団体との連携強化による支援体制の充実を図るとともに、あらゆる機会をとおして人権教育・啓発に取り組みます。

(市民意識調査結果)

- 1 位 報道は、犯罪被害者や家族のプライバシーへの配慮
- 2 位 相談・支援体制の充実
- 3 位 捜査や刑事裁判において、犯罪被害者、家族への配慮

●互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けた啓発推進

犯罪被害者等が置かれた現状や支援の必要性を社会に周知するため、関係機関等と連携しながら、専門機関の紹介や各種パンフレットの設置など、広報啓発活動の取り組みを進めます。

【具体的な取組事業】

- 犯罪被害者等見舞金支給(防災安全課)
- 市民相談、無料法律相談(市民生活課)



9 インターネット上の人権施策の推進

(1) 現 状

インターネットは、スマートフォンなどの携帯端末の急激な普及や高速情報通信ネットワークの飛躍的な技術革新に伴い、社会のあらゆる場面に浸透し、私たちの生活を便利で豊かなものとしています。

しかし一方では、発信の匿名性を利用した誹謗中傷^{ひぼう}の表現や差別を助長する表現等の情報が氾濫し、人権に関わる大きな問題も多発しています。

また、情報化の発達は大量かつ広範な情報の処理と伝達を容易としている反面、個人情報が無断で大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権益が簡単に侵害される事象も起きています。

第3回「人権に関する市民意識調査」では、「インターネット上での人権侵害で問題があると思うこと」で、「誹謗中傷など、人権を侵害する情報の掲載」の割合が8割を超えて最も高くなっています。次に高かったのは「個人情報の流出や不正取引など」であり、「プライベートな情報を公開される」が続きます。また、「誹謗中傷など、人権を侵害する情報の掲載」について、年代別では10代が100%で、70代以上でも70%を超えていることから、全年代で関心が高い項目になっています。

このようなことから、家庭や地域、学校、職場等といったあらゆる場において、被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用上の注意点やインターネットの危険性、利用時のマナーやルール等、情報モラルに関する教育を重視し、学習機会を充実させていく必要等があります。

(市民意識調査結果)

- 1位 誹謗中傷など、人権を侵害する情報の掲載
- 2位 個人情報の流失や不正取引など
- 3位 プライベートな情報を公開される

(2) 今後の方針・取組

第3回「人権に関する市民意識調査」では、「インターネット上での人権侵害を無くすために必要なこと」について、「違法な情報発信者の監視・取り締まりの強化」が最も高く、「プロバイダーへの情報停止、削除を求める法整備」、「インターネット利用の規制、罰則の強化」が続きますが、法的及び技術的な課題を十分に考慮する必要があります。

このようなことを鑑みて、モニタリング（監視活動）を通じて、インターネット上での人権侵害を発見した際には、憲法に保障された表現の自由に配慮しながら、発信者へ通告する等の喚起に努め、あるいは、法務局や警察等と連携しプロバイダー等に対して侵害情報等の停止・削除を申し入れる等の対応を検討します。

また、利用者一人一人が、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任や、モラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の取り組みを推進するとともに、人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知に努め

ます。

●違法な情報発信者に対する監視、取り締まりの強化

違法な情報発信者に対する監視と取り締まりの強化が求められています。これにより、適切な情報管理を行い、社会全体の安全を確保することが重要です。

【具体的な取組事業】

インターネットのモニタリング（市民生活課）

●プロバイダーへの情報停止、削除を求める法の周知

プロバイダーへの情報停止や削除を求める法整備に関しては、インターネット上でのプライバシーや権利侵害を防ぐために、「情報流通プラットフォーム対処法」や「個人情報保護法」などの法律によって進められています。

【具体的な取組事業】

市報やホームページによる市民周知（市民生活課）

●インターネット利用の規制、罰則の強化

2022 年（令和 4 年）、日本では誹謗中傷に関する罰則が強化され、特に名誉毀損罪の刑罰が引き上げられました。侮辱罪の法定刑が厳格化され、罰金や懲役刑の適用範囲が広がっています。

【具体的な取組事業】

無料法律相談（市民生活課）

●正しい利用法の教育・啓発の推進

利用上のルールやモラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発に努め、インターネットの正しい利用方法について、認識と理解を深める教育・啓発を進めていきます。

【具体的な取組事業】

メディア研修会の実施（学校教育課）

●情報モラル教育の充実

学校における情報教育の場において、技術や使い方の指導だけでなく、利用者のモラルやエチケットの向上を図る内容を計画的に取り入れていきます。

【具体的な取組事業】

メディア研修会の実施（学校教育課）

●悪質な書き込み等の削除要請

モニタリングにより悪質な書き込みや動画を発見した場合は、法務局に削除要請を行います。

【具体的な取組事業】

法務局への削除要請（市民生活課）



10 性的少数者等の人権施策の推進

(1) 現 状

性的少数者等については、生物学的な性である「からだの性」と自分の性をどう認識するかという「こころの性」が一致しない、性の自認や性的指向（性愛の向かい方）に悩んでいる人の存在について、市民の正しい理解が求められています。

性の自認や性的指向等における性的少数者は、日常生活のさまざまな場面において、奇異な目で見られるなどの精神的な苦痛を受けることも多く、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。

若年層においては、当事者が正しい知識を得る機会がなく、自らの性のあり方について違和感を持っていても、誰にも相談できずに悩み続ける場合もあり、さらに、家族からの理解を得られなければ孤立してしまうことになります。

第3回「人権に関する市民意識調査」では、「性的少数者の人権侵害について問題があると思うこと」で、「差別的な言動」、「学校や職場でのいじめや、いやがらせ」がいずれも 50%を超え、前回と同様に最も高くなっています。また、年代別でも、この2項目は、全ての年代でまんべんなく高い割合となっており、「差別的な言動」については、10代で70%を超える割合になっていることから、若い人たちの関心と理解の高さがうかがえます。

性の自認や性的指向に悩んでいる人の相談先の情報周知などもまだ十分ではないため人々の精神的苦痛に関する相談対応が必要となります。

（市民意識調査結果）

- 1位 差別的な言動
- 2位 学校や職場でいじめや、嫌がらせ
- 3位 じろじろ見られたり避けられたりする

(2) 今後の方針・取組

第3回「人権に関する市民意識調査」では、「性的少数者の人権侵害を無くすために必要なこと」について、「教育・啓発活動を推進」、「性別に関係なく利用できる施設を増やす」、「相談・救済体制の充実」、「同性のパートナーの権利も夫婦として認める」の4項目が拮抗して高くなっています。

今後、思春期等をテーマにした研修会を通して、支援者向けの教育研修や啓発に取り組むなど、相談体制を充実します。

また、新潟県内においては、性に関する多様性を多くの方が認識し、理解を深めるための取組を進めるとともに、性的マイノリティの方が抱える生活上の困りごとの軽減など、誰もが暮らしやすい環境づくりにつなげるため、令和6年9月より新潟県が「パートナーシップ制度」を導入しました。県内全ての市町村が本制度に協力し、行政サービスの提供などを行っております。当市においても各種補助金や保育園の入園申込、罹災証明書の代理申請、公営住宅の入居など様々な行政サービスを提供しています。

●教育・啓発推進活動を推進

性の自認や性的指向が多様であることを社会に認識させ、包容力のある社会の実現を目指します。

【具体的な取組事業】

人権講演会（市民生活課）

●性別に関係なく利用できる施設（トイレなど）の推進

性別に関係なく利用できる施設（トイレなど）を整備することは、包括的で多様性を尊重する社会の形成において重要な取り組みです。建物の改修及び更新・新設の際には、ユニバーサルデザイン化を図り、すべての人が快適に利用できる公共空間の提供を目指します。

【具体的な取組事業】

公共施設のユニバーサルデザイン化（財政課）

●相談体制の充実、相談窓口の周知

関係機関等と連携しながら、適切な相談窓口の周知に努めます。

【具体的な取組事業】

市民相談、女性専用ダイヤル、無料法律相談（市民生活課）

●同性のパートナーの権利も夫婦として認める

【具体的な取組事業】

新潟県のパートナーシップ制度への協力（全庁）



11 身元調査に関する人権施策の推進

(1) 現 状

全国的には特定8業種[※]に認められた職務上請求制度を利用した、戸籍謄本や住民票の不正請求や悪質な取得といった差別につながる恐れのある身元調査事件は、いまだに後を絶ちません。また、行政を始め信頼されているはずの者が、職務上の立場を利用し、市民のプライバシーに関する情報を不正に取得するなどの違法行為も発覚しています。このような状況においても、＜身元調査実施の是非＞については、「よくないことだと思うが、ある程度は仕方がない」や「身元調査することは当然のことだ」と考える人は少なからず存在しており、憂慮すべき結果となっています。

このようなことから、今後も、事業者・職場をはじめ、学校、行政機関、地域等の各場面における教育や研修を通し、身元調査が引き起こす差別の恐れに対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取り組みを進める必要があります。

◆身元調査とは、本人の意に反して行われる他人の身元（本籍、経歴、家庭環境、思想・信条、資産等）を調べることです。従業員の採用、結婚、金銭消費貸借等の際に行われることが多く、^{こうしんじょ}興信所（探偵）等民間の機関に依頼して調査することもあります。

(2) 今後の方針・取組

事業者に向けては、就職時における採用選考において、身元調査を行ったり、本人の能力や適性とは関わりのないことを選考の際に質したりすること等がないように、公正な採用選考の実施を継続的に働きかけていきます。また、前出の「部落差別（同和問題）」に関する人権施策の取り組みとも密接に連携しながら、個人情報保護の観点からも不正請求・悪質利用等の防止への取り組みを推進します。

●人権教育・啓発活動の推進

本人が望まない身元調査が根絶される社会の実現を目指し、事業者・職場や各行政機関や民間団体・市民と連携し、人権教育や啓発活動を推進していきます。

【具体的な取組事業】 本人通知制度（市民生活課）

●公正な採用選考の周知

公正な採用選考の趣旨について、ハローワークや商工会等関係機関と連携し、周知に努めます。

【具体的な取組事業】 公正な人事選考（総務課）

●市職員の研修、指導

戸籍等の公用請求にあたる職員や新採用職員には、公用請求にあたる心構えなど研修を行います。

【具体的な取組事業】 新採用職員研修（市民生活課）



※ 特定8業種 … 「八士業」の資格を持った者で、弁護士、海事代理士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士（順不同）のこと。

12 様々な人権に関する課題

(1) 現 状

これまで述べてきた人権問題のほかにも様々な人権問題があります。

① 北朝鮮による拉致問題

北朝鮮による拉致問題等については、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。国際的にも関心が高まる中、国家間の協議は進められていますが、いまだ解決への進展が見られません。また、拉致被害者とその家族が帰国後に安心して暮らせる対応も必要とされています。その一方で、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせ等の問題も長年に渡って続いています。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人については、周囲の偏見や差別意識があり、就職や入居等の面で社会に受け入れられにくい等の厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。現在、国では、偏見や差別の解消に向けた啓発活動の推進が図られています。

③ ホームレスの人

ホームレスの人たちについては、2002年（平成14年）8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人たちへの支援等を定めています。

④ アイヌの人々

北海道等に先住していた民族であるアイヌの人々については、明治以降の同化政策の中で、独自の伝統や文化を制限・禁止されていた時期がありました。このような問題を解決しようと国は「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定し、懇談会を設置するなど人権教育・啓発に取り組んでいます。

⑤ 自死遺族

自死遺族については、自殺理由に関する周囲の奇異な目や誤解等によって、自殺で亡くなったことを周囲に話せず、地域社会から孤立してしまう事例もあります。周囲の人や支援者が自死遺族への理解を深め、偏見や誤解をなくし、適切な対応をとる必要があります。

⑥ 震災等の災害に起因する人権問題

能登半島地震や東日本大震災など、震災時の避難所は共同生活となるため、互いに人権に配慮することが大切です。また、発生時に「デマ情報」も確認されており、偏見や差別を助長するような情報発信は人権侵害に当たります。東日本大震災では、原子力発電所の事故に伴い、被災地の海産物や農作物等が風評被害を受けたり、被災者が避難先で心ない対応を受けたりすることなども問題となりました。

⑦ 宗教の人権問題

日本国憲法では、国民の信教の自由が保障されていますが、一方で、特定の宗教団体の信者に対する人権問題も発生しています。とりわけ、宗教的な信仰をもつ親や家族のもとで育った人を指す「宗教2世」と言われる人に対する差別や誹謗中傷が、報道等のエスカレートも助長し、大きくクローズアップされています。

このほか、経済的事情により義務教育課程を修了できずに、読み書きが十分にできない人たちやワーキングプア（働く貧困層）、ひきこもり者のように近年社会問題となっている事象もあります。社会の変化に伴って生じた多様な人権問題の解決が広く求められています。

⑧ 人身取引（性的サービスや労働の強要等）の人権問題

人身取引は、女性、子どもなど、弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、労働の強要などにより搾取する犯罪とされています。

例えば、実習実施者として受け入れていた技能実習生に対して暴力を振るい暴言を浴びせ、技能実習生の弱い立場に乗じて違法な時間外労働を行わせること、短期滞在の在留資格で入国させた外国人女性を社交飲食店に雇い入れた後、渡航費用名目で借金を負わせたり旅券を取り上げるなどして監視下に置き、不法残留させたままホステスとして稼働させること、出会い系サイトを通じて知り合った被害女性に対し、売春させることにより対償を得ようと考え、暴行や脅迫を加えた上、不特定の男性を相手に売春させることなど、私たちの身の回りにも起こり得る人権問題となっています。

人身取引を根絶し、被害者を救うためには、私たち一人一人が、まずその事実をよく認識し、気になることがあれば、最寄りの警察署や行政機関（地方出入国在留管理局）へ相談や通報などの行動が求められます。

(2) 課 題

様々な人権問題の解決を図るためには、正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を長期的及び継続的に進める必要があります。

(3) 今後の方針・取組

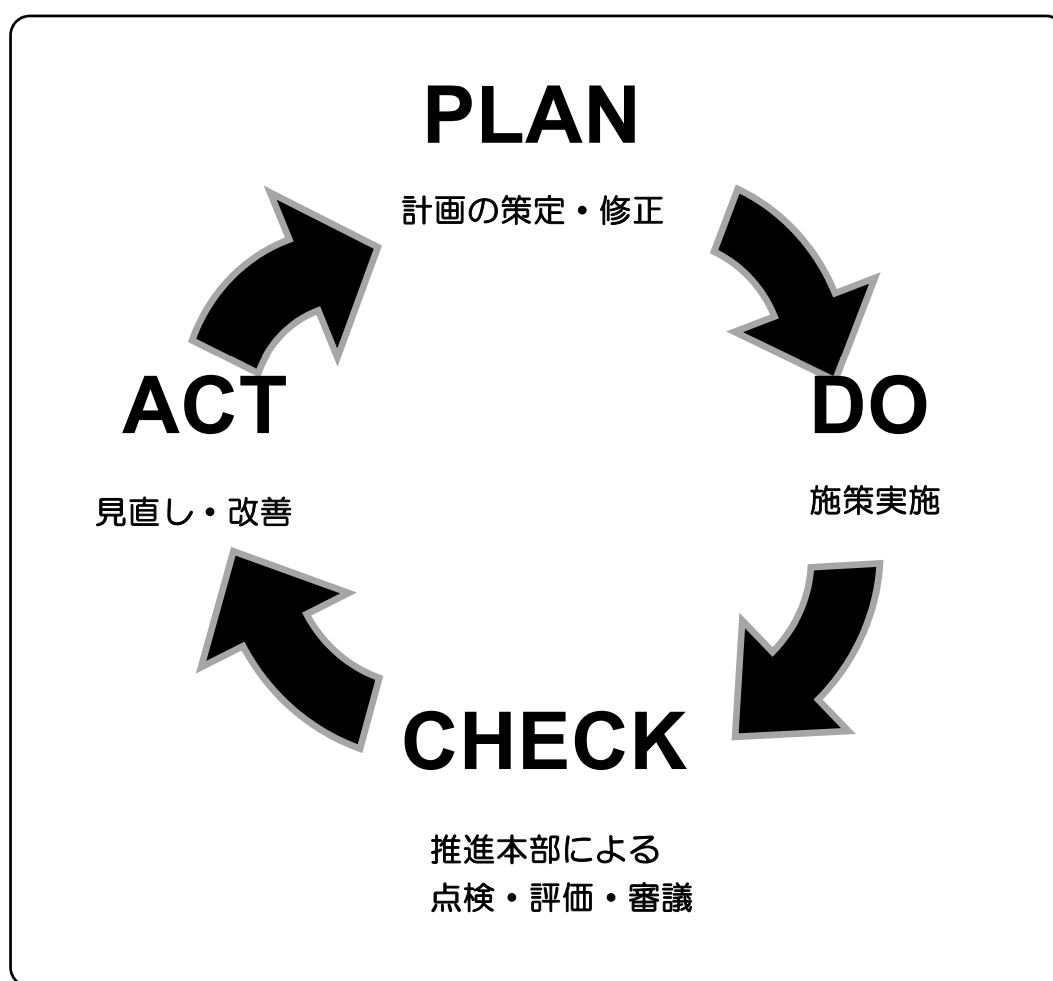
本市は、様々な人権問題に関しても、国内外の社会情勢の変化に留意し、すべての人々の人権を尊重する視点に立って、あらゆる偏見をなくし、また、あらゆる差別意識を根絶するために人権教育・啓発の取り組みを推進するとともに、人権を尊重する意識の高揚と浸透に努めます。

第5章 計画の推進

人権課題の解決を目指し、差別や偏見の解消を目的とする「第3期十日町市人権教育・啓発推進計画」を実行あるものにするために、次のとおり計画を促進します。

1 庁内推進体制の整備

本計画を基に、人権尊重のまちづくりを推進するため、行政内に「十日町市人権教育・啓発推進本部」を設置し、人権施策の調整や総合的な推進、及びPDCAサイクルによる継続的改善の考え方に基づき、本計画の点検・評価・見直しを図ります。



2 職員研修の充実

(1) 行政職員等

職員一人一人が確かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるように努めます。また、市の施設の指定管理団体等の職員に対しても、研修会の情報提供を行う等支援を行います。

(2) 学校などの教職員

特に子どもと接する機会の多い教職員の人権意識を高め、人権教育の推進を図ります。また、家庭や地域との連携を深め、人権課題の解決に積極的な役割が果たせるように努めます。

(3) 福祉・保健・医療・消防・防災関係職員

特に、福祉・保健・医療・消防・防災関係職員は、生命や健康、生活を守るという重要な役割を担っています。そのために、職務内容に応じて相手の立場に立った、きめ細かな人権感覚を身につけて職務に臨むことができるよう、人権意識の高揚に努めます。

3 関係機関との連携

国や県はもとより、新潟地方法務局十日町支局、中越地域人権啓発活動ネットワーク協議会、十日町人権擁護委員協議会等の関係機関と連携を図りながら、地域の実態に即した効果的な教育・啓発等に努めます。

また、NPO・ボランティア団体等の活動支援に努め、また、民間団体の発想等を人権啓発活動に活用する等して、連携強化を図った啓発活動に努めます。

4 計画の評価や公表等

本推進計画は、「第二次十日町市総合計画後期基本計画」と整合性を持つものであることから、市の行政評価制度等とリンクさせて、毎年度その実施状況を把握するとともに、進捗を管理し、必要に応じて取り組みの見直しを実施し、PDCAサイクルを確実に回し、着実な推進に努めます。

加えて、評価結果を市のホームページ等で公表します。さらに今後は、計画の見直し等の節目に際しては、市民意識アンケートの実施等により、当事者を含めた幅広い市民等の声を把握し、適切に“市民の声”として反映させます。

■ 資料編

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

○部落差別の解消の推進に関する法律

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた
取組の推進に関する法律

○策定までの経過

- 1 十日町市人権教育・啓発推進計画策定委員会名簿
- 2 策定の経緯

○主な相談窓口

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年 12 月 6 日公布・施行)

(平成 12 年法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

（平成 28 年 12 月 16 日公布・施行）

（平成 28 年法律第 109 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(障がい者差別解消法)

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

(平成 25 年法律第 65 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第 7 号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 4 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第 8 条の 1 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 5 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

6 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

7 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（国民の責務）

第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（部落差別の実態に係る調査）

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

（平成 28 年 6 月 3 日公布・施行）

（平成 28 年法律第 68 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の整備）

第 5 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第 6 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

-
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

策定までの経過

1 十日町市人権教育・啓発基本計画策定委員会名簿

任期：2023 年（令和 5 年）10 月 1 日～ 2025 年（令和 7 年）3 月 31 日

	役職	氏名	所属等
1	会長	秋山 正道	学識経験者・大学教授
2	副会長	井ノ川 歩	十日町人権擁護委員協議会
3	委員	小野塚 照秋	十日町市身体障害者団体連絡協議会
4	委員	上村 良一	十日町市民生委員児童委員協議会
5	委員	松山 望	十日町市男女共同参画推進委員会
6	委員	阿部 直樹	十日町市学校長協議会
7	委員	小島 勝彦	十日町公共職業安定所 (2024 年 3 月 31 日まで)
		丸山 直子	十日町公共職業安定所 (2025 年 3 月 31 日まで)
8	委員	金澤 修子	十日町市介護支援専門員連絡協議会
9	委員	佐藤 幸雄	十日町市社会教育委員会
10	委員	長谷川 均	人権団体（新潟県人権・同和センター） (部落解放同盟新潟県連合会)
11	委員	仙田 和也	新潟県十日町地域振興局健康福祉部 (2024 年 3 月 31 日まで)
		関 葉子	新潟県十日町地域振興局健康福祉部 (2025 年 3 月 31 日まで)
12	委員	太嶋 美鈴	一般公募
13	委員	小林 智子	一般公募

2 策定の経緯

期 日	項 目	内 容
2023 年（令和 5 年） 10 月 13 日	第 1 回策定委員会	会長・副会長の選任 市民意識調査について
2024 年（令和 6 年） 1 月	人権に関する市民意識 調査の実施	満 18 歳以上の市民 2,000 人を対象 回収数 1,053 件、回収率 52.7%
2024 年（令和 6 年） 3 月 22 日	第 2 回策定委員会	市民意識調査の結果について
2024 年（令和 6 年） 10 月 24 日	第 3 回策定委員会	第 3 期十日町市人権教育・啓発推 進計画（素案）の検討
2024 年（令和 6 年） 12 月 18 日	第 4 回策定委員会	第 3 期十日町市人権教育・啓発推 進計画（素案）の検討

主な人権相談窓口

2025 年（令和 7 年）3 月 31 日現在

相談窓口	実施機関	所在地・電話番号	内容
調停等の手続き案内	新潟家庭裁判所 十日町出張所	〒948-0093 十日町市稲荷町 3 丁目南 3-1 ☎025-752-2086	家事、民事事件の調停等の手続き案内
法務局人権相談	新潟地方法務局 十日町支局	〒948-0083 十日町市本町 1 丁目上 1-18 ☎025-752-2575	差別、いやがらせ、いじめなど人権に関する相談
総合労働相談	十日町 労働基準監督署	〒948-0073 十日町市稲荷町 2 丁目 9-3 ☎025-752-2079	解雇・賃金不払いに関する相談
女性被害 110 番	新潟県警察本部	〒950-8553 新潟市中央区新光町 4-1 ☎025-281-7890	性犯罪や性的いやがらせなどの相談
新潟県いじめ・不登校等相談電話 (24 時間受付)	新潟県教育庁	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1 ☎025-285-1212	いじめに関する児童生徒・保護者・教職員などからの電話相談
女性相談専用電話	十日町市役所	〒948-8501 十日町市千歳町 3 丁目 3 ☎025-757-3701	女性に関する相談
地域包括支援センター	北地域 包括支援センター	〒949-8603 十日町市下条 3 丁目 485-1 ☎025-761-7406	高齢者に関する総合相談
	東地域 包括支援センター	〒948-0065 十日町市高田町 3 丁目南 442 ☎025-757-3551	
	中地域 包括支援センター	〒948-0051 十日町市寿町 2 丁目 1-1 ☎025-755-5115	
	南地域 包括支援センター	〒949-8526 十日町市新宮乙 195-3 ☎025-758-2324	
	西地域 包括支援センター	〒942-1526 十日町市松代 3983-1 ☎025-597-3805	
新潟県人権・同和センター	新潟県人権・同和センター	〒951-8133 新潟市中央区川岸町 2-11-4 高校会館 1F ☎025-211-4740	人権問題、同和問題に関する相談



【第3期十日町市人権教育・啓発推進計画】

十日町市 市民福祉部 市民生活課

〒948-8501

新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

電話 025 (757) 3111 (代表)